

重要文化財 松城家住宅主屋ほか6棟
保存修理工事報告書

【本文編】

静岡県沼津市

重要文化財 松城家住宅主屋ほか6棟
保存修理工事報告書

【本文編】

序 文

重要文化財松城家住宅は、西伊豆の良港として栄えた戸田を流れる大川右岸に所在する明治6年（1873）上棟の擬洋風建築の住宅です。我が国に現存する擬洋風建築の住宅としては最初期のもので、廻船業を営み、財をなした松城兵作によって建てられました。文明開化とともに日本に入って来た洋式建築意匠を部分的に模す一方、左官の名工といわれた入江長八による伝統的技法を用いた漆喰彫刻を室内にあしらうなど、和と洋の要素が混在する貴重な文化遺産となっています。また家相学者である^{ししどたのも}宍戸頼母による家相吉凶判断にこだわった特徴的な建築計画をもとに建てられた遺構として、学術的にも大変価値の高いものです。

建築後幾度かの修理が行われてきましたが、近年に至り老朽化が深刻なものとなったため、平成28年度から保存修理事業に着手し、単に傷んだ箇所^{箇所}の修理にとどまらず、解体の際に行われた緻密な調査や資料検討による復原、耐震診断に基づく構造補強など幅広い工事を実施した上で、令和4年9月に竣工しました。

近年の文化財保護に伴う情勢は大きな転換期を迎え、文化財の価値を後世に残していくためには文化財を積極的に活用していくことが、有効であると考えられています。こうした社会背景も踏まえ、令和4年策定の『沼津市教育基本構想』においては、その魅力や価値を多くの市民に向けて啓発することにより、将来にわたって文化財を守り管理するとともに、活用していく担い手の育成に取り組むこととしています。

この修理工事報告書は、事業の詳細記録と工事中の調査によって得た各種資料をまとめたものですが、本報告書が今後の文化財建造物の保存修理工事の参考となるだけでなく、松城家住宅の価値や魅力を後世に伝える資料として広く活用されることを願っています。

結びに、事業の実施にあたり御指導・御協力を賜りました文化庁、静岡県、公益財団法人文化財建造物保存技術協会をはじめとした関係機関や、有識者の皆様、施工に携わられた皆様、資料・情報の御提供を賜りました関係者や長年支えてくださいました地元関係者の皆様に対し、心より感謝申し上げますとともに、松城家住宅が広く世に知られ、さらには多くの皆様に長く親しんでいただけることを祈念いたします。

令和4年12月

沼津市教育長 奥村 篤

例 言

- ・本書は、重要文化財松城家住宅主屋ほか6棟 保存修理事業の報告書で、国庫補助事業の一部として刊行するものである。
- ・編集にあたっては、修理事業の内容、各建物の概要、調査事項、現状変更並びに施工内容をまとめた。
- ・本文での寸法表示は尺貫法、メートル法による単位を使用または併用し、各章の性格に応じて使い分けた。
- ・第1章 第3節 第1項、第3章 第3節の表記文体は公官庁書類原文に追従した。
- ・写真は修理前・竣工並びに工事中の記録と各種資料写真のうち主要なものを掲載した。
- ・巻末の修理前図及び竣工図は、コンピュータによるCADソフトで作成したものを掲載した。
- ・修理前図は、重文指定後の応急修理や日常使用による軽微な変更は元に正した状態を作図しているため、必ずしも修理前写真とは一致しない。
- ・修理前図及び竣工図において、平素開放した状態で用いられる建具であっても原則として全て戸締まった状態に表現を統一した。
- ・図版番号は項単位をまとまりとする表記に統一した。(例：「図1-2-3-4」は、「第1章 第2節 第3項において4番目の図」を示す。)
- ・注釈番号は各章ごとに一連の番号を付け、それぞれの番号が登場するページ下部に該当説明を記載した。
- ・注釈をつけない参考文献はそれぞれの節(または項)末にまとめて記載した。
- ・掲載資料のうち沼津市所収以外のもの、あるいは下記以外の写真提供者については、各掲載箇所個別に出典を併記した。
- ・平成29年に松城みどり氏より松城家に関する貴重な古写真、図面、聞き取り情報を多数ご提供いただいた。
- ・本書の刊行における担当は以下の通りである。

編集 公益財団法人文化財建造物保存技術協会

総括監修 工事監督 稲葉 敦

編集 工事主任 西澤 正浩

本文執筆(下記以外) 工事主任 西澤 正浩

(第3章第2節第7項 左官工事、第14項 石塀工事、第4章第1節 破損調査、
第4章第4節第3項 屋根、第10項 漆喰彫刻①～③)

主任補佐 鹿取 奈央

(第4章第4節第4項 左官①主屋(5)(8)、②ミセ(2)、第10項 漆喰彫刻④⑤)

齋藤 金次郎(早稲田大学理工学術院総合研究所嘱託研究員)

(第4章第4節第6項 畳②、同指図 図4-4-6-2～3共)

長谷川 俊介(文化財量保存会)

(第4章第6節 発掘調査)

木村 聡(沼津市教育委員会)

図面作成

西澤 正浩 鹿取 奈央

図面調整・指図作成

鹿取 奈央 猪狩 優介 飯山 皓平

(第4章 第4節 第5項 建具 「連結金具」)

日進木工株式会社(第4章 第4節 第5項 建具)

写真撮影(修理前・竣工・口絵)

(有)真陽社 大澤 正 杉本 和樹

(工事中ほか)

公益財団法人文化財建造物保存技術協会職員

古写真データ所収(昭和59年のもの)

齋藤 金次郎(早稲田大学理工学術院総合研究所嘱託研究員)

(上記以外のもの)

沼津市



口絵1 主屋正面（南東より）



口絵2 主屋正側面（南西より）



口絵3 主屋背側面・北土蔵側面（北東より）



口絵4 文庫蔵背側面・北土蔵側面・主屋背側面（北西より）



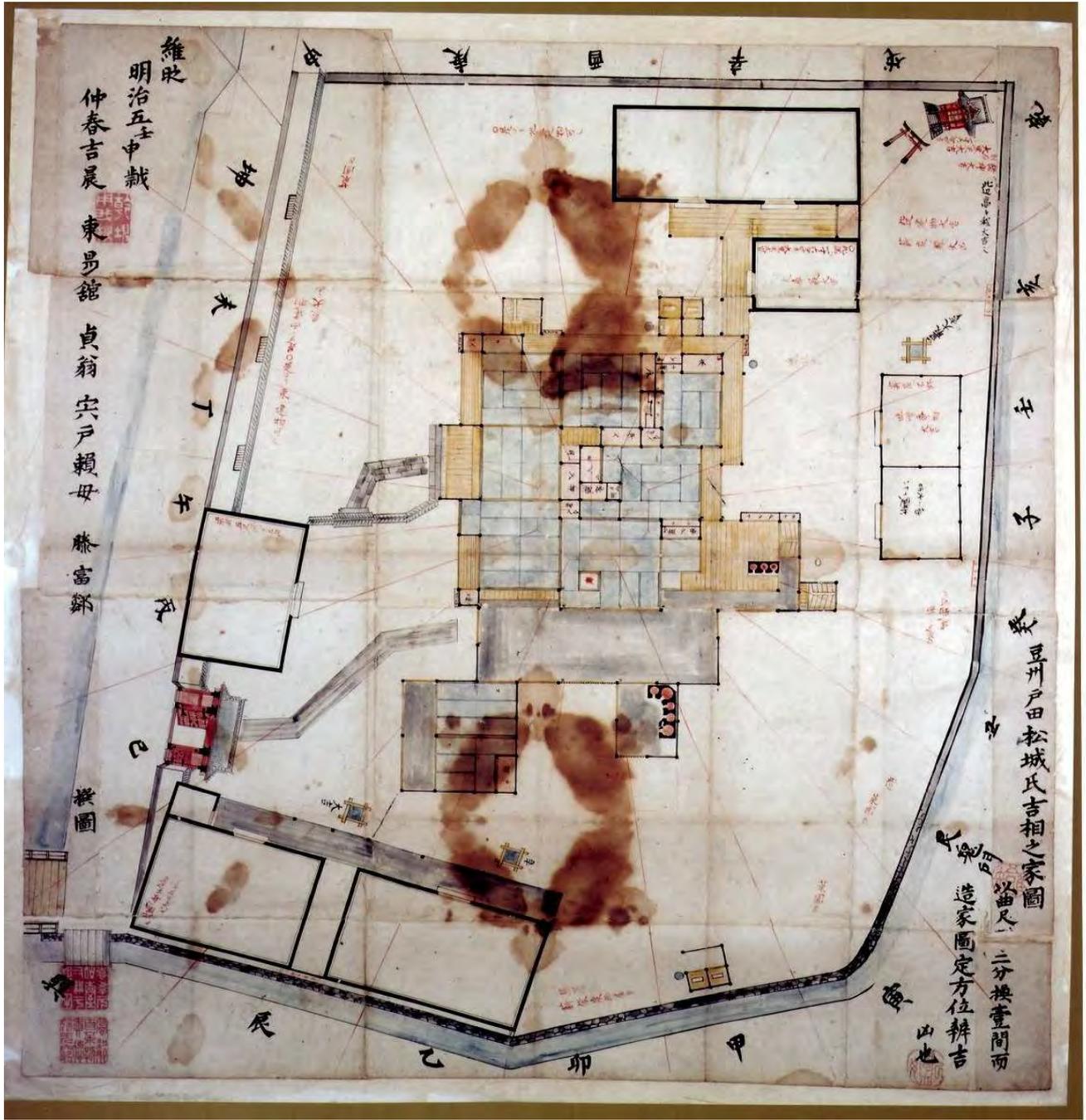
口絵5 主屋1階ドマよりヒロマ・ホンゲンカン・オザシキを望む



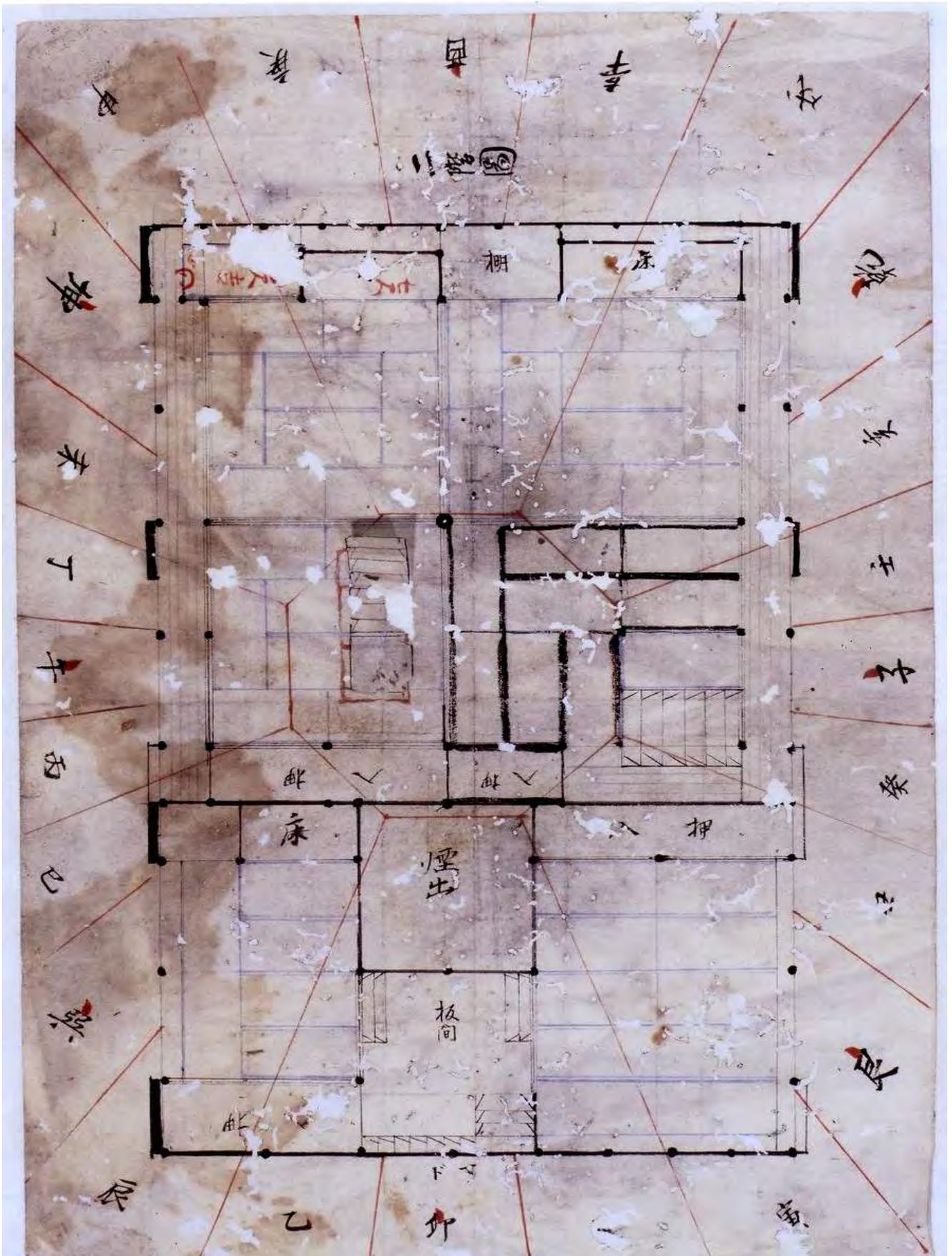
口絵6 主屋1階オザシキ・ジョウダンノマ（南東より）



口絵7 主屋2階南西八畳間（南西より）



口絵8 家相図 その1 「豆州戸田松城氏吉相之家圖」 (主屋附指定)
 穴戸頼母、明治5年 (1,040×926)



口絵9 家相図 その2 「二階圖」 (主屋附指定)
 宗戸頼母、明治5年 (404×277)

重要文化財松城家住宅主屋ほか6棟保存修理工事報告書

目次

第1章 松城家住宅の概要

- 第1節 戸田村の地勢と歴史・・・・・・・・・・1
- 第2節 松城家の成り立ち・・・・・・・・・・5
- 第3節 建造物の概要・・・・・・・・・・9
 - 第1項 文化財の指定・・・・・・・・・・9
 - 第2項 主要寸法（竣工）・・・・・・・・・・14
 - 第3項 構造形式（竣工）・・・・・・・・・・16

第2章 事業の概要

- 第1節 事業に至るまでの経緯・・・・・・・・・・37
- 第2節 事業の運営・・・・・・・・・・37
- 第3節 工事関係者・・・・・・・・・・37
- 第4節 事業費・・・・・・・・・・41
- 第5節 実施工程・・・・・・・・・・45

第3章 保存修理工事の内容

- 第1節 修理方針・・・・・・・・・・46
- 第2節 工事実施仕様・・・・・・・・・・49
 - 第1項 通則・・・・・・・・・・49
 - 第2項 仮設工事・・・・・・・・・・49
 - 第3項 解体工事・・・・・・・・・・52
 - 第4項 基礎工事・・・・・・・・・・54
 - 第5項 木工事・・・・・・・・・・59
 - 第6項 屋根工事・・・・・・・・・・79
 - 第7項 左官工事・・・・・・・・・・90
 - 第8項 建具工事・・・・・・・・・・101
 - 第9項 畳工事・・・・・・・・・・110
 - 第10項 塗装工事・・・・・・・・・・111
 - 第11項 飾金具工事・・・・・・・・・・114
 - 第12項 経師工事・・・・・・・・・・118
 - 第13項 その他雑工事・・・・・・・・・・122
 - 第14項 石堀工事・・・・・・・・・・127
 - 第15項 共通工事・・・・・・・・・・131
- 第3節 現状変更
 - 第1項 第1回現状変更 要旨・説明・・・・133
 - 第2項 第2回現状変更 要旨・説明・・・・138
- 第4節 耐震診断と構造補強
 - 第1項 地盤調査・・・・・・・・・・148
 - 第2項 耐震診断と構造補強・・・・・・・・・・152

第4章 調査事項

- 第1節 破損状況・・・・・・・・・・163
- 第2節 当初形式と後世の修理・変遷・・・・・・・・168
 - 第1項 全体概要・・・・・・・・・・168
 - 第2項 主屋の変遷・・・・・・・・・・172
 - 第3項 ミセの変遷・・・・・・・・・・180
 - 第4項 文庫蔵の変遷・・・・・・・・・・182
 - 第5項 東土蔵・醤油蔵の変遷・・・・・・・・184
 - 第6項 北土蔵の変遷・・・・・・・・・・186
- 第3節 松城家住宅の建築計画・・・・・・・・188
 - 第1項 様式と意匠（竣工）・・・・・・・・188
 - 第2項 家相図の検証と平面計画・・・・191
 - 第3項 門・棟札の吉寸考察・・・・・・・・209
 - 補説・・・・・・・・・・216
- 第4節 当初技法と修理仕様の検討・・・・226
 - 第1項 基礎・・・・・・・・・・226
 - 第2項 木部・・・・・・・・・・230
 - 第3項 屋根・・・・・・・・・・236
 - 第4項 左官・・・・・・・・・・241
 - 第5項 建具・・・・・・・・・・255
 - 第6項 畳・・・・・・・・・・261
 - 第7項 塗装・・・・・・・・・・267
 - 第8項 飾金具・・・・・・・・・・270
 - 第9項 経師・・・・・・・・・・275
 - 第10項 漆喰彫刻・・・・・・・・・・279
 - 第11項 その他・・・・・・・・・・285
 - 第12項 石堀・・・・・・・・・・287
- 第5節 痕跡等復原調査・・・・・・・・・・289
- 第6節 発掘調査・・・・・・・・・・298

第5章 史料

- 第1節 棟札・墨書ほか発見物・・・・・・・・314
- 第2節 図面資料・・・・・・・・・・316
- 第3節 古写真・・・・・・・・・・319
- 第4節 文書・・・・・・・・・・334

第1章 松城家住宅の概要

第1節 戸田村の地勢と歴史

松城家住宅の所在する戸田地区は、西側は海に開け、東・南・北の三面を山々に囲まれている。戸田港に面した海岸部には主に漁家と商店などが密集する町場が形成され、海岸に沿って北から沢海・鬼川・小中島・大中島・一色・入浜・南、そして大浦と、ほぼひと続きに家並みが隣接している。北側の鬼川と南側の大浦辺りには背後に山地が迫り、崖下の海岸までのわずかな上地に家々が並ぶ。海岸部の町場から背後には、大川によって形成された扇状地に田畑が谷の奥まで続いており、いずれも南北の山裾の洞ごとに集落が拓かれ、真城峠や戸田峠へ登りかかったところに新田集落が立地する。また、海岸部では、北側に少し離れて井田地区があり、南側に舟山地区の集落がある。伊豆市との境界にある達磨山と、これに属する小達磨山、金冠山、奥山、雉尾、駿馬山（以上は伊豆市との境）、沢海山（井田との間）、田代山（舟山との間）などの山々が連なり、かつて外部との交通は、海路以外はすべてこれらの山の鞍部にある峠を越える道をたどる必要があった。海上交通から陸上交通になったのは昭和40年代になってからである。

戸田は石材の産地であり、特に近世初頭江戸城の建設に伴い、石垣や徳川家の基石などにこの地の石材が切り出され、船で搬出されたことが知られている。

また、「伊豆の大工」と呼ばれる高い技術を持った大工集団がかつて存在し、戸田から南伊豆を経て下田に至る沿岸は職人の出所であり、戸田でも在方や舟山を中心に大工になる者は多かった。幕末に駿河湾で沈没したロシア軍艦ディアナ号に代わって地元戸田の船大工たちがロシア人のために西洋式の船を建造するという一大事業があったことが知られているが、洋式船の造船技術を学んだ船大工たちには、その後幕府からさらに6艘の同型船の建造が命じられている。これを期に戸田からは近代造船業を担う人材が輩出され、上田寅吉¹をはじめ優れた船大工が東京などに進出している。

戸田では山林を利用して江戸時代から1950年代まで活炭に薪炭の生産が行われていた。第二次世界大戦以降の

戸田湊は遠洋漁業を柱とする漁村として、住民の大半が遠洋漁船乗組員として生業を立てていたが、昭和48年(1973)のオイルショック以後、遠洋漁業は衰退した。

戸田では在方や舟山で茅屋根の家が遅くまで残っていたが、それを支えたのは茅無尽という仕組みであった。茅無尽とは、何軒かで組を作り、屋根葺きの材料と人手を金銭のやり取りなしに出し合う仕組みのことである。この仕組みがあることで集落の茅屋根が維持できていたが、昭和36年(1961)の大水害以降、高度経済成長もあって近代化が進み茅屋根は急激になくなってゆき茅無尽も昭和45～50年くらいで終わりを迎えた。

戸田村の成立及び近世の概況

戸田村の成立については、文書史料から古代よりその存在が確認できるが、元禄7年(1694)三島代官五味小左衛門豊法の検地²によりようやく具体的な姿が明らかとなる。

元禄7年の検地では、田畑の割合は、田方40町6反9畝29歩・分米586石余、新田分も合わせて43町2反1畝11歩、分米614石余、畑方16町6反5畝22歩・分米113石5斗5升、新田分と舟山分も合わせて22町9反8畝18歩、分米149石7斗1升1合とあり、田方が全体のおよそ3分の2を占めていた。

屋敷についてみると、全体で463筆、舟山を除くと424筆で、そのうち松城家が屋敷を構える鬼川が214筆と半数を占めていた。一筆当りの広さをみると大中島が比較的広い屋敷地で、若干の違いはみられるが、いずれも小規模な屋敷地であり、狭量な土地に密集していた様子がうかがえる。

この他、新田高含めて『元禄郷帳』には822石9斗、『天保郷帳』には823石1斗5升2合、『旧高旧領取調帳』には、水野出羽守領分281石8573、小笠原順三郎知行541石2947、合計823石1斗5升2合との記録があり、天保期以降幕末まで変化はなかった。

また戸田村の概況を知るための史料として、天明～明治初頭で4点の指出帳が残されている³が、これらからうかがえる村の概況で主要なものを以下に示す。

戸田村全体で823石余、新田を除くと780石2斗5升、反別67町1反5畝26歩の村で、このうち田方がおよそ7割、畑方がおよそ3割を占めていた。

¹後に長崎で造船の伝習を受け榎本武揚らと共にオランダに留学、維新後横須賀造船所の初代工長となり、明治の日本造船界をリードした。

²字小中島の太田家(井田屋)文書の中には、元禄7年(1694)4月『伊豆国君沢郡戸田村田方水帳』『伊豆国君沢郡戸田村畑水帳』『伊豆国君沢郡戸田郷新田舟山水帳』『伊豆国戸田村屋鋪水帳』の4冊が残されている。

³天明4年(1784)6月『伊豆国君沢郡戸田村指出シ帳』(松城家文書)、文政5年(1822)8月『伊豆国君沢郡戸田村指出シ帳』(勝呂家文書)、天保8年(1837)3月『伊豆国君沢郡戸田村指出シ帳』(勝呂家文書)、明治4年(1871)12月『伊豆国君沢郡戸田村明細書指出帳』(国文学研究資料館江川家文書)。これらの指出帳の記載内容は、時期によって若干の変化はあるが大きな違いはみられない。

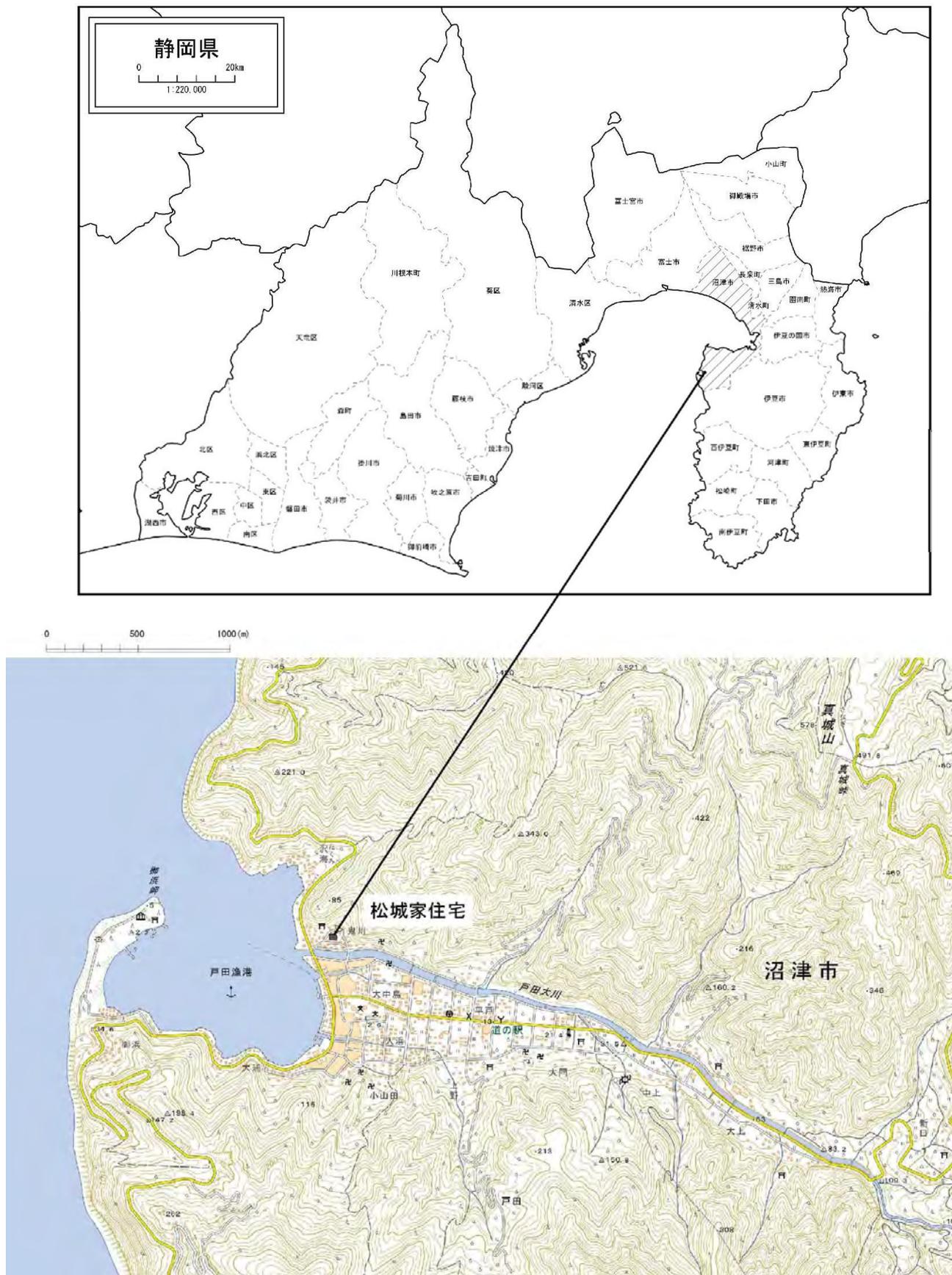


図 1-1-1 松城家住宅位置図（国土地理院地形図）

幕領時代の様子を示すと思われる天明4年と文政5年の指出帳には、「御城米壹俵三斗七升八、欠米壹升三合込米仕候（中略）御城米江戸廻し之義当村御蔵場ニ而舟（船）手并才（宰）料方へ相渡船積仕候、江戸迄之運賃御公儀様ヨリ舟（船）手へ被下候」とあり、戸田村が御城米を江戸へ回漕する際の御蔵場となっており、主要な湊であったことを表している。

戸田村の廻船・小揚船については天明4年廻船7艘、小揚船8艘、文政5年廻船10艘、小揚船8艘、天保8年廻船10艘、小揚船10艘、明治4年廻船2艘、小揚船8艘とあり、年によって変化がみられるが、漁船は13艘あり、漁業もおこなわれていたことが分かる。また、北東南の三方を山に囲まれた戸田村は、耕地や海だけでなく、山稼も主要な生業のひとつであり、百姓薪取場・百姓郷林内山・稜取山・芝野・茅野などの記載もみられる。このほか石の生産があり、「紀州石丁場五箇所（文政五年以降）」とあり、勝呂家が代々管理していた。

村の戸数については、沼津藩領では文政5年311軒、天保8年332軒、明治4年333軒、旗本領では、天保8年280軒、明治4年269軒となっている。

人口については、天明4年の指出帳には2,317人とあり、明治期の様子を知ることができる『静岡県水産誌』⁴には「人口3,225人」とあることから、幕末から明治にかけて、軒数は減少傾向にあったが、人口は増加傾向にあったことが分かる。

職業構成についてみると、農業・漁業従事者以外のもので特筆すべき職業として、天明4年の指出帳には医師2人、大工4人、船大工15人、鍛冶3人、木挽15人、座頭1人、文政5年の指出帳には医師1人、大工4人、船大工5人、鍛冶2人、木挽8人、座頭3人との記載がみられ、造船にかかわる職人が多かったことが分かるが、文政5年には船大工・鍛冶・木挽が大きく減少している。『静岡県水産誌』からは、明治期に入ると廻船業従事者が激減し、職人としての出稼ぎ者が増加し、漁業については専門者が多くその収入も非常に高くなってきていた様子などもうかがえる。

明治期以降の戸田村の概況

明治13年（1880）の戸田村の状況は10月6日付け『函右日報』によれば、

「戸田村は伊豆国君沢郡に在り、西海に面する一港湾にして東伊豆府韮山を距る七里にして遠く西静岡県庁を距る海上十里にして近かし。戸数六百余戸、人口二千八百

七十余人あり、土民の業は山海を半ばにし、改正耕宅地反別百十四町四反四畝十五歩、山林原野反別三千二百四十三町四反八畝九歩あり。物産は薪炭海魚切石等を出し、船舶の出入は絶へず港内に輻輳し、駿陽沼津へは日々往復の便船ありて田舎には頗る繁昌の土地と申す可し。殊に豆州にては下山に続く一市街なりと云ふ。」とあり、田舎にしてはすこぶる繁盛しており、豆州にては下田に続く市街地を形成していた。

明治期以降の戸田村の概況を示す史料は多量にあるが、かいつまんで現住人口の変化について示すと、『静岡県統計書』や国勢調査などの資料により、明治36年（1903）では現住戸数：540、現住人口3,374人であったものが、大正10年（1921）で、現住戸数：671、現住人口3,708人、昭和10年（1935）で、世帯数：814、人口4,237人と増加傾向にあり、昭和40年（1965）では、世帯数：1278、人口6,115人となり、昭和戦疎開者、戦後の高度経済成長や観光ブームなどの影響で人口の最多期を迎えたことが分かる。その後は、漁業衰退などの産業構造の変化、温泉湧出による居住環境の変化、東海地震の津波対策・防災意識などが影響したためか、年々減少傾向をたどり、平成17年では3,655人となった。この頃には戸田湊を取り囲む集落で世帯数の急減とともに、漁業・農業の就業者も減り、林業が消滅状況となった一方で、サービス業就業者が増える結果となっている。

戸田村統治体制の変遷

江戸時代初頭から天明期までの戸田村における幕領支配は、宝暦8年（1758）まで三島代官所、それ以降は韮山代官所支配となったが、天明5年（1785）から6年（1786）にかけて一時松平周防守（濱田藩）領となり、天明7年（1787）に再び幕領となり、文化9年（1812）戸田村の一部が旗本小笠原氏の知行となった。文政5年（1822）には幕領部分が沼津藩領になり、以後幕末まで変化はなかった。慶応4年（1868）、維新政府により伊豆国では、旧韮山代官領と旧旗本領などを合わせて韮山県が設置された。明治4年（1871）の廃藩置県により、韮山県が廃止となって足柄県が設置された後も府県の統廃合は進み、明治9年（1876）には足柄県も廃止され、伊豆国は静岡県に合併された結果、戸田村も静岡県に編入することとなった。明治22年（1888）「市制」及び「町村制」が公布され、戸田村と井田村を合併し新生戸田村となった。平成17年、戸田村は沼津市に合併され、沼津市戸田となり今日に至る。

⁴ 『静岡県水産誌』静岡県漁業組合取締役所編、明治27年（1894）

戸田村の廻船業

幕府は数次に渡って廻船の取扱いに関する法令を出し、鎖国政策と東廻り航路・西廻り航路の開設や不正防止などの海上輸送体制が整っていった。戸田村の廻船は、江戸時代はじめから伊豆国とその近隣の幕領の御城米の積み出しに重要な役割を担っていた。

戸田村には延宝7年(1679)から弘化4年(1847)にかけての『船数書上帳』(勝呂家文書)が残されているが、これには廻船・小揚船・漁船の所有者・船の大きさ・役永・数などが記載されており、村民の海に関わる生業の一端を知ることができる。これらによると、廻船数は延宝7年73艘をピークに5~60艘あったが、元禄期以降急激に減少し、文政期には6~15艘、天保期には8~12艘になっており、この間廻船所有者に大きな変化があったと思われる。戸田湊の廻船問屋であった松城家(鬼川)・太田家(井田屋・小中島)・辻家(辻平・大中島)・服部家(一色)・斉藤本家(入浜)・斉藤分家(入浜)・勝呂家(南)・山田家(山市・南)は、こうした変化の中で、生き残り成長を遂げた家々であった。

勝呂家は、江戸時代を通じて戸田湊の船名主を務め廻船・小揚船・漁船などの取締を行うと同時に、紀州藩の石場預役も務め、戸田湊から江戸へと石材を運搬する役目を与えられており、他の船持衆とは異なり、早くから村を取り締まる有力者としての地位にあった。戸田村の部田神社に奉納された文化14年(1817)の棟札には、勝呂弥惣兵衛のほかにも世話人として太田文治郎・斉藤七右衛門・山田平左衛門・辻平兵衛・太田重郎兵衛・秋元(松城)兵作らの名前が見られ、新たに廻船問屋として成長を遂げている船持衆の姿が垣間見られる。

18世紀後半から19世紀半頃までの戸田湊は廻船問屋が勃興し、船業や雑商をはじめとする商業・海運業者よりなる町並みを見せるとともに、後背の農山村集落から産出される木材や薪炭をはじめとする林産物が出物問屋によって集荷される湊町であった。また一部では漁業も活発に行われていた。このような景観の背後には、廻船問屋という資産と特権を所持した湊町商人が、海運業を中心に林産物集荷人、そして漁業擁護者という側面を持つことにより、戸田湊における複合的な産業の存立構造を支えていた。

19世紀初頭より積極的に甲州廻米や富士郡域の年貢廻米願いを公儀に歎願した戸田湊の廻船問屋は、富士川下流左岸の加島平野に住む廻船問屋や材木集荷商人と強い結びつきを得て甲信州と江戸とを結ぶ安定した賃積廻船経営を確立した。

明治期に入ると、富士川舟運は蒲原水道の開通により清水湊、蒲原宿、岩淵河岸を経由した流通経路によって利用されるようになり、加島平野の商人や戸田湊の廻船問屋はその役割を衰退させた。明治22年(1889)の東海道線全通は和船を用いた海運業界に決定的な打撃を与え、明治中期に戸田湊はその湊町としての機能を消失させた。

大正末期には遠洋漁業が戸田湊の主産業として確立する一方、明治中期以降、元廻船問屋は海運業に代わり、所有する山林の用益権を湊の後背集落の人々に貸与するなどによって収入を得た。戸田湊で勃興した遠洋漁船船主の多くは、江戸時代より廻船問屋の援助の下に行われていたカツオ寄網漁の株持であった。



写真 1-1-1 松城家門前の水路(明治末~大正12以前)

松城家ではかつて敷地の眼前に湾内から水路が延び河岸が形成され、戸田湾内に停泊する大型の廻船と廻船問屋の家屋とを結ぶ舢舨の運用に便利な構造となっていた。



写真 1-1-2 松城家宅地上空より(平成18年)

【参考文献】

- 『戸田村史 民俗編』、沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2014年
- 『戸田村史 通史編』、沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2016年
- 『湊町商人の動向から見た西伊豆戸田の存立構造とその変容』、田邊千尋、筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究科修士論文、2004年

第2節 松城家の成り立ち

松城家は家長が代々松城兵作を襲名しており、西伊豆の良港として栄えた戸田村で江戸後期から主に廻船業を営んで財をなし、明治5年(1872)までには大川右岸にある現在の敷地を得、ここに現在の建物群を普請した。

安政元年(1854)日露和親と通商条約の締結を求めて、下田に来航していたロシア使節プチャーチン提督以下乗組員約500名の乗ったディアナ号(2000トン)は、大地震による津波で大破し、修理のため戸田港に回航途中田子浦沖で沈没した。プチャーチンは帰国するための代わりの船を、戸田村で建造することを幕府に願い出た際、代船「ヘダ号」の造船御用掛の一人を務めたのが初代松城兵作(秋元兵作鎮陳、俳号一叟)であった。

戸田村民はロシア人達を救助し、厚くもてなした。後の明治20年(1887)にプチャーチンの娘オリガが、以前父がお世話になった返礼のため戸田を訪れた際に松城家の屋敷に滞在している。現代にいたってもロシアの関係者が度々戸田を訪れ親睦が保たれているが、日露の友好的な関係はヘダ号建造を通して結ばれたところが大きい。

松城家の台頭

明治期戸田の最有力資産家として知られたのは、松城・太田(井田屋)・辻(辻平)の三家であった。

明治13年(1880)10月6日付け『函右日報』は、「此に本村の素封とか大尽とか申す可き者三戸あり、孰れも庭前迄掃除能く届き、家号は秋元・板屋・辻平と云ひ、各々土蔵七八棟宛あり(内に千両箱は幾個宛を蔵くするをしらず)。家屋は残らず土蔵造にして塗るに白□[墨カ]を以てし、塙塙は廻らずに青砥石を以てし其築造の堅牢なる、支那の万里の長城にもヲサヲサ劣りはせざる可し」と紹介し、なかでも「特に此三戸中、秋元てうの家屋は八、九年以前の新造にて洋風を換擬し住居の家は二階造にして、其構造極めて美麗を竭したるは、是れ豆州第一等と申すも真に然るならん」と伝えている。松城家文書中の『明治九年貢租并区費納帳』によれば、松城家の旧高は23石3斗9升8合2勺とある。幕末の戸田村の石高は823石であり、約600戸の村全体の3%を松城家が占めていたことになる。

明治11年(1878)10月3日付け『重新静岡新聞』が伝える起業公債募集記事でも、戸田関係では「式百五十円戸田村松城兵作、百五十円戸田村太田亀三郎、百円同辻



写真1-2-1 松城兵作(松城家文書)

左：初代(一叟)

右：二代(熊三郎)

平兵衛」とある。当時教員の月給が3~4円、学校事務職は月50銭の時代である(斉藤本文書『巴江学舎入費簿』)。また同時期の史料によれば戸田村私有林800町歩のうち、松城が156町歩、井田屋が107町歩、辻平が87町歩で、総計351町歩(44%)を占めていた⁵。

松城家では、明治13年(1880)2月、理財に長け近世末の松城家を支えてきた初代兵作(一叟)が84歳で死去し、熊三郎への世代交代の時期に沼津進出を開始した。明治17年(1884)6月3日付け『静岡大務新聞』では、当時の戸田の有力な経済活動家について「豪家は松城兵作・太田亀三郎・辻平兵衛の三氏を以て巨壁となすと雖も、就中、松城氏を以て第一位とす。氏は尤も商法に活発にして、沼津駅にも巨大なる店支を設く。該店には専ら質屋営業をなし、傍ら船具一式の商法を為すよし。又本店には当今持船日本形六艘あり。何れも千石前後を積むよし」と報じ、松城家の威勢と商売の拡充をうかがうことができる。また、沼津の塩問屋経由の塩の取引の権利を、塩移出の拠点のひとつであった徳島の豪商から引き継いでいる。塩は戸田の回漕業にとって重要な商品だったが、松城は沼津の塩問屋に食い込むことでより深く塩市場と関わっていった。前述の『静岡大務新聞』の記事は、この沼津上土町の店舗購入を受けたものであるが、建物は現在残らない。このように松城家の回漕業が、沼津湊の経済機能と直結していたことがうかがえる。松城家の諸文書によれば、松城の取引関係に塩が見え始めるのは明治7、8年頃からであるが、沼津に塩会所が設置された明治11年頃から讃岐国坂出(当時は愛媛県、現在香川県)の新斎田塩の移送業務に本格的に関わり始める。新斎田塩は赤穂塩(兵庫県)や撫養(徳島県)の本斎田塩に比べると幕末から明治に伸びはじめた新興産地であった。

⁵『湊町商人の動向から見た西伊豆戸田の存立構造とその変容』、田邊千尋、筑波大学大学院博士課程人文社会科学科研究科修士論文、2004年

参考年表

| 年 号 | 西 暦 | 出来事（松城家関連人物・社会動向・自然災害等） | 出 典 | |
|------|-------|-------------------------|---|-------------------------------------|
| 江戸 | 寛政 8 | 1796 | 6月 秋元兵作鎮陳（やすのぶ）（後の初代松城兵作・俳号一叟）誕生する。主に廻船業で財を成し大いに栄えていく。 | 『嶽陽名士伝』『松城兵作君の傳』 |
| | 文化 5 | 1808 | 鈴木香峰（主屋天袋作画）誕生（～明治 18 年（1885）没）晩年、静岡県南画（山水画）の巨匠と称される。 | 沼津市教育委員会編資料 |
| | 文化 12 | 1815 | 入江長八（主屋漆喰彫刻作者）誕生。松崎村出身の左官職人で後に名工と称される。 | 『伊豆長八の世界』2002 |
| | 文政 4 | 1821 | 一叟の子、重兵衛が誕生する。（若くして亡くなり兵作を名乗ることはなかった） | 戸籍帳等沼津市資料 |
| | 文政年間 | | 文政年間の飢饉の折、秋元兵作鎮陳が私財を投じて村を救った功績をたたえられ、地頭小笠原氏より戸田村取締役を命じられ、俸禄と「松城」の姓を与えられる。 | 『嶽陽名士伝』『松城兵作君の傳』 |
| | 文政 12 | 1829 | 植田儀兵衛（松城家大工棟梁）誕生 | 過去帳（大行寺） |
| | 天保 4 | 1833 | 天保の飢饉（～天保 7） 全国各地で大風雨、洪水、冷害などによる大凶作で、米価高騰、餓死者が続出し、各地で一揆・打ち壊しが発生、戸田村でも深刻な事態となる。 | 勝呂家日記 |
| | 天保 10 | 1839 | 10月 一叟の孫、熊三郎（二代兵作苞長（しげひさ））誕生 | 『嶽陽名士伝』『松城兵作君の傳』 |
| | 弘化 4 | 1847 | 俸禄増加され帯刀を許される。 | 『嶽陽名士伝』『松城兵作君の傳』 |
| | 嘉永 1 | 1848 | 一叟の子、重兵衛が 27 歳の若さで亡くなる。 | 戸籍帳等沼津市資料 |
| | 嘉永 6 | 1853 | 一叟の孫、二代兵作（熊三郎）が家督を継ぐ。 | 『嶽陽名士伝』『松城兵作君の傳』 |
| | 安政 1 | 1854 | 安政地震で戸田は洪水被害。日露通商を求めて下田へ入港したロシア軍艦ディアナ号が大地震による津波で大破し、修理のため戸田港へ回航途中に沈没する。造船御用掛として村内有力者 8 名が選ばれ、松城兵作も代替船（ヘダ号）新造や諸物品の調達役を務める。 | 『ゴンチャロフ日本渡航記』、「太田家文書」、「勝呂家文書」 |
| 安政 6 | 1859 | 米穀、塩の買付拡張 | 履歴書（明治 19） | |
| 明治 | 5 | 1872 | 松城家家相図作成・建設着手 学制発布（戸田でも義務教育） | 家相図年紀 『戸田村のむかしばなし』3 |
| | 6 | 1873 | 主屋上棟（ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵もこの頃か） 戸田村・井田村で小学校開校 | 主屋棟札 『戸田村ふるさとの歴史』 |
| | 7 | 1874 | 4月 熊三郎の長男、三代兵作（長）誕生 戸田に郵便局設置。 | 戸籍帳等沼津市資料 『戸田村の年表』 |
| | 9 | 1876 | 戸田・井田村静岡県に編入 | 『戸田村の年表』 |
| | 12 | 1879 | 「郡制」により「君沢郡戸田村」となる。 | 『戸田村ふるさとの歴史』 |
| | 13 | 1880 | 初代松城兵作（一叟）、84 歳で亡くなる。 | 『函右日報』明治 13. 2. 26 |
| | 14 | 1881 | 廻船を増やして繁栄（明治 15 年にかけて一号～五号船）。塩の買入など手広く商売 | 『明治十四年日々見聞録』 |
| | 15 | 1882 | 3月ロシア軍艦が再び入港、松城兵作自宅に士官を招き慶応する。 沼津に家を購入 | 「野田丑蔵覚書」 |
| | 16 | 1883 | 二代兵作（熊三郎）西伊豆銀行頭取に薦挙される。 | 履歴書（明治 19） |
| | 20 | 1887 | プチャーチンの娘オリガが戸田村を訪れ松城家に宿泊する。（亡父滞在時の謝礼） | 『静岡大務新聞』明治 20. 5. 29 |
| | 22 | 1889 | 三代兵作（長）が駿豆汽船会社創設（1 回目の汽船会社）。「市町村制」で戸田が井田村を合併し「戸田村」に。入江長八没 | 『明治二二年駿豆汽船会社株式会社』（企画書）。『戸田村ふるさとの歴史』 |
| | 23 | 1890 | 9月 雄二郎誕生 | 戸籍帳等沼津市資料 |
| | 25 | 1892 | 二代兵作（熊三郎）が 53 歳で亡くなり、一叟と同じく菩提寺である妙法山蓮華寺に葬られる。 | 戸籍帳等沼津市資料 |
| | 27 | 1894 | 日清戦争（～明治 28 年）、三代兵作（長）が伊豆浦汽船株式会社創設 | 「太田家文書」 |
| | 29 | 1896 | 静岡県による郡制施行。君沢郡を廃し、戸田村は田方郡に編入 | 『戸田村ふるさとの歴史』 |
| | 30 | 1897 | 三代兵作（長）が駿豆汽船会社を併合して豆州共同汽船会社と改めて社長となる（～明治 39 年まで）。戸田郵便局で電報取り扱い開始 | 『静岡民友新聞』明治 30. 11. 17、『戸田村の年表』 |
| | 31 | 1898 | 7月 保（やす）誕生 | 戸籍帳等沼津市資料 |
| | 32 | 1899 | 三代兵作（長）が巴港製紙株式会社を興し社長となる。県会議員にもなる。（～明治 44 まで三選） | 『静岡民友新聞』明治 32. 2. 2、『戸田村の年表』 |
| | 36 | 1903 | 狩野川流域大洪水により戸田村が大被害にあう。 | 『静岡新報』明治 36. 7. 11 |
| | 37 | 1904 | 日露戦争（～明治 38 年）、戸田郵便局電話取扱い開始。初めて電話開通。 | 『戸田村の年表』 |
| | 39 | 1906 | 戸田－修善寺間の陸路開通に三代兵作（長）が尽力する。 | 『戸田村のむかしばなし』3 |
| | 41 | 1908 | 井田の天野銀蔵（主屋 2 階オイルランプ寄贈者）らが発起人で、戸田－沼津間の海上機械船開通 | 『戸田村のむかしばなし』3 |
| | 45 | 1912 | 三代兵作（長）が衆議院議員となる。（～大正 3 年まで） | 『静岡民友新聞』明治 45. 5. 18、『戸田村のむかしばなし』3 |

| | | | | |
|----|-----|-----------|--|---------------------------------|
| 大正 | 3 | 1914 | 第1次世界戦、植田儀兵衛亡くなる。 | 過去帳（大行寺） |
| | 5 | 1916 | 三代兵作（長）が戸田村長となる（～大正6.1）。第一発電所完成（松崎町中心に戸田・土肥・西伊豆村等含む電力供給計画） | 『戸田村の年表』 『静岡新報』大正5.8.11 |
| | 6 | 1917 | 長の娘 保（やす）の婿養子に雄二郎を迎える。松城兵作の襲名は途絶える。雄二郎は検事をしており、しばらく転々とする。大暴風雨 | 戸籍帳等沼津市資料 A、『戸田村の年表』 |
| | 7 | 1918 | 村内家庭の電灯工事が完成 | 『戸田村ふるさとの歴史』 |
| | 8 | 1919 | 素男（もとお） ^(注1) 誕生 | 戸籍帳等沼津市資料 |
| | 8～9 | 1919～1920 | 暴風雨、戸田大川流域水害度重なる。 | 『静岡民友新聞』 大正8.10.17、大正9.10.13 |
| | 12 | 1923 | 関東大震災、戸田村でも被害。「郡制」廃止 | 『静岡民友新聞』大正12.9.14、『戸田村の年表』 |
| | 13 | 1924 | 戸田大川流堤防決壊し大洪水、改正度量衡・メートル法 | 『野田寅吉一代の反省記』 |
| 昭和 | 4 | 1929 | 戸田村電話開通式（加入者20人で組合結成） | 『戸田村の年表』 |
| | 5 | 1930 | 北伊豆地震（戸田は被害小） | 『静岡県地震災害史』 |
| | 7 | 1932 | 暴風雨 | 『戸田村の年表』 |
| | 9 | 1934 | 暴風雨 | 『戸田村の年表』 |
| | 10 | 1935 | 4月 みどり、山梨で誕生（雄二郎当時居宅） | A、戸籍帳等沼津市資料 |
| | 13 | 1938 | 台風による水害。戸田村の被害甚大 | 『東京日日新聞』 昭和13.7.2 |
| | 14 | 1939 | 第2次世界戦開始 | |
| | 15 | 1940 | 暴風雨 | 『戸田村の年表』 |
| | 16 | 1941 | 太平洋戦争。大水害、戸田村の被害甚大 | 『東京日日新聞』 昭和16.7.15 |
| | 17 | 1942 | 三代兵作（長）が69歳で亡くなる。 | A、戸籍帳等沼津市資料 |
| | 18 | 1943 | 暴風雨 | 『戸田村の年表』 |
| | 19 | 1944 | みどり疎開で戸田に母（保）とともに移り住む。東南海地震（戸田の震度4） | A、戸籍帳等沼津市資料、『静岡県地震災害史』 |
| | 20 | 1945 | 終戦 | |
| | 32 | 1957 | 雄二郎亡くなる。 | |
| | 36 | 1961 | 集中豪雨により戸田村大被害にあう。 | 『戸田村の年表』 |
| | 39 | 1964 | みどり、菊池林三と結婚、戸田に迎える。 | |
| | 43 | 1968 | 集中豪雨により戸田村被害 | 『戸田村の年表』 |
| | 51 | 1976 | 素男亡くなる。 | |
| | 53 | 1978 | 門の前の船着きの石階段から戸田大川に通じていた水路が埋め立てられる。（昭和49年の伊豆沖地震後、東海地震が注目され防災のために。） | 戸田村一般会計 |
| | 平成 | 4 | 1992 | 林三、戸田村の教育長を務める。（平成4～7） |
| 11 | | 1999 | 登録有形文化財（建造物）に登録される。（主屋、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵、門柱及び塀、両袖塀付門） | |
| 14 | | 2002 | 林三亡くなる。 | |
| 15 | | 2003 | 台風第10号 | |
| 16 | | 2004 | 台風第22号（戦後最大級勢力、松城家被害も記録が残る） | |
| 17 | | 2005 | 戸田村が沼津市と合併（沼津市戸田） | |
| 18 | | 2006 | 登録有形文化財の建造物と併せ、宅地が重要文化財に指定される（主屋（附棟札）、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵、門及び塀、（附家相図）。宅地及び畑（井戸、池、石垣を含む））。 | |
| 19 | | 2007 | 所有者が沼津市に変更。防災施設事業（国庫補助事業） | |
| 21 | | 2009 | 駿河湾地震（戸田の震度5弱）、東土蔵の壁など崩落 | |
| 22 | | 2010 | 災害復旧工事（国庫補助事業） | |
| 令和 | 28 | 2016 | 保存修理事業（国庫補助事業）着手 | |
| | 1 | 2019 | みどり亡くなる。 | |
| | 2 | 2020 | 保存活用事業（国庫補助事業）着手 | |
| | 4 | 2022 | 保存修理事業・保存活用事業完了 | |

(注1) みどりの兄で、「昭和戦頃配置図」、「昭和戦頃主屋・付属棟平面図」の作者

(出典)

A：松城みどり氏聞き取り（みどり氏が松城家住宅に居住した最後の人物）
『嶽陽名士伝』『松城兵作君の傳』、山田万作、1891
『伊豆長八の世界』、村山道宣編、木蓮社、2002
履歴書（『鉄道使用石炭定納願』、松城兵作、明治19（1886））
『ゴンチャロフ日本渡航記』（高野明・島田陽訳、雄松堂書店、1969）
『戸田村のむかしばなし』第3巻、梅原弥吉、いさぶや印刷工業、1977
『戸田村ふるさとの歴史』、戸田村教育委員会、1991
『静岡県田方郡誌』、静岡県田方郡役所 編纂、長倉書店、1972
『戸田村の年表』（手書き編纂郷土資料）、斉藤栄一編、1982 頃
『静岡県地震災害史』、静岡県防災情報研究所、1998

坂出新斎田塩の移出の6割は東京・清水方面といわれ、東京市場と清水―富士川―甲府・信州、あるいは沼津―裾野・御殿場―富士吉田・都留・大月方面に輸送ルートと市場が形成されていった。明治30年(1897)頃に現在の中央本線ルートで東京から甲州への塩輸送が開始されるまで、この近代初期の駿河湾からの塩の道は重要な意味を持ち、ここに、江戸時代に駿河湾地域の塩の流通特権を握っていた清水の間屋の清水船(鈴与など)と並んで下田船や戸田船が食い入ったことになる。新規参入の戸田船は、東京への輸送にも参加したが、清水・沼津への塩輸送の一角を形成し、戸田船で最も有名だったのが松城家の甲子丸であった。松城船は主として坂出の塩問屋田池徳太郎・三好栄蔵・樋口嘉吉らと契約し、大吉・千代吉・金平・治平・金兵衛・辰三郎・音吉らの船頭が運航する甲子丸帆船団が瀬戸内から駿河湾、東京湾をまたいで活躍した。松城家ではその間、明治20年(1887)4月に海難事故にみまわれるなど不運が続いていたが、和田伝太郎、足助喜兵衛ら沼津宿の名望家の沼津湊改築運動(静岡県庁や国への予算措置要求)に積極的にに関わり、沼津の豪商層と結びつくとともに、経済的利害を背景とした政治運動に足を踏み入れていき生業としての廻船業は衰退していった。

松城兵作の政界進出

三代兵作(長)は、戸田小学校から静岡中学校に進み、さらに東京商科大学に学んだ。卒業後郷里に帰り、明治27年(1894)伊豆浦汽船株式会社を創設して社長になり、明治30年(1897)には、松崎町依田善六の駿豆汽船会社を併合して豆州共同汽船会社と改めて社長となった。また、明治32年(1899)沼津の資本家であった金田龍次郎らとともに巴港製紙株式会社を興し、社長となった。同年兵作は県議員に当選、人口・経済の停滞が目立ちはじめた戸田地域を基盤的票田としていたため、その後の選挙に勝ち続けることは難しかったであろうが、当時としては大衆政治家的な資質と政友会の上り調子の波を巧みに活かして、県政界で一目置かれる政治家として明治44年(1911)9月まで活動している。明治39年(1906)には東京湾汽船会社と豆州共同汽船会社とが併合して、その名誉顧問にもなり、県議会議員あるいは県参事会員として県下政友会の牛耳を執りながら、実業界でも活躍した。これらの衆望により明治45年衆議院議員の選挙で当選し国政まで上り詰めた。

大正4年(1915)3月、政友会の反対党である立憲同志会系の大隈重信内閣の下で衆議院総選挙が実施され、



写真 1-2-2 松城兵作(松城家文書)
三代(長)

兵作は落選したが、政友会静岡県支部の全国大会代議員を務めるなど政友会県支部の役職を続けている。大正5年(1916)7月に戸田村長に転じたものの大正6年(1917)1月、衆議院が解散されるや戸田村長を辞し、衆議院選挙出馬の準備を進めたが、政友会公認には至らず、兵作は伊豆を地盤とする政友会代議士小泉策太郎を支える側にまわることになった。その後も政友会支部の役職を続けるなど兵作の政治活動はしばらく続いたが、昭和7年(1932)に引退し10年後の昭和17年(1942)に69歳で死去した。三代兵作(長)はそのほか、地方森林会員、静岡県茶業連合組合常議員など多くの役職を兼ねたり、戸田―修善寺間の道路開通への尽力、韮山中学(現静岡県立韮山高等学校)の設立や焼津の海岸防潮堤の工事に関して大きな貢献をしている。

戦後の松城家

三代兵作(長)を最後に、その娘 保(やす)が婿養子に雄二郎を迎えた大正6年(1917)以降、松城兵作の継承は途絶えた。松城家住宅の最後の居住者であったみどりが昭和39年(1964)に家長である夫として林三を迎えたが、廻船業と関わりを持つことも既になくなっていった。廻船問屋の敷地構えの名残であった門前の水路も、東海地震が注目された昭和53年(1978)防災のために埋立てられ、平成19年に所有者が沼津市へ変更となり現在に至る。

【参考文献】

- 『戸田村史 民俗編』、沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2014年
- 『戸田村史 通史編』、沼津市教育委員会編、文光堂印刷株式会社、2016年
- 『静岡県東部の偉人に学ぶ、ふるさと・まちづくり』、静岡県東部振興センター、1991年

第3節 建造物の概要

第1項 文化財の指定

①官報告示

文部科学省告示第九十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成十八年七月五日

文部科学大臣 小坂憲次

| 名称 | 員数 | 構造及び形式 ⁶ | 所有者 ⁷ | 所有者の住所 ⁸ | 所在地 |
|--------------|----|--|------------------|----------------------------|------------------|
| 松城家住宅 主 屋 | 七棟 | 木造、建築面積二六六・七六平方メートル、二階建、棧瓦葺 附・棟札一枚 明治六年六月二六日 | 松城みどり 松城雄一郎 | 静岡県沼津市戸田 七二番地 東京都国立市 | 静岡県沼津市 戸田七二番地 |
| ミ セ | | 木造、建築面積三二・二三平方メートル、二階建、棧瓦葺、西面 主屋に接続 | 松城茂樹 | 東京都国分寺市 | |
| 文庫蔵 | | 土蔵造、建築面積一六・五二平方メートル、二階建、東面蔵前附 属、棧瓦葺、蔵前南面主屋に接続 | | | |
| 東土蔵 | | 土蔵造、建築面積三九・六六平方メートル、二階建、西面庇付、 棧瓦葺 | | | |
| 北土蔵 | | 土蔵造、建築面積三二・二三平方メートル、二階建、棧瓦葺 | | | |
| 門及び塀 | | 門柱及び外塀 一棟 石造、折曲り延長八一・四メートル 庭門及び塀 一棟 石造、延長八・〇メートル 附・家相図 二枚 明治五年仲春 宅地及び畑 二、〇四五・四四平方メートル 七一番、七二番 右の地域内の井戸、池、石垣を含む | | | |

②指定説明

松城家は、西伊豆の良港として栄えた戸田で江戸後期から主に廻船業を営んで財をなし、戸田村の取締役も努めた^(一)。明治五年（一八七二）までには、戸田大川右岸に現在の敷地を得ていた。

松城家住宅は、宅地中央に南面して主屋が建ち、主屋東面南寄りにミセ、北面西端に文庫蔵を接続する。宅地の南東隅には東土蔵、北辺中央には北土蔵を配し、南面東寄りに門口を構え、南辺と西辺及び北辺の西側に石塀を廻し、北土蔵から東土蔵の間に石垣を築く^(二)。宅地の西側は旧菜園で、西北辺に低い石垣を築く。敷地の東辺と北辺には水路がある^(三)。

建築年代は、主屋が棟札から明治六年の上棟、大工は植田儀兵衛と判明する^(四)。ほかは年代を示す明確な資料を欠くが、主屋と同時期に整えられたと考えられる。

主屋は、桁行一七・七メートル、梁間一三・四メートルの二階建、寄棟造、棧瓦葺で、四周に下屋をつける。東面北寄りに釜屋、西面北寄りに便所が附属する。南面は、東端にドマ入口を設け、中央に切妻造、起り破風の庇を設け式台構えとする^(五)。外壁は、二階を目地を切って石積風に仕上げた白漆喰塗とする。二階の南面と北面に腰高窓を開き、額縁上角を円弧につくり、円柱の中柱を立てる。二階西面には、楕形欄間付の窓を三箇所に飾る^(六)。

一階は、東端をドマとし、南側に一〇畳ヒロマ、八畳ホンゲンカン、八畳ザシキの表向きの三室が並び、北に折れて八畳ジョウダンノマと諸室が続く。北側は内向きで、東から一畳半ナカノマとブツマ、一一畳マエナンド、六畳オクナンドが食い違いに並ぶ^(七)。ザシキとホン

⁶ 指定時寸法・面積を記載。復原など現状変更を経て整理した計画寸法・面積は、第2項 主要寸法（竣工）による。

⁷ 平成19年に沼津市の所有となった。住所など個人情報詳細を伏せて引用した。尚、②指定説明文も一部表記を変えて引用している。

⁸ 平成19年の所有者変更に伴い所有者住所は、静岡県沼津市御幸町16番1号となった。

ゲンカンには張付壁、棹縁天井、ジョウダンノマは床、棚、書院を飾り、金箔を散らした張付壁、張付天井とする。内向きの各室は漆喰塗壁で、マエナンドは天井も漆喰塗とする。

二階は、北側に階段室が食い込んだ変形八畳と一〇畳、南側に八畳二室を配し、南北に縁を設ける。階段室の東に六畳二室、一段低い踊り場を介した南東に六畳室を置く^(八)。西側の四室の中央には円柱が立ち、階段室を含めて輸入壁紙の張付天井とし、天井廻縁と内法長押しに繰形を施す^(九)。南北室境の内法は建具でアーチ開口を現し、引戸を建て込む。南西室の西面には床と上げ下げ窓を見せる書院、北西室の西面には床と隠し仏をもつ棚を設ける。

壁の各所には、左官の入江長八^(一〇)とその一門の手になる漆喰鍍絵を飾る。ドマ入口外側天井にはランプ釣元飾り「牡丹」、マエナンド天井にはランプ釣元飾り「秋の実り」、二階南面縁の外壁内面には「雨中の虎」の漆喰鍍絵がある^(一一)。

ミセは、桁行五・五メートル、梁間五・八メートルの二階建、東西棟の切妻造、棧瓦葺で、南面に下屋をつける。外壁は大壁造白漆喰塗で、一階を押縁下見板張とする。正面は全面に格子を建て込み、潜戸を設け、内側に一本溝で雨戸を建てる。内部は下屋部分を土間、一階を六畳の二室、二階を八畳の一室とする。二階は、使用人室としていた。

文庫蔵は、桁行四・五メートル、梁間三・六メートル、土蔵造二階建、南北棟の切妻造、棧瓦葺である。外壁は白漆喰塗に海鼠壁とし、一階東面には蔵前をつけ、両開黒漆喰塗扉付の戸口を設け^(一二)、二階南面には両開白漆喰塗扉付の窓を設け、小庇を付ける。一階の床板は、上げ蓋とする。二階は元畳敷で、西面北端を四尺幅の床とし、西面と東面に押入を設け、天井は白漆喰塗とする。

東土蔵は、桁行七・三メートル、梁間五・五メートル、土蔵造二階建、南北棟の切妻造棧瓦葺とし、質蔵とも呼ばれた。西面中央は両開黒漆喰塗扉付の戸口を設け、庇をつける。南面二階には両開白漆喰塗扉付の窓を設け、小庇を付ける。外壁は白漆喰塗に海鼠壁とする。一階の床は北半を切石敷、南半を板敷とする。二階は北面を中棚付の戸棚とし、天井は戸棚内を含めて白漆喰塗とする^(一三)。

北土蔵は、桁行九・一メートル、梁間三・五メートルの土蔵造二階建、東西棟の切妻造、棧瓦葺である。外壁は白漆喰塗に海鼠壁で、南面二箇所に石段と戸口を設け、南面二階は二箇所小庇を付けた小窓を開く。内部

は、中央で間仕切って東を味噌蔵、西を米蔵とし、一階の床は石敷とする^(一四)。

外周の石塀は、整層切石積で谷切の目地とする。基礎石上に、南面は七段、西面南半は九段、西面中央と北面は八段を積んで笠石を載せ、高さ二・〇～二・七メートルとする^(一五)。門柱は、各々高さ九尺の一本の伊豆石である。主屋の式台東と南面石塀を繋ぐ石積の庭塀には、アーチ門を開く。

松城家住宅は、熟練した伝統的建築技術に基づいて洋風意匠を実現した建築年代の明確な明治初期の擬洋風住宅として、価値が高い。また、芸術作品としても優秀な漆喰鍍絵を要所に配するなど、当時の高度な左官技術を示す遺構としても重要である。蔵などの附属建物が残るとともに、敷地は建設当初の形状や外廻りの構えをよく保持しており、併せて保存を図る。

注

(一) 松城家は、文化年間から船を所有し、江戸や瀬戸内海方面の廻船を運航した。文政年間に旗本小笠原氏の戸田村取締役を努め、松城姓を与えられた。嘉永七年(一八五四)のロシア船ディアナ号沈没事故の際、代船「ヘダ号」の造船御用掛(八名)を努めるなど、造船も手がけた。

(二) 明治五年に作成された『家相図』(松城家所蔵)を附指定とする。これには、右下に「豆州戸田松城氏吉相之家圖／以曲尺一寸二分換壹間而／造家圖定方位辨吉／凶也」、左上に「維時／明治五壬申歲／仲春吉晨 東易館 貞翁 穴戸頼母 膝富鄰 撰圖」の書き込みがある。

現状と比較すると、主屋一階平面は、階段位置に現存建物との相違が見られる。また、西土蔵と北土蔵は位置を変更して建設され、主屋南の土蔵は建設されなかった。これより、『家相図』は原計画で、これを再検討の上、各建物が建設されたものと思われる。

また『日記出入請帳』(松城家所蔵)に、明治六年一月から明治八年一月までの諸職への支払記録があり、遅くとも明治九年頃までに宅地内の建物が整えられたと推測される。

主屋の西方、宅地西北隅に二階建土蔵の基礎石が残る。大正年間の古写真では確認できるが、昭和一九年以前に取り壊された。西辺と北辺の石塀は土蔵に取り付いていたため、解体後に石塀を補足して西北隅を閉塞し、西面に裏木戸を設けている。また西土蔵の東に屋敷柱があったが取り壊さ

れ、基壇切石積みのみ残る。

なお、平成一一年八月二三日に主屋、ミセ、文庫蔵、東土蔵、北土蔵、門柱及び塀、両袖塀付門の七件が登録有形文化財（建造物）に登録されている。

(三) 敷地南面には、運河として利用されていた戸田大川に通じる水路があり、門の前には船着きの石階段が設けられていたが、昭和五〇年代に埋め立てられた。

(四) 主屋小屋裏に木箱に収められた棟札（主屋の附指定とする）があり、次のように記される。

(表) 岡象女神 工匠上田儀兵エ吉久敬白
奉上棟大元尊神家門長久守護所

五帝龍神 當主松城兵作藤原忠欽言

(裏) (卦=坎) 明治六癸酉歲六月廿六日癸卯吉祥

「兵作」は松城家代々の名で、施主は二代熊三郎（天保一〇年～明治二五年）と推定される。「上田儀兵エ」は奉行寺（沼津市戸田）所蔵の過去帳により植田儀兵衛（文政一二年～大正三年）で、戸田村小中島の住人である。なお上棟日付の明治六年六月二六日の暦日干支は、実際は己酉で棟札の表記と合わない。明治六年六月に癸卯の干支を求めると六月二〇日で、これは旧暦五月二六日にあたり、何らかの錯誤があったものと推定される。

なお、後述の漆喰鏝絵の年紀から、造作は明治九年頃までかかったと考えられる。

(五) 平成四年に北面東端の付属室を撤去し、厨房兼食事室を増築した。併せて、西面南端の上便所と風呂を撤去した。

式台の懸魚と欄間の彫刻は石田半兵衛作と伝えられるが、劣化のため平成四年の改修時に取り替えられ、保存されている。石田は松崎町江奈出身で、左官入江長八と同郷、浄感寺塾の同門で、弘化二年浄感寺本堂再建の棟札に彫師石田半兵衛、彩色入江長八と名を連ねる。

(六) 鎧戸の内側に上げ下げガラス戸を建て込む南端窓を除いて、左官仕事による模造である。

南側縁の外には手摺付きバルコニーがあったが、大正末期までに撤去された。この後、縁外側の漆喰塗窓に铸铁製グリルをつけた手摺が設けられたが、昭和戦前期に撤去されている。

南端窓の鎧戸は、当初両開きであったが、平成四年に同意匠の片開戸に改修された。

(七) ヒロマ表側の縁は平成四年に改修した。ナカ

ノマ北側の台所とドマの北端部分、竈屋の内装は平成四年に改修した。台所北方の付属屋はこの時、撤去、改築されている。

(八) 踊り場の西には一階ナカノマ炉の煙出し煙道がある。主屋東面屋根に煙突を設けていたが、昭和四一年頃に撤去された。

(九) 二階中央の円柱を受けるために、一階オクナンドの南押入内に角柱を立てている。天井紙は、洋紙に薄茶色の下塗を施し、茶系の濃淡と青色を印刷する。ポルトガル製との伝承がある。

(一〇) 通称伊豆長八（文化一二年（一八一五）～明治二二年）。伊豆国賀茂郡松崎村明地の農家に生まれ、文政九年（一八二六）、左官関仁助に弟子入り。天保四年（一八三三）江戸に出る。川越の狩野派喜多武清に師事。弘化四年（一八四七）から江戸深川八名川町で左官業を営む。明治八～九年には松城家の招きにより戸田に滞在した。明治一〇年に第一回内国勸業博覧会に出品し、「灰垢屏風」で花紋賞牌を得る。重要文化財（建造物）旧岩科学校校舎（明治一三年、静岡県賀茂郡松崎町）等に鏝絵作品を遺す（白鳥金次郎『名工伊豆長八伝』昭和三三年、村山道宜『伊豆長八の世界』平成一四年）。

(一一) 「牡丹」には「天祐之章」、「雨中の虎」には「乾道」の落款があり、いずれも入江長八の号。「雨中の虎」の画面左下に銘には次のようにあり、明治九年の作品と判る。「鴈来月」は旧暦八月を指すのかもしれない。

「明九丙子鴈来月

圻者乾道陳人寫

（落款＝圻者）（落款＝乾道）」

そのほか、一階ジョウダンノマの附書院外面に「竹に雀」、二階北東座敷天井に「松竹梅」のランプ釣元飾り、同次の間に「龍」のランプ釣元飾り、同二室の欄間外壁に唐草、二階南面縁の中央間の押入外壁に「竹林」がある。

(一二) 内側の建具は、一本溝に土戸と格子戸を建て込み、左右に引分ける。他の蔵も同形式である。

(一三) 北面には後補のさしかけ下屋があり、内部を物入と便所としている。なお北妻面の軒高位置に庇取り付き痕跡があり、これより上部の妻壁を海鼠壁、これより下部を板張りとしている。なお、二階の床板には柄穴の痕跡があり、造り付けの棚が設けられていたことがわかる。

(一四) 西土蔵は「穀蔵」と呼ばれたといい、北土蔵

の西半は、西土蔵の解体後、米蔵として使われるようになった可能性がある。明治五年家相図には北土蔵位置の建物に「味噌香ノ物大吉」の書き入れがある。

北土蔵の東面は、軒高より下を板張、北面は鉄板張としている。昭和三〇年代の古写真ですでに板張りとなっており、傷みやすかった。屋根は、平成一六年冬の強風で破損したため、現在鉄板で仮葺している。また、戸口二箇所に通してつけた庇も、この時の強風で破損した。

(一五) 北西隅部では土蔵解体後にやや小振りの切石を積み、西面に裏木戸を設けている。西面石塀は平成一六年冬の強風により一部が倒壊し、補修した。

【参考文献】

『静岡県近代和風建築総合調査報告書』（静岡県教育委員会 二〇〇二年）
 建部恭宣『松城家住宅の建築について』（二〇〇五年）

③指定範囲

次項に対応するため、修理前指定範囲を竣工図に重ねたものを下図に示す。

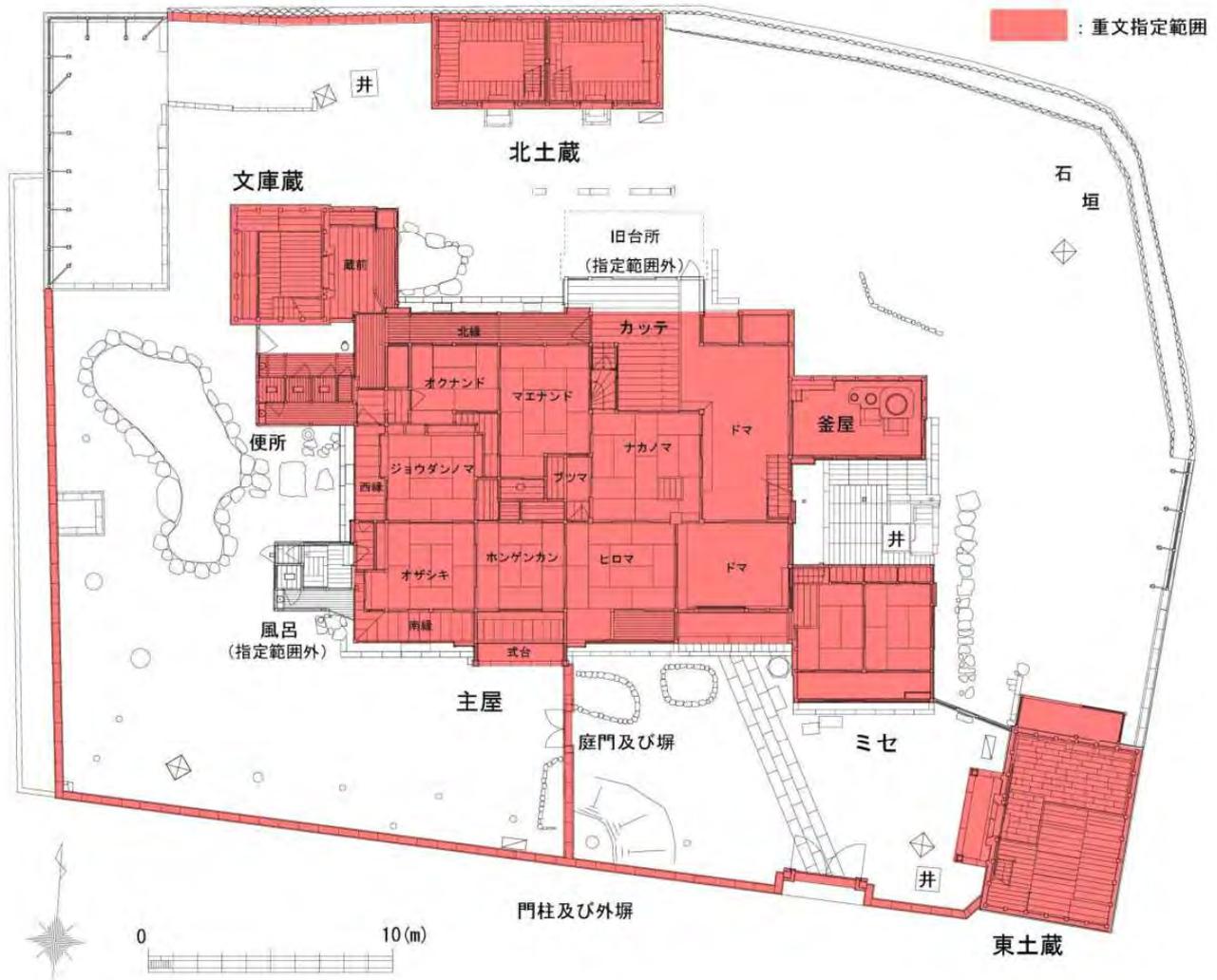


図 1-3-1-1 指定範囲図（竣工、宅地書上げ指定分は図示を省略）

④建物・室の名称

原設計図である家相図には松城家に関する各建物及びこれを構成する室の名称は一部を除いて示されず、普請時の記録も殆ど残されていないため、多くの部分が不明である。本工事を通じて用いた名称は、平成11年の登録有形文化財（建造物）への登録時及び、平成18年の重要

文化財（建造物）への指定時の一連の聞き取り調査などの結果用いられた名称に概ね従った。着工後の調査では後世の図面などを入手するとともに、改めて聞き取りも行ったが、それでも判然としない室名及び、既往調査時資料の呼称でも根拠のないものについては、今回便宜上「南縁」、「北東〇〇畳間」などの名称を設定した。

| 今回用いた名称 | | 重要文化財指定説明に採用された名称または表現 | 重要文化財指定前調査資料 | 着工後聞き取りなどによる名称確認 | 家相図に書き込まれた手がかり「」は表記名称 | 昭和戦中スケッチ（着工後収集）での名称または手がかり「」は表記名称 |
|---------|---------|------------------------|--------------|------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 主屋 | 主屋 | 主屋 | 主屋 | 母屋※ | — | — |
| (1階) | ドマ | ドマ | ドマ | ドマ | — | 「土間」 |
| | ヒロマ | ヒロマ | ヒロマ | 広間※ | — | 「廣間」 |
| | ナカノマ | ナカノマ | ナカノマ | 中の間※ | 囲炉裏の絵 | 「中之間」 |
| | ホンゲンカン | ホンゲンカン | ホンゲンカン | 本玄関※ | — | 「玄関」 |
| | ブツマ | ブツマ | — | ブツマ | 佛壇の文字 | 「佛間」 |
| | オザシキ | オザシキ | オザシキ | 座敷※ | — | 「座敷」 |
| | ジョウダンノマ | ジョウダンノマ | ジョウダンノマ | 上段の間※ | — | 「上檀」 |
| | マエナンド | マエナンド | マエナンド | 前納戸※ | — | 「前納戸」 |
| | オクナンド | オクナンド | オクナンド | 奥納戸※ | — | 「奥納戸」 |
| | カッテ | — | 台所 | — | — | 「勝手」 |
| | 式台 | — | — | 式台 | — | — |
| | 南縁 | — | — | — | — | — |
| | 西縁 | — | — | — | — | — |
| | 北縁 | — | — | — | — | — |
| | 釜屋 | — | 洗面所 | 《釜場・風呂》 | 竈の絵 | 「カマド」／「風呂」 |
| | 風呂 | — | — | 《風呂・便所》 | 洗い場の絵 | 「客風呂」、個室・便器の絵 |
| 便所 | — | — | 便所 | 個室・便器の絵 | 個室・便器の絵 | |
| (2階) | 南西八畳間 | “八畳” | “八畳” | — | — | — |
| | 北西十畳間 | “一〇畳” | “十畳” | — | — | — |
| | 応接間 | “八畳” | “八畳” | 応接間※ | — | — |
| | 前の間 | “変形八畳” | “八畳” | 前の間 | — | — |
| | 龍の間 | “六畳” | “六畳” | 竜の間※ | — | — |
| | 次の間 | “六畳” | “六畳” | 次の間※ | — | — |
| | 板間 | 踊り場 | 板間 | 踊り場※ | 「板間」 | — |
| | 煙出 | — | — | — | 「煙出」 | — |
| 南東六畳間 | “六畳” | “六畳” | — | — | — | |
| ミセ | ミセ | ミセ | ミセ | 店※《帳場》 | — | — |
| 文庫蔵 | 文庫蔵 | 文庫蔵 | 文庫蔵 | 文庫蔵※ | 文庫最大吉 | 「文庫倉」 |
| (1階) | 蔵前 | — | — | 蔵前 | — | — |
| 東土蔵 | 東土蔵 | 東土蔵 | 東土蔵 | 東土蔵 | — | 「質倉」 |
| 北土蔵 | 北土蔵 | 北土蔵 | 北土蔵 | 北土蔵《米蔵》 | 味噌香ノ物大吉 | 「味噌倉」 |

- ・※は、『登録有形文化財 松城家―詳述―』、松城林三（『伊豆の郷土史研究 第27集』、田文協編集委員会、2002年）での記載名称。
- ・着工後聞き取りは、松城家住宅最後の住人である松城みどり氏に行ったが、名称の漢字・ひらがな・カタカナの表記区別は不明である。また、（ ）は、みどり氏が伝聞などにより認識していた旧態または用途。
- ・“●畳”は、具体的な室名でなく、畳数表現によって該当室が指し示されているもの。
- ・主屋2階南西八畳間の畳数は実際には9であるが、8畳座敷の骨格に、床脇1畳張り出しを加えて調整した変則平面である。前の間も実際の畳数は9である。
- ・主屋2階「前の間」の旧手縫い床の頭板には、「二階前所」の墨書が残っており、当初は「前所」と呼称していた可能性が高い。
- ・上記以外の史料として、「明治一五年松城兵作日記」では文庫蔵を「濱蔵」と呼んでいるようである。

第2項 主要寸法 (竣工) 9

【主 屋】

| 区 分 | 摘 要 | 寸 法 |
|--------------|------------------------------|------------------------|
| 主体部 | | |
| 桁 行 | 桁行両端柱間真々 (1階) | 17.831m |
| | 〃 (2階) | 15.362m |
| 梁 間 | 梁間両端柱間真々 (1階) | 13.574m |
| | 〃 (2階) | 9.817m |
| 軒 の 出 | 側柱真より1階広小舞外下角まで (東面) | 1.741m |
| | 〃 (北面) | 0.438m |
| | 〃 (南面・西面) | 0.653m |
| 軒 高 | 側柱真より2階広小舞外下角まで | 0.586m |
| | 基礎石上端より1階広小舞外下角まで (東面・北面) | 2.722m |
| | 〃 (南面・西面) | 2.633m |
| | 基礎石上端より2階広小舞外下角まで (南面) | 6.383m |
| | 基礎石上端より大棟頂上まで (南面) | 10.614m |
| 棟 高 平 面 積 | 側柱内側面積 (1階) ※指定範囲外除く | 242.038 m ² |
| | 〃 (2階) | 150.446 m ² |
| 式台 | (南突出部) | |
| 桁 行 | 桁行両端柱間真々 | 0.909m |
| 梁 間 | 梁間両端柱間真々 | 3.666m |
| 軒 の 出 | 側柱真より広小舞外下角まで | 0.644m |
| 軒 高 | 基礎石上端より広小舞外下角まで | 2.501m |
| 棟 高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 4.290m |
| 平 面 積 | 側柱真々面積 | 3.332 m ² |
| 釜屋 | (付属棟) | |
| 桁 行 | 桁行両端柱間真々 | 5.454m |
| 梁 間 | 梁間両端柱間真々 | 3.212m |
| 軒 の 出 | 側柱真より広小舞外下角まで (南面) | 0.688m |
| | 〃 (北面) | 0.436m |
| 軒 高 | 基礎石上端より広小舞外下角まで (南面) | 2.315m |
| | 〃 (北面) | 2.441m |
| 棟 高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 3.703m |
| | 〃 (越屋根) | 4.123m |
| 平 面 積 | 側柱内側面積 | 17.518 m ² |
| 便所 | (付属棟) | |
| 桁 行 | 桁行両端柱間真々 | 3.984m |
| 梁 間 | 梁間両端柱間真々 | 2.878m |
| 軒 の 出 | 側柱真より広小舞外下角まで | 0.499m |
| 軒 高 | 基礎石上端より広小舞外下角まで | 2.447m |
| 棟 高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 3.734m |
| 平 面 積 | 側柱真々面積 | 11.466 m ² |

| 合計 | (指定範囲) | |
|------|----------|------------------------|
| 延床面積 | 1階合計 | 274.354 m ² |
| | 2階合計 | 150.809 m ² |
| | 1・2階合計 | 425.163 m ² |
| 屋根面積 | 1階椽瓦平葺面積 | 202.243 m ² |
| | 2階椽瓦平葺面積 | 221.597 m ² |
| | 1・2階合計 | 423.840 m ² |

| 復原整備部 (指定範囲外) | | |
|---------------------|----------------------|-----------------------|
| 風呂 | (付属棟) | |
| 桁 行 | 桁行両端柱間真々 | 3.242m |
| 梁 間 | 梁間両端柱間真々 | 2.708m |
| 軒 の 出 | 側柱真より広小舞外下角まで | 0.510m |
| 軒 高 | 基礎石上端より広小舞外下角まで | 2.437m |
| 棟 高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 3.692m |
| 平 面 積 | 側柱内側面積 | 8.779 m ² |
| 屋根面積 | 椽瓦平葺面積 | 15.794 m ² |
| カッテ (一部) | (北突出部南半) | |
| 東西方向 | 両端柱間真々 (突出部のみ) | 5.545m |
| 南北方向 | 両端柱間真々 (突出部のみ) | 1.454m |
| 軒 の 出 | 側柱真より広小舞外下角まで | 0.711m |
| 軒 高 | 基礎石上端より広小舞外下角まで | 2.608m |
| 棟 高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 4.685m |
| 平 面 積 | 側柱内側面積 (突出部のみ) | 8.062 m ² |
| 屋根面積 | 椽瓦平葺面積 (突出部のみ) | 11.149 m ² |
| 合計 | 復原整備部 (指定範囲外) | |
| 延床面積 | | 16.841 m ² |
| 屋根面積 | | 26.943 m ² |

| 整備活用部 (指定範囲外) | | |
|---------------|-------------------|-----------------------|
| 旧台所 | (北突出部北半) | |
| 東西方向 | 両端柱間真々 | 5.545m |
| 南北方向 | 両端柱間真々 | 2.728m |
| 軒 の 出 | 側柱真より広小舞外下角まで | 0.711m |
| 軒 高 | RC基礎石上端より広小舞外下角まで | 2.390m |
| 棟 高 | RC基礎石上端より大棟頂上まで | 4.613m |
| 平 面 積 | 側柱内側面積 | 15.121 m ² |
| 屋根面積 | 椽瓦平葺面積 | 26.048 m ² |

| 総合計 | (指定範囲) + (指定範囲外) | |
|------|------------------|------------------------|
| 延床面積 | 1・2階合計 | 457.125 m ² |
| 屋根面積 | 1・2階合計 | 476.831 m ² |

9主には 解体調査の結果を整理して推定した計画寸法・面積を示す。当初の施工誤差・経年変形による寸法斑に、組立時の歪み補正実施なども総合的に加味考察した最終的な推定値であるため、工事発注の際に現況を実測して定めた設計寸法や、本組立工事で実際に施工した寸法とは必ずしも一致しない。

【ミセ】

| 区分 | 摘要 | 寸法 | |
|------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 桁行 | 桁行両端柱間真々 (1階) ※1 | 5.777m | |
| | 〃 (下屋) | 5.526m | |
| | 〃 (2階) ※1 | 5.777m | |
| 梁間 | 梁間両端柱間真々 (1階) | 4.318m | |
| | 〃 (下屋) | 1.191m | |
| | 〃 (2階) | 4.318m | |
| 軒の出 | 側柱真より広小舞外下角まで (下屋) | 0.615m | |
| | 側柱真より2階広小舞外下角まで | 0.525m | |
| 軒高 | 下屋基礎石上端より広小舞外下角まで (下屋) | 2.255m | |
| | 基礎石上端より2階広小舞外下角まで | 3.386m | |
| 棟高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 5.375m | |
| | 平面積 | 側柱内側面積 (1階) | 31.222 m ² |
| | | 〃 (2階) | 24.641 m ² |
| 屋根面積 | (合計) | 55.863 m ² | |
| | 棧瓦平葺面積 (下屋) | 12.116 m ² | |
| | 〃 (2階) | 40.318 m ² | |
| | 〃 (1階東庇) | 1.610 m ² | |
| | 〃 (2階窓庇) | 1.269 m ² | |
| (合計) | 55.313 m ² | | |

※1 変則平面のため北側通り寸法 (最大値) を示す

【文庫蔵】

| 区分 | 摘要 | 寸法 | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 桁行 | 桁行両端柱間真々 (1階主体部) | 4.545m | |
| | 〃 (蔵前・東下屋) ※2 | 4.545m | |
| | 〃 (2階) | 4.545m | |
| 梁間 | 梁間両端柱間真々 (1階主体部) | 3.636m | |
| | 〃 (蔵前・東下屋) | 2.715m | |
| | 〃 (2階) | 3.636m | |
| 軒の出 | 側柱真より広小舞外下角まで (蔵前) | 0.631m | |
| | 〃 (東下屋) | 0.544m | |
| 軒高 | 東基礎石上端より広小舞外下角まで (蔵前) | 2.647m | |
| | 〃 (東下屋) | 2.256m | |
| 棟高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 6.986m | |
| | 平面積 | 側柱内側面積 (1階) | 29.322 m ² |
| | | 〃 (2階) | 16.526 m ² |
| 屋根面積 | (合計) | 45.848 m ² | |
| | 棧瓦平葺面積 (大屋根) | 30.800 m ² | |
| | 〃 (蔵前) | 13.336 m ² | |
| | 〃 (2階窓庇) | 2.240 m ² | |
| | (合計) | 46.376 m ² | |
| 銅板葺面積 (東下屋) | 6.235 m ² | | |

※2 主体部取付き位置での寸法 (最大値) を示す

【東土蔵】

| 区分 | 摘要 | 寸法 |
|------|------------------|-----------------------|
| 桁行 | 桁行両端柱間真々 (1階主体部) | 7.272m |
| | 〃 (西面出入口庇) | 3.551m |
| | 〃 (北下屋) | 4.242m |
| 梁間 | 〃 (2階) | 7.272m |
| | 梁間両端柱間真々 (1階主体部) | 5.054m |
| | 〃 (西面出入口庇) | 1.370m |
| 棟高 | 〃 (北下屋) | 1.489m |
| | 〃 (2階) | 5.054m |
| | 基礎石上端より大棟頂上まで | 6.884m |
| 平面積 | 側柱内側面積 (1階) | 47.934 m ² |
| | 〃 (2階) | 36.753 m ² |
| | (合計) | 84.687 m ² |
| 屋根面積 | 棧瓦平葺面積 (大屋根) | 53.627 m ² |
| | 〃 (西面出入口庇) | 8.928 m ² |
| | 〃 (北下屋) | 10.107 m ² |
| | 〃 (2階窓庇) | 2.438 m ² |
| | (合計) | 75.100 m ² |

【北土蔵】

| 区分 | 摘要 | 寸法 |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 桁行 | 桁行両端柱間真々 (1階主体部) | 9.090m |
| | 〃 (2階) | 9.090m |
| 梁間 | 梁間両端柱間真々 (1階主体部) | 3.546m |
| | 〃 (2階) | 3.546m |
| 棟高 | 基礎石上端より大棟頂上まで | 5.993m |
| 平面積 | 側柱内側面積 (1階) | 32.233 m ² |
| | 〃 (2階) | 32.233 m ² |
| | (合計) | 64.466 m ² |
| 屋根面積 | 棧瓦平葺面積 (大屋根) | 45.458 m ² |
| | 〃 (1階庇) | 6.994 m ² |
| | 〃 (2階窓庇) | 2.240 m ² |
| (合計) | 54.692 m ² | |

【門及び塀】

| 区分 | 摘要 | 寸法 | |
|----|---------------|------------|---------|
| 門柱 | 高さ | 礎石上端より頂上まで | 2.724m |
| | | 外塀 | |
| 外塀 | 南塀東半 | 折れ曲り延長 (姿) | 5.760m |
| | 南塀西半 | 折れ曲り延長 (姿) | 30.700m |
| | 西塀 | 延長 (姿) | 21.030m |
| | 北塀 | 延長 | 10.750m |
| | | (合計) ※3 | 68.240m |
| 庭塀 | アーチ含む全長 | 8.000m | |
| 外塀 | (復原整備部、指定範囲外) | | |
| 東塀 | 延長 | 6.620m | |

※3 現状変更により後補部分撤去

第3項 構造形式 (竣工)

【主屋】

概要

桁行 17.8m、梁間 13.6m、2階建、寄棟造、平入、
 棧瓦葺、四周下屋付き、南下屋上部バルコニー付き。
 南面式台突出、桁行 0.9m、梁間 3.7m、切妻造、起
 り屋根、棧瓦葺。東面釜屋接続、桁行 5.5m、梁間
 3.2m、平家建、切妻造、棧瓦葺、越屋根付き。西面
 南半風呂接続、桁行 3.2m、梁間 2.7m、平家建、切
 妻造、棧瓦葺。西面北半便所接続、桁行 4.0m、梁間
 2.9m、平家建、切妻造、棧瓦葺。北面カッテ突出
 (指定範囲外)、桁行 1.5m、梁間 5.5m、平家建、切
 妻造、棧瓦葺。北面西端文庫蔵蔵前に接続、東面南端
 ミセに接続、式台南東柱に庭堀取付。

平面

(1階)

宅地中央に南面して建ち、南東ドマ及び式台に主た
 る出入口を設け、南東ドマ東側北半及び北東ドマ北側
 西半にも出入口を設ける。1階四周を下屋構造とし、
 北方は、北東ドマよりひと続きのカッテを張り出す。
 東面南端は南東ドマより上り段を介してミセに接続
 し、北面西端は北縁より文庫蔵蔵前に接続する。東面
 は北東ドマより釜屋に接続し、西面は西縁より便所及
 び風呂にそれぞれ接続する。

間取りは、北東部を下手として、ドマ (南東・北
 東)、ナカノマ、カッテ、マエナンド、オクナンドを配
 し、南西部を上手として、ヒロマ、ホンゲンカン、オ
 ザシキ、ジョウダンノマを配し、1階の中心位置にブ
 ツマを置く。

南東ドマは、南面を下手の出入口 (ワキゲンカン)
 とし、西面は上り段を介してヒロマに通じ、北面は格
 子戸を介し北東ドマへ繋がる。北東ドマは、東面南端
 に板間 (中二階) へ通じる箱階段を置き、北面東半を
 物置とする。ナカノマ北東部矩折に廻した上り段よ
 り、ナカノマへ通じ、西面北半はカッテ板床と一体空
 間とする。ナカノマは、南東寄りに半間四方の囲炉裏
 を切り、北面西端に2階へ通じる廻階段を配し、北面
 残りはカッテに繋がりさらに (旧) 台所へと続く。ブ
 ツマは、作り付けの仏壇を置きヒロマ、ナカノマへ接
 続する。マエナンドは、南西に押入を配し、東面北半
 内法上に廻階段西半の構造区画を張り出し、階段下収
 納を設ける。オクナンドは、南面東半に押入、西半に
 丁字棚、西面北半にトコを配し、西面中程の開き襖よ
 り西縁に通じる。

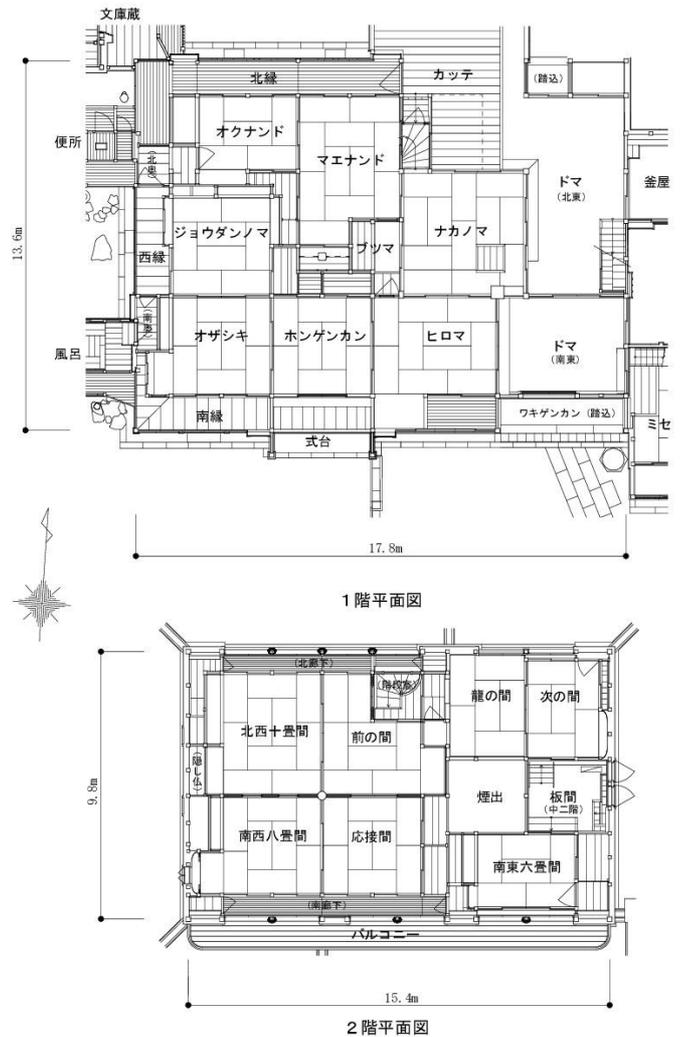


図 1-3-3-1 主屋説明図 1

ヒロマは南東ドマ境北端に大黒柱を建て、南面西側
 に置き畳 1畳を張り出し、南面東側の縁と一体空間に
 繋ぐ。ホンゲンカンは、南面を上手の出入口とする式
 台に接続し、北側に押入を配す。オザシキは、西面北
 半にトコ、南半を 1畳張出しとして明書院を設え、南
 西は南縁に繋がる。ジョウダンノマは、オザシキ境に
 上段框を置いた上段構えとし、西面南半より西縁に繋
 がる。座敷飾りは西面北半に明書院、北面に違棚及び
 トコ、東面北半に丁字棚を設え、東面南半には押入を
 設置する。

(2階)

東西に棟を配し、1階より廻階段及び箱階段を通じ
 て繋がり、南面外側に木製バルコニーを設ける。

間取りは、西半は前の間、応接間、南西八畳間、北
 西十畳間の 4室を大径絞り丸太柱を中心とする田の字
 形に配し、東半は、中程西寄りに 1階ナカノマ囲炉裏
 の上部煙出区画、東寄りに板間 (中二階) を配し、そ

れより階段を介して、北方は次の間、南方は南東六畳間へ通じる。主体部2階西半と東半は、廻階段東脇廊下を介して前の間と龍の間を接続する。

前の間は、北東隅を廻階段区画とし、東面南半は1畳張出し上部天袋付き、北半には押入を備え、北面は廊下に繋がる。応接間は東面を押入とし、南面は廊下を介して雨戸窓台よりバルコニーへ繋がる。南西八畳間は、西面北半にトコ、南半に1畳張出しと火燈枠付き明り窓を備え、南面は廊下を介して雨戸窓台よりバルコニーへ繋がる。北西十畳間は、北面は廊下に通じ、西面北半にトコ、南半に丁字棚を設えるが、丁字棚の壁を上下式として裏面に「隠し仏」と伝わる祭壇空間を備える。龍の間は、松城家唯一の室内大壁塗込の間とし、北面には窓を配す。次の間は、東面北半に押入、南半にトコを備え、北面に障子窓及び窓下収納を設ける。南東六畳間は、東面に押入、西面にトコと丁字棚を設え、南面に窓及び窓下収納を設けた上で、雨戸窓台よりバルコニーへ繋がる。

基礎

建物直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。柱礎石または土台基礎は、建物外周東面・南面東半・北面東半及び内部ドマ廻り化粧部は、根石上に安山岩切石布敷、建物外周西面・南面西半・北面西半化粧部は、根石上に安山岩沓石及び地覆石据付。床下柱礎石及び東石は、根石上に安山岩または花崗岩の自然石または切石据付。主屋南側門戸までの歩道は、飼石調整の上、花崗岩切石敷。

軸部

1階は全て角柱とし、ヒロマ・ドマ・ナカノマ取合いに大黒柱を1本建てる。東面・南面東半・北面東半側柱及び内部ドマ廻り化粧部柱は土台に栴建ち、その他柱は礎石建ちまたは沓石に栴建ち。東面下屋のみ類杖入り腕木にて出桁を受け、北・西・南下屋は側桁と入側柱を繋梁または垂木で固める。側廻り開口部には縁框兼用差敷居を入れて床廻りも固める。主体部1階柱は天井梁（桁）を縦横に組み、居室部境には足固めを入れ、ドマ・カッテ廻り及びナカノマ・ヒロマでは室境に差鴨居を入れる。主体部・下屋柱は壁部に貫を差し渡し楔締めとする。

2階柱は西半田の字形4室区画中央の1本を円柱とするほかは全て角柱とし、1階柱筋とは無関係に縦横天井梁に栴建ちとする。柱頭は側桁または縦横中引梁で固め、壁部には貫を差し渡し楔締めとする。

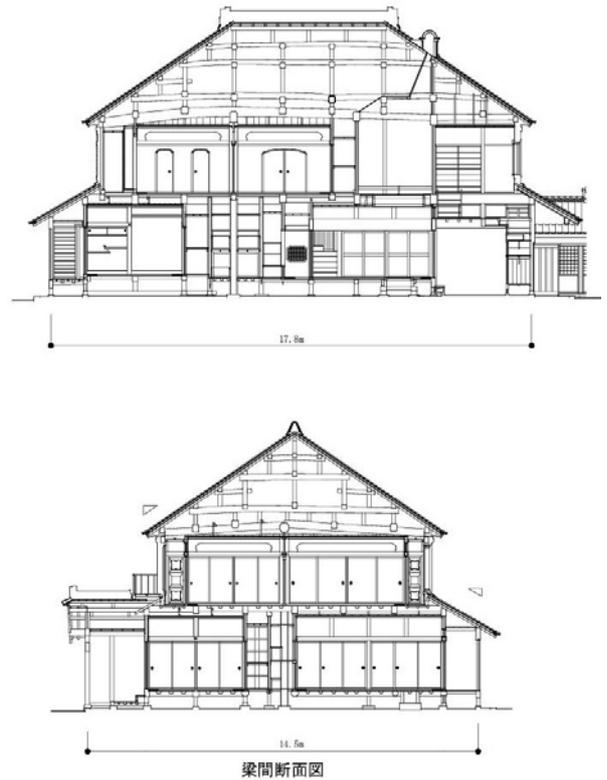


図1-3-3-2 主屋説明図2

床組

1階縁廻りは、樽縁は主体部足固めまたは入側柱と縁框兼用差敷居とを直接根太で固め、切目縁は両者を縁繋ぎで固め、これに直交して縁根太を配る。1階室内は、大引は床束で受け、足固めまたは大引と天端を同高に揃えて根太を掛ける。カッテは、上り框をナカノマ北面の差敷居及び床束と、台所境柱に差し渡し、大引・根太を組み要所を床束で支える。

2階は、1階の縦横天井梁を床梁とし、天端を同高に揃えて根太を掛ける。

小屋組・軒

全て和小屋とし、1階下屋は側桁と入側桁、もしくは側桁と出桁に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・裏甲・瓦座で軒瓦を受ける。下屋のうち東面及び北面東端のみ広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。

2階は縦横の中引梁に側桁を組み、小屋束を建てて1段目の小屋梁を縦横に受け、さらに小屋束を建てる。1段目の小屋梁には端母屋を渡す。下から2段目の小屋梁は長材とせず、外寄り半間のみ繋梁として母屋を受ける。3段目は梁間方向に小屋梁を架け、その上に

棟通りの桁行梁を渡し、それぞれ母屋を受けて小屋束を建てる。4段目は梁間方向に小屋梁を架け、その上に母屋及び棟通りの桁行梁を渡し、桁行梁には小屋束を建て、棟木を受ける。各段小屋梁、桁行梁及び繫梁の端先に四周同高に回した母屋へ垂木を渡し、側桁から棟木まで固める。四周軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、外壁頂部長押形より軒瓦までひと続きの揚げ裏漆喰仕上とする。

屋 根

全て小舞野地の上、杉皮下地、棧瓦葺とする。

下屋は南西隅・北東隅を寄棟に回し、南東隅はミセ壁面、北西隅は文庫蔵下屋片流れ屋根に取合う。突出部は式台及びカッテの切妻屋根が接続し、付属棟は切釜屋・便所・風呂の切妻屋根が接続してそれぞれ谷を形成する。隅棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、隅鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び隅巴で納める。主屋壁面際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とし、ミセ壁面取合い際熨斗は熨斗瓦2段、目地漆喰巻とする。式台は起り付き切妻屋根とし、箕甲は目地漆喰巻の風切丸瓦1列と掛瓦及び隅巴で納める。式台大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拜巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。カッテは切妻屋根とし、大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

2階は東面に黒漆喰塗煙突を設ける寄棟屋根とし、大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦7段、雁振瓦を伏せ、鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。隅棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦3段、雁振瓦を伏せ、隅鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び隅巴で納める。

壁・柱間装置

(1階外周)

南面 東より第一間、開放。第二間、外側雨戸5枚引、内側ガラス入格子窓5枚引違、西端戸袋付き。第三間、開放、内法上欄間彫刻嵌め殺し、上部真壁鼠漆喰仕上、東西袖壁外部真壁鼠漆喰仕上。西端間、雨戸5枚引、東端戸袋付き。

西面 南より第一間、雨戸3枚引。第二間、風呂内部に戸袋取込。第三間、板戸片開。第四間、戸袋。第五間、雨戸5枚引。第六間、板戸片引。第七間、便所内部に戸袋取込。北端間、雨戸3枚引。カッテ突出部(南より一間分)、板戸片引、内法上真壁漆喰仕上。

北面 西より第一間、板戸片引。第二間、戸袋。第三間、雨戸4枚引。第四間、雨戸3枚引、東端はカッテ内部に戸袋取込。第五間、開放。第六間開放、内法上大壁黒漆喰仕上。東端間海鼠壁水切付き、内法上大壁黒漆喰仕上。

東面 南より第一間、ミセ内壁を兼ねる真壁中塗仕上。第二間、ミセ側板戸2枚引、主屋側腰付障子2枚引違。第三間、外側雨戸2枚引、内側腰付障子2枚引違、内法上大壁黒漆喰仕上。第四間、板壁及び戸袋、内法上大壁黒漆喰仕上。第五間、板壁、内法上大壁黒漆喰仕上。第六間、板戸2枚引違、内法上釜屋内壁を兼ねる真壁中塗仕上、釜屋上方大壁黒漆喰仕上。第七間、釜屋内壁を兼ねる真壁中塗仕上、釜屋上方大壁黒漆喰仕上。第八・九間、海鼠壁水切付き、内法上大壁黒漆喰仕上。カッテ突出部(南より一間分)、板戸2枚引、内法上大壁黒漆喰仕上。

(1階内部及び間仕切)

ワキゲンカン 東面・西面・北面東端間・北面西端間、真壁黄大津仕上。北面中央間、外側板戸2枚引、内側腰付障子2枚引、内法上真壁黄大津仕上。

南東ドマ 南面東端・西端間・中央間内法上・東面内法上、真壁漆喰仕上。北面東半、格子戸4枚引違、内法上板壁。同西半、腰下及び内法上板壁、中段模様入りガラス窓嵌め殺し。

北東ドマ 南面内法上板壁。東面南より第一・二間箱階段周囲・第三間内法上・第四・五間、真壁漆喰仕上、同第三間内法上神棚付き。西面北半、通り土間取合開放。北面東より第一間、押入、上下段各板戸2枚引違、内法上及び押入内部真壁漆喰仕上。同第二間、出入口、板戸2枚引違、内法上真壁漆喰仕上。同出入口踏込内部、東面・南面内法上・北面内法上真壁黒漆喰仕上、西面板壁。通り土間北面、板戸片開。東面、北より第一間、外側雨戸2枚引、内側腰付障子2枚引違。同第二間、板壁。

ヒロマ 東面、帯戸4枚引違、内法上真壁漆喰仕上。北面東より第一間、障子入板戸4枚引違、内法上真壁漆喰仕上。同第二間、障子入襖片開、内法上真壁漆喰仕上。西面、帯戸4枚引違、内法上神棚。南面東より第一間、腰付障子2枚引違、内法上真壁漆喰仕上。同第二間、開放・内法上真壁漆喰仕上。ヒロマ南方縁及び張出し1畳東面・西面、真壁鼠漆喰仕上。

式台 東面・西面、真壁鼠漆喰仕上。

ホンゲンカン 南面、外側舞良戸4枚引違、内側腰付障子2枚引分。北面東より第一・二間、各押入、襖2枚引違、同押入内部真壁漆喰仕上、間仕切板壁。

オザシキ 南面東より第一・二間、各腰付障子2枚引違、内法上金散らし和紙張付壁。同西端間、障子窓付き金散らし和紙張付壁、垂れ壁金散らし和紙張付壁。西面南半明書院、障子4枚引違、内法上欄間障子嵌め殺し、垂れ壁及び腰下金散らし和紙張付壁、同北側袖壁・垂れ壁及び内法金散らし和紙張付壁。西面北半、トコ、落掛上金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。北面・東面、各襖4枚引違、内法上金散らし和紙張付壁。

南縁 東面、真壁鼠漆喰仕上。北面東より第一・二間、内法上・東より第三間・西矩折部北面・西矩折部東面内法上及び腰下真壁鼠漆喰仕上。

ジョウダンノマ 東面南半、押入、襖2枚引違、内法上金散らし和紙張付壁、同押入内部真壁漆喰仕上。同北半丁字棚、天袋・地袋各襖2枚引違、地袋上3方及び内法上金散らし和紙張付壁、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上。北面東半、トコ、落掛上金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。同西半違棚及び天袋、襖2枚引違、違棚3方及び内法上金散らし和紙張付壁、同天袋内部真壁漆喰仕上。西面北半火燈枠付き明書院、書院障子4枚引違、内法上・腰下及び明書院内部3方金散らし和紙張付壁。同南半、腰付障子2枚引違、内法上金散らし和紙張付壁。南面内法上金散らし和紙張付壁。

西縁 北面及び南面、各舞良戸片開、袖壁真壁漆喰仕上。東面北より第一間、真壁漆喰仕上、第二間、明書院外側3方真壁漆喰仕上、火燈枠周囲漆喰彫刻「竹に雀」。西縁南奥、東面・南面真壁漆喰仕上。西縁北奥、東面北より第一間、開放、内法上真壁漆喰仕上、第二間、真壁漆喰仕上。北面板壁。南面出入口開口、袖壁板張り胴縁押え。同オクナンド踏込、北面・南面、真壁漆喰仕上、東面内法上真壁漆喰仕上。

ナカノマ 東面、帯戸5枚引違、内法上南より第一・二間、各障子窓2枚引違、同内法上北端間真壁漆喰仕上。北面東半、帯戸4枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同西半、廻階段取合開放、内法上真壁漆喰仕上。西面北半、障子入板戸2枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同南半、障子入板戸3枚引違、内法上真壁漆喰仕上。南面東半、腰下及び模様入りガラス窓上板壁、内法上真壁漆喰仕上。

マエナンド 南面東半矩折部、真壁漆喰仕上、障子窓嵌め殺し、内法上真壁漆喰仕上。同西半、押入、上段襖2枚引違、下段板戸2枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上。西面北半、襖3枚引違、内法上真壁漆喰仕上。同南半、押入、襖3枚引



南立面図



東立面図



北立面図



西立面図

図 1-3-3-3 主屋説明図 3

違、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上。北面東より第一・二間、各腰付障子2枚引違、欄間障子1枚嵌め殺し及び欄間障子2枚引違、垂れ壁真壁漆喰仕上。東面北半、押入、襖3枚引違、内法上廻階段西半の構造区画張り出し、真壁漆喰仕上、同押入内部板壁。

オクナンド 東面、内法上真壁漆喰仕上。北面東より第一・二間、各腰付障子2枚引違、欄間障子2枚引違、垂れ壁真壁漆喰仕上。西面北半、トコ、落掛上壁真壁漆喰仕上、同裏側真壁砂漆喰塗、トコ内部3方金散らし和紙張付壁。同西半、襖片開、内法上真壁漆喰仕上。南面西半丁字棚、天袋・地袋各襖2枚引違、地袋上3方金散らし和紙張付壁、内法上真壁漆喰仕上、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上。同東半、押入、襖2枚引違、内法上及び押入内部真壁漆喰仕上。

ブツマ 開口部及び嵌め殺し障子窓以外、内法上とも真壁漆喰仕上。

北縁 東面、板戸片開、内法上真壁漆喰仕上。南面西端間、内法上とも真壁漆喰仕上、西面矩折部境開放、内法上裏表とも板壁、同矩折部東面北より第二間、内法上とも真壁漆喰仕上、同南面板壁、内法上真壁漆喰仕上。

カッテ 北面西より第一間、内法上とも真壁漆喰仕上。第二間、板戸4枚引違、内法上真壁漆喰仕上。西面北より第一間、板戸片引、内法上真壁漆喰仕上。第二間、内法上真壁漆喰仕上。南端間、廻階段下押入、上下段とも各板戸2枚引違、同廻階段下押入内部板壁。南面西より第一間、廻階段境開放。

(2階外周)

南面 東より第一間、石積風漆喰塗大壁。第二・三間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び中央漆喰塗オーダー柱、鉄板張雨戸4枚引。第四間、石積風漆喰塗大壁。第五・六間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び中央漆喰塗オーダー柱、鉄板張雨戸4枚引。第七間、石積風漆喰塗大壁。第八・九間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び中央漆喰塗オーダー柱、鉄板張雨戸4枚引。西端間石積風漆喰塗大壁。

西面 石積風漆喰塗大壁、南寄りに外側鎧窓両開き、内側ガラス入上げ下げ窓、中程及び北寄りに各漆喰擬窓付き。

北面 西より第一間、石積風漆喰塗大壁。第二～五間通して漆喰蛇腹付き大窓枠及び各間境漆喰塗オーダー柱、そのうち第二・三間を通して鉄板張雨戸4枚引、第四・五間を通して鉄板張雨戸4枚引。第六間、

石積風漆喰塗大壁。第七・八間を通して漆喰蛇腹付き大窓枠、上部漆喰彫刻「唐草」、中央漆喰塗角柱。東端間、石積風漆喰塗大壁。

東面 石積風漆喰塗大壁、中央二間通して漆喰蛇腹付き窓枠及び間に漆喰塗角柱、外側鎧窓両開き、内側各ガラス入格子窓嵌め殺し、さら内側板戸2枚引。

(2階内部及び間仕切)

南西八畳間 南面西より第一・二間、各腰付ガラス障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。西面南半、開放張り出し1畳、内法上各金散らし和紙張付壁、同張り出し西方火燈枠付き金散らし和紙張付壁、両袖壁金散らし和紙張付壁、同奥室床風漆喰壁、ガラス入上げ下げ窓枠ペンキ塗。同北半、トコ、落掛上金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。北面、子持ち式太鼓張襖枠嵌め殺し、2箇所小襖片引き、内法上全長に金散らし和紙張付壁・壁抜き欄間風。東面、襖4枚引違、内法上全長に金散らし和紙張付壁・壁抜き欄間風。

北西十畳間 西面南半丁字棚、天袋・地袋各襖2枚引違、地袋上3方及び内法上金散らし和紙張付壁、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上、丁字棚裏側「隠し仏」。同北半、トコ、落掛上金散らし和紙張付壁、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。北面西より第一・二間、各腰付障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。東面、襖4枚引違、内法上全長に金散らし和紙張付壁・壁抜き欄間風。

前の間 南面、子持ち式太鼓張襖枠嵌め殺し、中央小襖2枚引分、内法上全長に金散らし和紙張付壁・壁抜き欄間風。北面西半、腰付障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。同東半廻階段張り出し、腰付障子2枚引違、内法上各金散らし和紙張付壁。東面北より第一間、廻階段張り出し、金散らし和紙張付壁・火燈枠付き、明障子4枚引違。同北より第二間、押入、襖1枚片違、内法上金散らし和紙張付壁、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同北より第三間、張り出し1畳及び天袋、内法上金散らし和紙張付壁、同天袋襖2枚引違、内部真壁漆喰仕上。

応接間 南面西より第一・二間、各腰付ガラス障子2枚引違、同内法上各金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。東面北より第一・二間、各押入、襖2枚引違、内法上金散らし和紙張付壁、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。

南廊下 南面、腰下窓敷居・嵌板・幅木及び内法上

板鴨居ペンキ塗り。同西より第三間内法のみ漆喰彫刻「雨中の虎」。東・西面、各ペンキ塗り板戸片開、内法上真壁漆喰仕上、内部戸袋兼用物入れ。北面西より第一～四間、各内法上欄間開口以外真壁鼠漆喰仕上、柱頭斗形飾。同東端間内法、漆喰彫刻「竹林」、内法上真壁漆喰仕上。

北廊下 北面西より第一～三間、腰下窓敷居・嵌板・幅木及び内法上板鴨居ペンキ塗り。同第四間、腰下窓敷居及び内法上板鴨居ペンキ塗り。東・西面、各ペンキ塗り板戸片開、内法上真壁漆喰仕上、内部戸袋兼用物入れ。南面、西より第一～三間、各内法上欄間開口以外真壁鼠漆喰仕上、柱頭斗形飾。同東端間内法、箱状雑作及び嵌殺し障子枠周囲真壁鼠漆喰仕上、内法上欄間開口以外真壁鼠漆喰仕上。

廻階段及び階段室 北面、中段板壁ペンキ塗り・アーチ形板戸片開周囲枠付き、同2階部分金散らし和紙張付壁・円窓枠付き明障子嵌め殺し、内法上金散らし和紙張付壁、ガラス入欄間嵌め殺し。東面、下段板壁ペンキ塗り、同中段天井裏収納、板戸2枚引違、同上段彫刻付き手摺、同2階部分、帯戸2枚引違、同内法上小壁金散らし和紙張付壁。南面、下段開放、同中段真壁漆喰仕上、同上段彫刻付き手摺、同2階部分、内法上金散らし和紙張付壁。西面、下段板壁ペンキ塗り、同中・上段彫刻付き手摺及び板壁ペンキ塗り、同2階部分、内法上下及び火燈窓周囲金散らし和紙張付壁。

廻階段東脇廊下 北面、大壁漆喰仕上・幅木付き。西面内法上、大壁漆喰仕上。南面、大壁漆喰仕上・幅木付き、中段に前の間押入襖片開周囲枠付き。東面、大壁漆喰仕上・幅木付き、出入口洞床風剝抜開放。

龍の間 北面、大壁漆喰仕上・畳寄兼用幅木付き、東方窓額縁ペンキ塗り、同内法上2箇所通気用丸孔銅線亀甲網付き。東面、大壁漆喰仕上、腰付障子4枚引違。南面、大壁漆喰仕上・畳寄兼用幅木付き。西面、大壁漆喰仕上・幅木付き、出入口洞床風剝抜開放。

次の間 北面西より第一間、障子窓2枚引違、地袋板戸2枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同地袋内部真壁漆喰仕上及び板壁。同第二間、戸袋襖片開、腰下嵌め殺し板戸風板壁、内法上真壁漆喰仕上、同戸袋内部板壁及び外壁裏面漆喰砂摺塗放し。東面北半、押入、襖2枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同南半室床、落掛上真壁漆喰仕上、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部鼠漆喰絞り風紋様付き。南面西より第一間、腰付障子2枚引違・夏用簀戸交換式、内法上真壁漆喰仕上、同第二間、内法上とも真壁漆喰仕上。西面、内法上真壁漆喰仕上。

板間(中二階) 北面西より第一間、下段床下収納、板戸2枚引違、同手前板階段・掛外し式。同第二間、下段床下収納、板戸2枚引違、中段及び内法上真壁漆喰仕上。東面北より第一・二間、各下段及び内法上真壁漆喰仕上、同第三間、皿戸袋付き、下段・中段・内法上各真壁漆喰仕上。南面西より第一間、下段階段取付、内法上真壁漆喰仕上。同第二間、下段床下裏収納、板戸2枚引違、中段及び内法上各真壁漆喰仕上。西面北より第一・二間、各下段ナカノマ内法上障子窓2枚引違、各中段・内法上各真壁漆喰仕上。

南東六畳間 北面西より第一間、真壁鼠漆喰仕上、内法上真壁淡赤色漆喰仕上、同第二間、腰付障子2枚引違・夏用簀戸交換式、内法上真壁淡赤色漆喰仕上。東面北より第一間、押入、襖2枚引違、内法上真壁淡赤色漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同第二間、押入、襖片開、内法上真壁淡赤色漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。南面第一・二間通してガラス入格子窓4枚引違、同第一・二各間、地袋襖2枚引違、内法上板壁、ガラス入欄間嵌め殺し、同地袋内部板壁。西面北より第一間、トコ、落掛上真壁淡赤色漆喰仕上、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。同第二間、丁字棚、天袋・地袋各襖2枚引違、地袋上3方金散らし和紙張付壁、内法上真壁淡赤色漆喰仕上、同天袋・地袋内部真壁漆喰仕上及び板壁。

床・天井・その他

(1階)

ドマ(南東・北東)、土間三和土、根太天井。ナカノマ、縁付畳12畳敷・半間四方囲炉裏付き、棹縁天井・囲炉裏上部煙抜目透板張り。箱階段、弁柄漆塗。ワキゲンカン、土間三和土、漆喰揚げ裏天井・漆喰彫刻中心飾「ランプ掛けの牡丹」(別称「牡丹」)。北出入口踏込、土間三和土、棹縁天井。カッテ、上床拭板張り、取外式畳寄せ、縁付置畳3畳、根太天井。マエナンド、縁付畳11畳敷、漆喰揚げ裏天井・漆喰彫刻中心飾「ランプ掛けの果実」(別称「秋の実り」)、東面内法上、廻階段構造区画張出し、鏡天井風。オクナンド、縁付畳6畳敷・トコ畳1畳、棹縁天井。ヒロマ、縁付畳11畳敷、南方東半棹縁、棹縁天井。ホンゲンカン、縁付畳8畳敷、棹縁天井。式台、切目縁形式、棹縁天井。オザシキ、縁付畳9畳敷・框トコ、棹縁天井。ジョウダンノマ、縁付畳8畳敷・框トコ及び違棚下押板、金散らし和紙張付天井。ブツマ、縁付畳1畳敷・拭板張り併用、棹縁天井。南縁、切目縁、棹縁天井。

西縁、切目縁、棹縁天井。北縁、樽縁、棹縁天井。

(2階)

前の間、縁無畳9畳敷、模様印刷洋紙張付天井。応接間、縁無畳8畳敷、模様印刷洋紙張付天井。南西八畳間、縁無畳9畳敷・框トコ、模様印刷洋紙張付天井。北西十畳間、縁無畳10畳敷・トコ板畳、模様印刷洋紙張付天井。南廊下、樽縁、漆喰揚げ裏天井。北廊下、樽縁、漆喰揚げ裏天井。廻階段及び階段室、階段及び床板うるみ漆塗、手摺弁柄漆塗、張出し部漆喰揚げ裏天井、階段室模様印刷洋紙張付天井。廻階段東脇廊下、拭板張り、漆喰揚げ裏天井。龍の間、縁無畳6畳敷、漆喰揚げ裏天井・漆喰彫刻中心飾「ランプ掛けの龍」(別称「龍」)。次の間、縁無畳6畳敷・室床押板、漆喰揚げ裏天井・漆喰彫刻中心飾「松竹梅」。板間(中二階)、荒床板筵敷、棹縁天井。南東六畳間、縁付畳6畳敷・框トコ、棹縁天井。バルコニー、樽縁形式・手摺格子付きペンキ塗。

【主屋付属棟（釜屋・便所・風呂）】

平面

(釜屋)

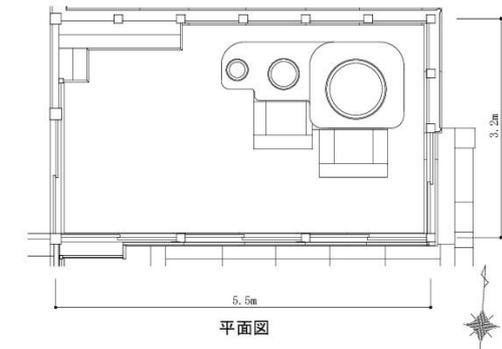
東西に棟を配し、大棟中央付近に越屋根を設け、南面全体及び東面南半を外からの出入口とし、西面南半を主屋への出入口とする。東半北寄りに大・中・小3連の竈を配し、このうち大・中のものには石組を地下に掘り据えた焚口を設ける。

(便所)

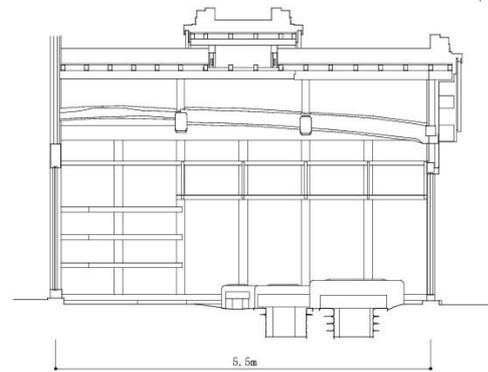
東西に棟を配し、北面西端には木戸が取り付く。内部は南側及び北側にそれぞれ廊下及び、西端壁付の小便器を設ける。棟下桁行方向に、東より物入れ及び大使用個室3室を並べる。東面は主屋取合い通りに板戸または雨戸兼用板戸を配し、北廊下及び、南廊下への出入口とする。個室及び、主屋西縁内東西方向に設けた板壁により、上手からの使用には南廊下、付属小便器及び西端大使用個室をあて、下手からの使用には、北廊下、付属小便器、東端物入れ及び大使用個室2室をあて、動線を区画する。

(風呂)

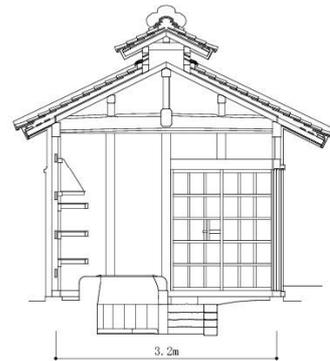
東西に棟を配し、南側に廊下及び、西端壁付の小便器を設け、そこから北へ続く大使用個室を設ける。北東隅2間四方を風呂、北西1間四方を踏込とし、西面北端を外からの出入口とする。東面は主屋取合い通りに雨戸兼用板戸または開き戸を配し、それぞれ風呂棟内便所及び、風呂棟内風呂への出入口とする。間仕切及び、主屋西縁内東西方向に設けた板壁により、オザ



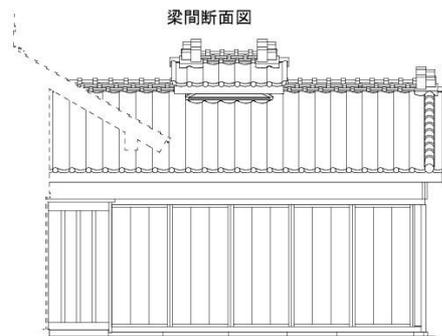
平面図



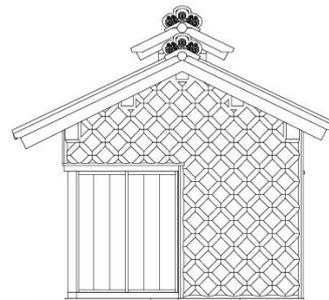
桁行断面図



梁間断面図



南立面図



東立面図

図1-3-3-4 釜屋説明図

シキから南縁を介した風呂棟内便所の使用と、ジョウダンノマから西縁を介した風呂棟内風呂の使用動線を区画する。

基礎

(釜屋)

建物直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。根石上に安山岩切石布敷。釜屋外部南方井戸屋根部分は、飼石調整の上、凝灰岩切石敷。

(便所・風呂)

建物側通り及び間仕切通りは、根石据付の上、砂岩切石布敷または安山岩沓石及び砂岩地覆石据付。風呂洗い場内部は、飼石調整の上、凝灰岩切石敷。

軸部

(釜屋)

柱は土台に柄建ち、側桁を組み、妻梁・小屋梁を架けて固める。開口部には差鴨居を入れ、壁部には貫を差し渡し楔締めとする。

(便所・風呂)

柱は土台に柄建ち・沓石に柄建ち併用。側桁・妻梁・小屋梁を高さを揃えて組み、壁部には貫を差し渡し楔締めとする。

床組

(便所・風呂)

大引は用いず、足固めまたは上り框、根太掛を直接根太で固める。

小屋組・軒

(釜屋)

化粧屋根裏の和小屋とし、側桁に小屋梁を架け、その上に棟通りの桁行梁を渡し、それぞれ小屋束を建てて棟木・母屋を受ける。棟木から側桁まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、外壁上部大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。蟻羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。越屋根は、大屋根垂木上に受け材を渡して柱を建て、頭繫ぎを組み棟木を受ける。軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、軒廻り・蟻羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

(便所・風呂)

和小屋とし、側桁・妻梁及び間仕切頭繫ぎを同高に廻してそれぞれ小屋束を建て、棟木・母屋を受ける。棟木から側桁まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で

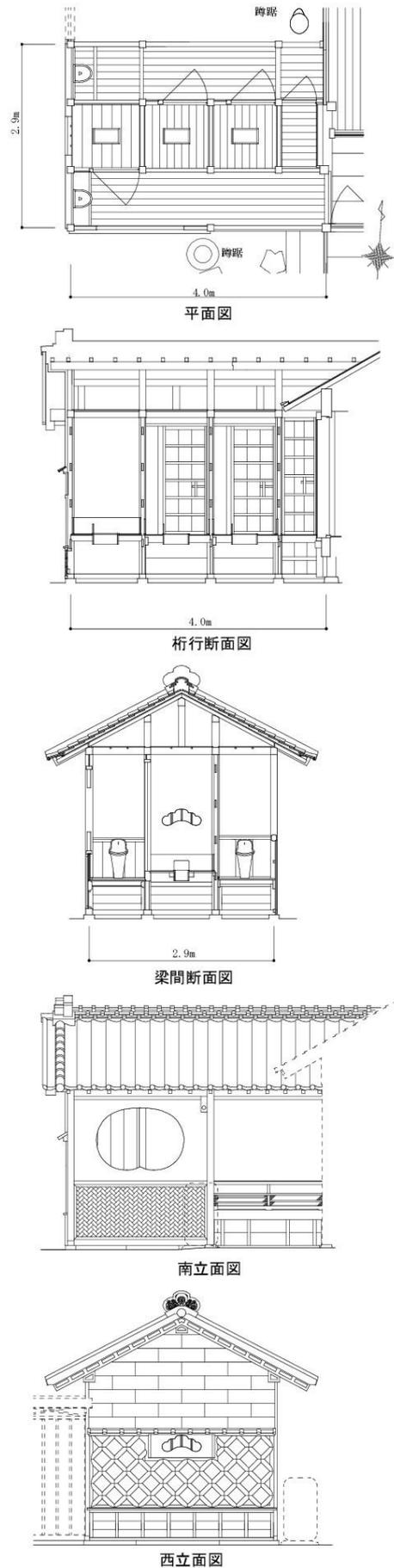


図 1-3-3-5 便所説明図

軒瓦を受け、螻羽枝外部分のみ揚げ裏漆喰仕上とし、棟木・側桁それぞれの木口と破風板表面に瓦片を張り付け海鼠壁風に仕上げる。

屋根

全て小舞野地の上、杉皮下地、棧瓦葺とする。

(釜屋)

切妻屋根とし、螻羽は目地漆喰巻の風切丸瓦1列を入れ、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拝巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

越屋根は切妻屋根とし、大屋根取合い際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とする。越屋根棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拝巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とし、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。

(便所・風呂)

切妻屋根とし、螻羽は目地漆喰巻の風切丸瓦1列を入れ、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拝巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

壁・柱間装置

(釜屋)

南面 西より第一～三間通して外側雨戸5枚引、西端戸袋付き、内法上大壁黒漆喰仕上。同第一～三各間、内側腰付障子2枚引違。

西面 海鼠壁、南端内法部分、板戸2枚引違。

北面 海鼠壁水切付き、内法上大壁黒漆喰仕上。

内部及び間仕切

開口部以外真壁中塗仕上、北面西より第一・二間～西面北より半間にかけて矩折棚3段、北面西より第三～六間通して竈上方棚1段。

(便所)

南面 西より第一間、真壁砂漆喰変り塗スタッコ風仕上・桃形割抜窓付き、腰下杉皮網代張額縁押え、内法上透欄間嵌め殺し。第二間、開放・高欄付き、床下儉鈍式羽目板堅胴縁枠、内法上透欄間嵌め殺し。

西面 海鼠壁水切付き、同中央上部松葉形下地窓漆喰仕上、腰下板枠・堅胴縁押え、上部大壁砂漆喰仕上石積風浅目地入。

北面 西より第一間、腰下板壁、上部開放。第二間、床下とも開放、腰部架木付き。東端間、床下とも



図 1-3-3-6 風呂説明図

開放。

内部及び間仕切

南廊下 南面西より第一間、真壁鼠漆喰仕上・桃形窓開口、腰下板壁。西面、腰板壁、朝顔形小便器付き、腰上真壁漆喰仕上。北面西より第一間、板戸片開、方立付き袖板壁。第二～四間、各真壁漆喰仕上。東面、出入口開口。

北廊下 南面西より第一間、真壁漆喰仕上。第二・三間、各板戸片開、方立付き袖板壁。第四間、板戸片開。西面、腰板壁、朝顔形小便器付き、腰上真壁漆喰仕上。北面、西より第一間、腰下板壁。東面、出入口開口。

西端個室 西・北・東面、各真壁漆喰仕上・黒漆塗幅木付き、西面のみ松葉形窓開口。

中・東個室 西・南・東面、各真壁漆喰仕上・黒漆塗幅木付き。

東端物入 西・南面、各真壁漆喰仕上、東面戸袋。

(風呂)

南面 西より第一間、真壁砂漆喰変り塗鏝波調仕上・松葉形劔抜窓付き、腰下板壁名栗仕上・竹押え、内法上透欄間嵌め殺し。第二間、床下とも開放。

西面 三間通して上部大壁砂漆喰仕上石積風浅目地入。北より第一間、板戸片開・水切付き。第二・三間、通して腰海鼠壁水切付き、腰下板枳・堅胴縁押え、同第二間部分、腰上部格子窓、障子窓2枚引違。

北面 三間通して腰下簷子下見板張り、西より第一間、腰上真壁漆喰仕上。第二・三各間、腰上部格子窓、障子窓2枚引違、上方真壁漆喰仕上。

内部及び間仕切

南廊下 南面西より第一間、真壁漆喰仕上・松葉形窓開口、腰下板壁。西面、腰板壁、朝顔形小便器付き、腰上真壁漆喰仕上。北面西より第一間、板戸片開、方立付き袖板壁。第二・三間、各真壁漆喰仕上。東面、出入口開口。

西端個室 西・北・東面、真壁漆喰仕上・黒漆塗幅木付き、西面窓開口。

洗い場 西面北より第一間、板戸片開、内法上真壁漆喰仕上。第二間、腰部堅板張り・目板打ち、腰上真壁漆喰仕上。北面西より第一・二間、腰部各堅板張り・目板打ち、腰上各窓開口、上方各真壁漆喰仕上。東面北より第一間、出入口開口、階段取付。第二間、戸袋。南面西より第一・二間、腰部各堅板張り・目板打ち、腰上各真壁漆喰仕上。

北東踏込 各面、開口部以外真壁漆喰仕上。

床・天井・その他

(釜屋)

土間三和土、北東寄り三連竈、黒漆喰仕上、大・中竈地下切下げ切石積焚口付き、化粧屋根裏。

(便所)

南廊下・北廊下、樽縁、小便器下素焼龜埋込、棹縁天井。西端個室、板床・黒漆塗樋箱付き、樋箱下素焼龜埋込、棹縁天井。中・東各個室、板床・樋箱付き、樋箱下素焼龜埋込、棹縁天井。東端物入、板床、主屋下屋軒裏現し。

(風呂)

南廊下、樽縁、小便器下素焼龜埋込、棹縁天井。西端個室、板床・黒漆塗樋箱付き、樋箱下素焼龜埋込、棹縁天井。洗い場西半、切石敷、同東半、浜床式脱衣台、棹縁天井。北東踏込、切石敷、棹縁天井。

【ミセ】

概要

桁行 5.8m、梁間 5.5m、2階建、切妻造、平入、棧瓦葺、南面下屋付き。西面北端主屋に接続、東面南端木戸取付。

平面

(1階)

宅地南東寄りに南面して建ち、南面下屋を土間として外部からの主たる出入口とし、主体部西面北端に主屋南東ドマと通じる内部出入口を設け、さらに主体部東面掃出口から地上に通じる。土間は東西ひと続きとするが、主体部は建具により東・西2室に分け、それぞれ北面に押入を設ける。東室北面西端には箱階段を設け2階に通じる。

(2階)

箱階段を上がった南側を踏込とする前室を置き、南西小部屋と東側八畳室にそれぞれ繋がる。東側八畳室北面には押入を設け、南東隅には1階神棚上部結界とする箱状造作を取り付け天板で塞ぐ。

基礎

建物直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。柱礎石または土台基礎は、建物外周は根石上に安山岩切石布敷、内部土間境は、根石上に安山岩沓石及び地覆石据付。床下は、根石上に安山岩自然石礎石または東石据付。

軸 部

全て角柱とし、主体部西面北半は主屋側柱がこれを兼ね、同南半～下屋西面は独立柱とする。1階柱は主体部桁行方向北より第二通り東より第二・四柱を除き2階小屋組まで通し柱とする。側柱は土台に柄建ち、その他柱は礎石建ちまたは沓石に柄建ち。主体部は、足固め・差敷居、胴差・2階床梁（桁）・差鴨居、側桁・妻梁で固め、下屋柱は側桁及び繫梁で固める。主体部・下屋柱は壁部に貫を差し渡し楔締めとする。

床 組

1階は、間仕切通りに足固めを入れ、これと天端を同高に揃えて大引を入れて床束で受け、さらに天端を揃えて根太を掛ける。北側押入床下は北側通り根太掛と大引とで根太を受ける。

2階は、1階の縦横天井梁を床梁とし、根太掛（1階天井廻縁）を天端に乗せて根太を掛け、1階天井板が2階床板を兼ねる。北側押入は南北方向柱通りの繫ぎ板と北側通り根太掛とで根太を受ける。

小屋組・軒

下屋・主体部とも化粧屋根裏の和小屋とし、下屋は側桁と垂木掛を垂木で固め、直接野地を受けて広小舞・裏甲・瓦座で軒瓦を受ける。下屋螻羽は破風板で納め、破風板背面木口は柄振板で納める。

主体部は、側桁に小屋梁を架けて小屋束を建て、1段目の小屋梁を架ける。その上に棟通りの桁行梁及び母屋を渡し、桁行梁にはさらに小屋束を建てて棟木を受ける。棟木から側桁まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、南面は外壁頂部長押形蛇腹より軒瓦まで、北面は外壁上部より軒瓦まで揚げ裏黒漆喰仕上とする。螻羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とするが、東面東端及び西面は南面より延長して外壁頂部に長押形蛇腹を回し、同様に黒漆喰仕上とする。

1階東面窓庇は、腕木で出桁を受ける板庇とし、瓦座で軒瓦を受けて螻羽は破風板で納める。2階東面窓庇も同様とするが、軒裏・螻羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

屋 根

大屋根及び下屋屋根は小舞野地の上、杉皮下地、棧瓦葺とし、1・2階窓庇はベタ野地の上に直接棧瓦を葺く。

大屋根は切妻屋根とし、螻羽は目地漆喰巻の風切丸

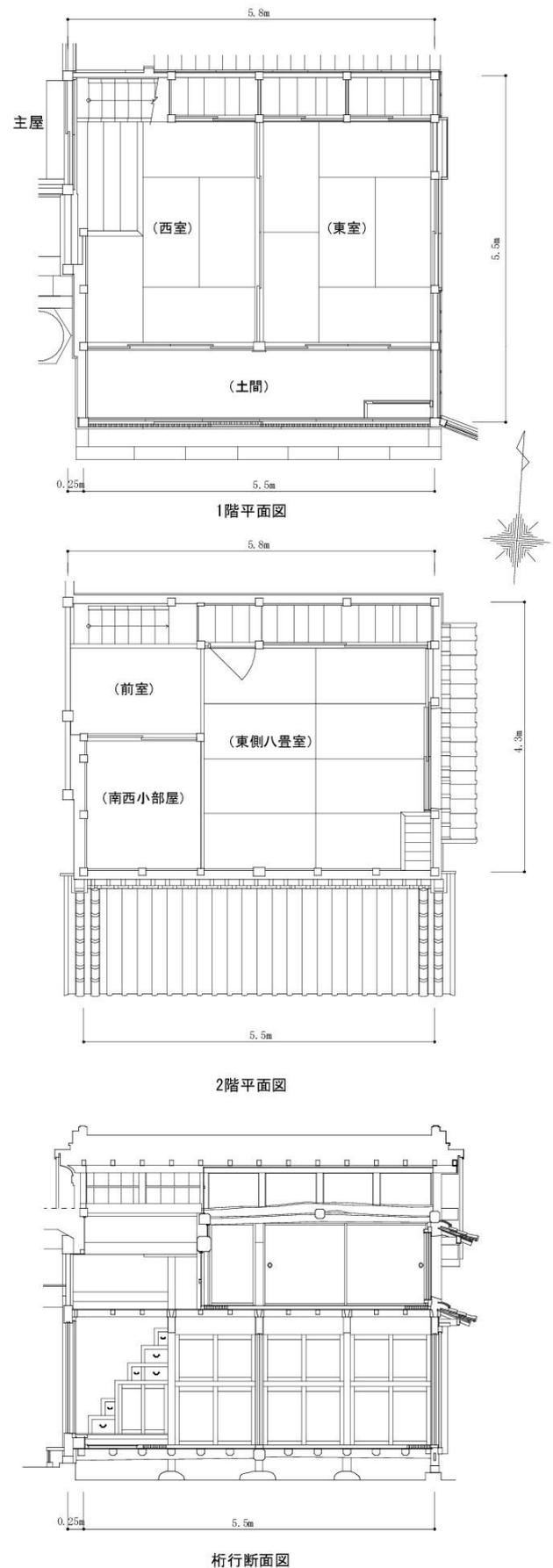


図 1-3-3-7 ミセ説明図 1

瓦を南面では2列、北面では1列を入れ、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦5段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拝巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。

下屋は片流屋根とし、螻羽は目地漆喰巻の風切丸瓦1列を入れ、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。際熨斗は熨斗瓦2段、目地漆喰巻とし、両端小口を影盛・鬼台風漆喰で塞ぐ。

1・2階窓庇は片流屋根とし、際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とし、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作るほか、平葺に棒漆喰を付ける。

壁・柱間装置

(外周)

南面 子持ち式格子枠嵌殺し、中央小型格子戸1枚引、内側雨戸5枚引。西端柱及び側桁西螻羽部分銅板巻。

東面 1階部分、簷子下見板張り、中央付近掃出口庇、雨戸2枚引、北脇戸袋付き、内側腰付障子2枚引、南端木戸取付。2階部分、大壁黒漆喰仕上、中央付近黒漆喰塗窓庇、雨戸2枚引、内側障子窓2枚引違。

北面 1階部分、西より第一間、東寄りに主屋東下屋南端柱を巻き込み、腰海鼠壁水切付き、内法上真壁黒漆喰仕上、同西端、真壁黒漆喰仕上。同第二間、真壁黒漆喰仕上。同第三・四間(当初井戸屋根取付、際垂木及び棚板掛以外復原または再用せず)、腰壁板張り、腰上真壁黒漆喰仕上。

2階部分、総間通して大壁黒漆喰仕上水切付き。

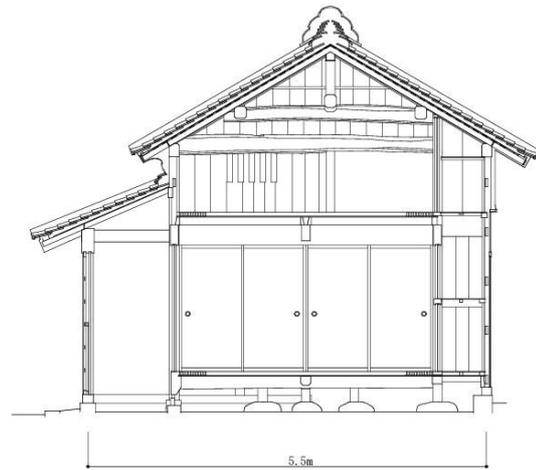
西面 主体部下屋とも石積風漆喰塗大壁、下屋南端柱及び側桁木口・破風板銅板巻。

(1階内部及び間仕切)

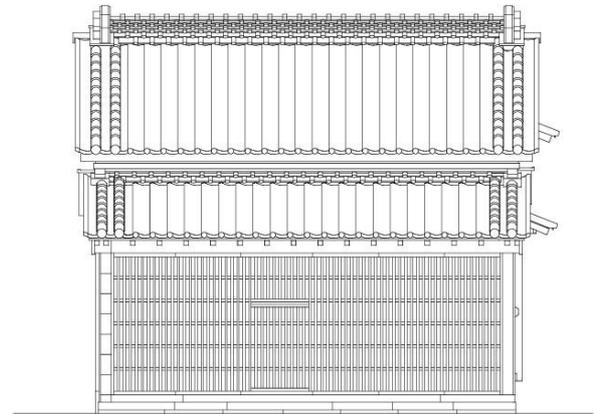
下屋 南面、格子枠開口、東端皿戸袋付き。東・西面、真壁中塗仕上。北面西より第一・二間、差敷居下、各斗形化粧束間銅線亀甲網張り、内法上真壁中塗仕上。

東室 南面、腰付障子4枚引違。東面南より第一間、真壁中塗仕上、内法上神棚付き、第二間、掃出口開口、第三間、真壁中塗仕上。北面西より第一・二間、各上下2段押入、各板襖2枚引違、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。西面、襖4枚引違。

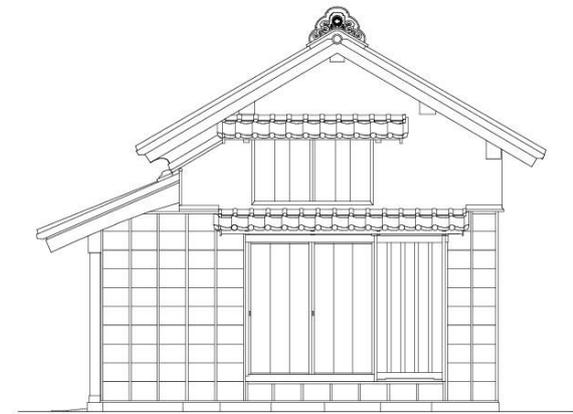
西室 南面、腰付障子4枚引違。東面、東室境開口。北面西より第一間、箱階段、箱階段周囲真壁中塗仕上、第二間、上下2段押入、各板襖2枚引違、同押



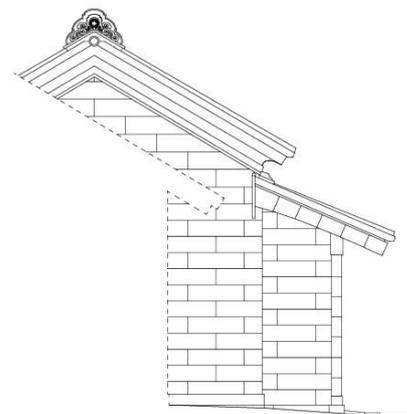
梁間断面図



南立面図



東立面図



西立面図

図1-3-3-8 ミセ説明図2

入内部真壁漆喰仕上及び板壁。西面北より第一間、板戸2枚引違、外（主屋土間）側腰付障子2枚引違、第二間、主屋側壁裏・ミセ内壁とも真壁中塗仕上、南端間、真壁中塗仕上。

(2階内部及び間仕切)

東側八畳室 南面各間、真壁中塗仕上、東端箱状造作付き。東面、南より第一間、箱状造作上真壁中塗仕上、第二・三間、開口以外真壁中塗仕上、第三間に皿戸袋付き。北面西より第一間、押入、襖片開、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁、第二間、押入、襖2枚引違、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。西面北半、開放、小屋組材間各板壁、同南半、柱・小屋組材間各板壁、南西小部屋取合い板壁内法部分に無双窓。

南西小部屋 南・西面、各真壁中塗仕上。東面、柱・小屋組材間各板壁、東側八畳室取合い板壁内法部分に無双窓。北面、板戸2枚引違、内法上小屋組材間各板壁。

前室 南面、南西小部屋開口以外、柱・小屋組材間各板壁。東面内法上、柱・小屋組材間各板壁。北面、真壁中塗仕上。西面、真壁中塗仕上、主屋南下小屋組材張板隠し。

床・天井・その他

(1階)

下屋、土間三和土黒漆喰仕上、化粧屋根裏。東室、縁付畳6畳敷、根太天井、南東隅神棚上部竪穴区画。西室、縁付畳5畳敷、北西踏込板敷1畳、根太天井。

(2階)

東側八畳室、縁付畳8畳敷、南東畳東端及び同位置床板を切欠き箱状造作取付、化粧屋根裏、垂木下端に野地隠し板取付。南西小部屋、荒床板葎敷、化粧屋根裏。前室、荒床板葎敷、化粧屋根裏、垂木下端に野地隠し板取付。

【文庫蔵】

概要

土蔵造、桁行4.5m、梁間3.6m、2階建、切妻造、平入、棧瓦葎。東面下屋（蔵前）付き、桁行4.5m、梁間1.8m、さらに東に銅板葎下屋付き、桁行4.3m、梁間0.9m。蔵前南面主屋北縁に接続、主体部南面西端木戸取付。

平面

(1階)

宅地北西寄りに東面して建ち、蔵前を内蔵空間として、出入口を主屋西縁北端に限る。蔵前内部は北面に書棚を設け、東面を開放として一段上がった樽縁を張り出し、その北端に金庫を置く。主体部は北西面矩折に押入を配し、南東隅に箱階段を設け2階に通じる。

(2階)

南面を箱階段上り口とし、西面北端をトコ、それより南方を押入とし、東面北半も押入とする。

基礎

主体部は、直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。外周は根石上に江戸切仕上の安山岩基礎石1段を据え、その上に安山岩切石2段を布敷に回し基壇とする。出入口扉位置にはさらに安山岩煙返石を乗せる。床下は上段切石基礎下端まで砂利混じりの土を突き固め、転ばし根太を受ける安山岩自然石据付。上段切石は要所矩形に削り抜き、銅線亀甲網張りの通気口とする。

蔵前は、根石上に安山岩沓石及び地覆石据付、銅板葎下屋は、北端を花崗岩切石3段組基壇、南端を安山岩沓石据付とする。

軸部

全て角柱とし、主体部は、外周を2階桁まで通し柱とする。側柱は土台に柄建ち、間柱は大引または2階床梁に柄建ち。大引、2階床梁（桁）、側桁で固め、柱は壁部に貫を差し渡し、楔締めと丸込栓打ちを1段毎交互に採用する。

蔵前は、主体部側張付柱基壇建ち、北面間柱のみ土台に柄建ち、それ以外の柱は沓石に柄建ち。根太・上り框（転用前差敷居）、側桁・差鴨居・繫梁で柱脚、柱頭を固め、柱は壁部に貫を差し渡し楔締めとする。

銅板葎下屋柱は、北方を基壇石に柄建ち、それ以外を沓石に柄建ちとし、足固め兼用差敷居、側桁兼用差鴨居・繫梁で固める。

床組

主体部1階は、土台と天端を同高に揃えて転ばし大引を入れ、さらに根太まで天端を揃えて掛ける。2階は、1階の天井梁（桁）を床梁（桁）とし、根太掛（1階天井廻縁）ともに全て天端を揃え、1階天井板が2階床板を兼ねる。

蔵前は、主体部東面床下に設けた版築土塁と蔵前側通り根太掛とを直接根太で繋ぐ。

銅板葎下屋柱は、蔵前側通り根太掛と足固め兼用差

敷居とを直接根太で繋ぎ、池上へ張出す床とする。

小屋組・軒

主体部は、側桁に小屋梁を架けてその上に棟通りの桁行梁を架け、それぞれに小屋束を建て、母屋・棟木を受ける。母屋・棟木に垂木を渡して側桁から棟木まで固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。螭羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。2階南面窓庇は、腕木・持送板で出桁を受ける板庇とし、瓦座で軒瓦を受けて螭羽は破風板で納め、軒裏・螭羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

蔵前は、側桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて軒先広小舞・瓦座で軒瓦を受け。螭羽は破風板で納め、螭羽を一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

銅板葺下屋は、側桁と垂木掛に直接野地板を渡す板軒とし、螭羽は破風板で納め、銅板巻とする。

屋根

大屋根は切妻屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、さらに二重野地（当初は土居塗り）を設けて棧瓦葺とする。螭羽は目地漆喰巻の風切丸瓦を2列入れ、螭羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、輪違風瓦入り漆喰胴塗、さらに熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拝巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。拝巴には円形ハナブカを盛り付け、黒漆喰仕上とする。

2階窓庇は片流屋根とし、ベタ野地の上に直接棧瓦を葺き、際熨斗は熨斗瓦1段、目地漆喰巻とし、螭羽瓦には黒漆喰巻で袖を作るほか、平葺には棒漆喰を付ける。

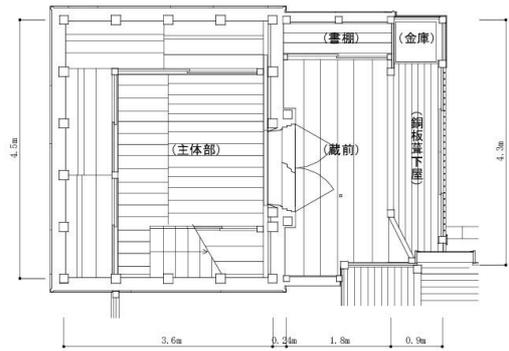
蔵前は片流屋根とし、ベタ野地の上、杉皮下地、棧瓦葺とし、螭羽は目地漆喰巻の風切丸瓦2列を入れ、螭羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。際熨斗は台熨斗瓦1段、熨斗瓦2段、目地漆喰巻とし、南北小口を影盛漆喰で塞ぎ、北端にはさらに軒丸瓦を付ける。

銅板葺下屋は銅板一文字葺とし、軒裏まで銅板で包み込む。

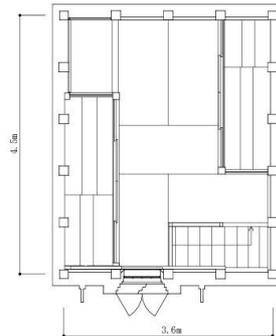
壁・柱間装置

(主体部外周)

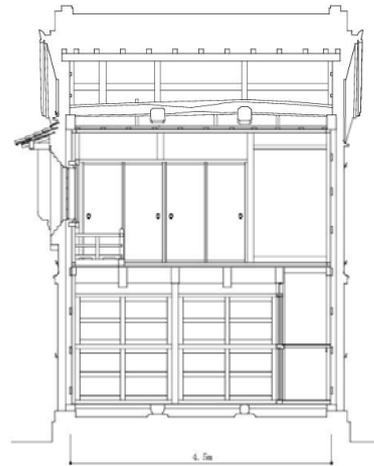
南面 1階部分、海鼠壁水切付き、西端木戸取付、2階部分、大壁黒漆喰仕上、中・上段水切付き、中央西寄り窓庇、兜桁・実柱杵とも黒漆喰塗仕上、掛子式黒漆喰塗土扉2枚観音開、内側帯鉄格子及び銅線亀甲網



1階平面図



2階平面図



桁行断面図



梁間断面図

図1-3-3-9 文庫蔵説明図1

張り、さらに内側ガラス入格子窓片引。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

東面 蔵前上方、大壁黒漆喰仕上、柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。蔵前取合い、大壁漆喰仕上、中央南寄り出入口、兜桁・実柱黒漆喰塗仕上、掛子式黒漆喰塗土扉2枚観音開、内側一筋に裏白戸及び腰板張り格子網戸片引。

北面 1階部分、海鼠壁水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上、中・上段水切付き。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

西面 1階部分、海鼠壁水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上、中段水切付き。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

(主体部内部及び間仕切)

1階 南面、箱階段、同周囲真壁漆喰仕上。東面北より第一・二・四・五間、内法上とも真壁漆喰仕上。同第三間、出入口開口。西・北面、矩折に各上下2段押入、各板戸2枚引違、同押入内部真壁漆喰仕上。

2階 南面東より第一・二間、内法上とも真壁漆喰仕上。同第三間、窓開口、腰下・内法上とも真壁漆喰仕上。西面北より第一間、トコ、落掛上真壁漆喰仕上、同裏側真壁砂漆喰塗、同トコ内部3方金散らし和紙張付壁。同第二間、押入、襖4枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。北面、内法上とも真壁漆喰仕上。東面北より第一間、押入、襖4枚引違、内法上真壁漆喰仕上、同押入内部真壁漆喰仕上及び板壁。同第二・三間、内法上とも真壁漆喰仕上。

(蔵前)

南面 海鼠壁(破れ目地張り)、上部明り窓、帯鉄格子付き、ガラス窓嵌め殺し。

北面 腰海鼠壁(破れ目地張り)水切付き、腰上大壁黒漆喰仕上。

東面 銅板葺下屋取合い開放、床下簷子下見板張り。

内部及び間仕切

北面、上下2段書棚、各板戸2枚引違、同書棚内部真壁漆喰仕上及び板壁。南面東半、北縁出入口開口、主屋北下屋部材端部取り込み、西半、真壁漆喰仕上、内法上明り窓開口。東面、上り框(転用前差敷居)～差鴨居内法開放、垂れ壁板張り。

(銅板葺下屋)

東面 北より第一間、板壁銅板張り。第二間、鉄筋連子窓、内側ガラス入格子窓4枚引違、足固め兼用差敷居・側桁兼用差鴨居・側柱化粧部銅板包み。

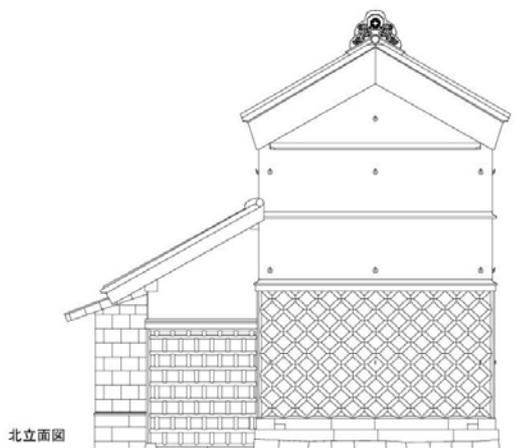
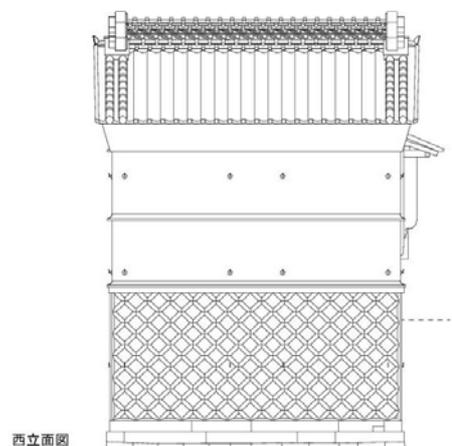
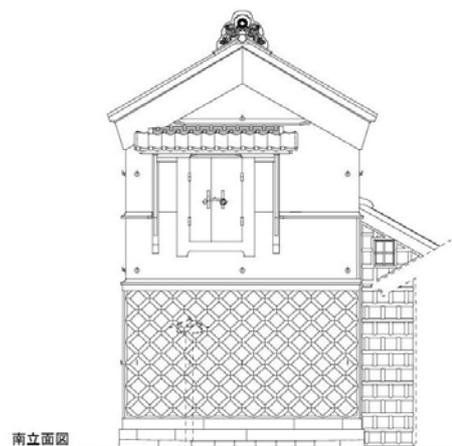
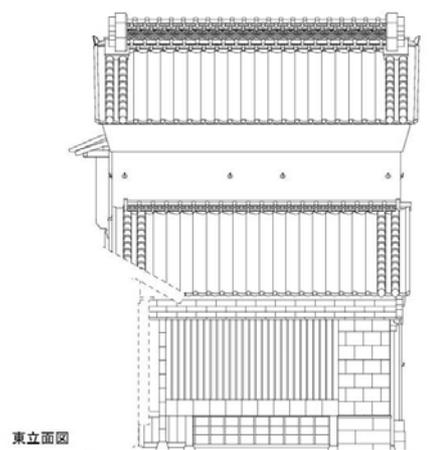


図 1-3-3-10 文庫蔵説明図 2

北面 板壁銅板張り。

内部及び間仕切

北端間、東・北・西3方板壁。東面北より第二間、鉄筋連子窓開口、同南端間、袖壁板張り胴縁押えとして主屋北下屋戸袋に取合う。

床・天井・その他

(1階)

主体部、拭板張り、根太天井。蔵前、拭板張り、化粧屋根裏。銅板葺下屋、樽縁及び北端間金庫下厚板、化粧屋根裏。

(2階)

縁付畳5畳敷・トコ畳1畳、トコ内部とも漆喰揚げ裏天井。箱階段上り口高欄手摺付き。

【東土蔵】

概要

土蔵造、桁行7.3m、梁間5.1m、2階建、切妻造、平入、棧瓦葺。北面下屋付き、桁行4.2m、梁間1.3m。西面出入口土庇、桁行3.6m、梁間1.4m。北面東端及び西面南端石堀取付。西面北端木戸取付。

平面

(1階)

宅地南東隅に西面して建ち、内部は全体に石敷きとした上で、ほぼ南半を板張りの置床とする。南面には奥行のある収納棚を取り付け、南西隅の側桁階段より2階に通じる。北面下屋は、北面西半を開放として外部からの使用に限る。

(2階)

北面に奥行のある収納棚を取り付け、東面・西面にそれぞれ壁付棚、室中央に独立棚を2列設ける。

基礎

主体部は、直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。外周西面は根石上に安山岩切石2段、南面は江戸切仕上の安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、安山岩切石2段、東面は江戸切仕上の安山岩基礎石2段の上、安山岩切石2段、北面は安山岩切石1段とし、それぞれ最上段の切石上端を同高に回し布敷とする。出入口扉位置にはさらに安山岩煙返石を乗せ、内部は凝灰岩切石敷。

北面下屋及び西面土庇は、根石上に安山岩切石1段を布敷に回すが、土庇柱位置ではさらに安山岩沓石を

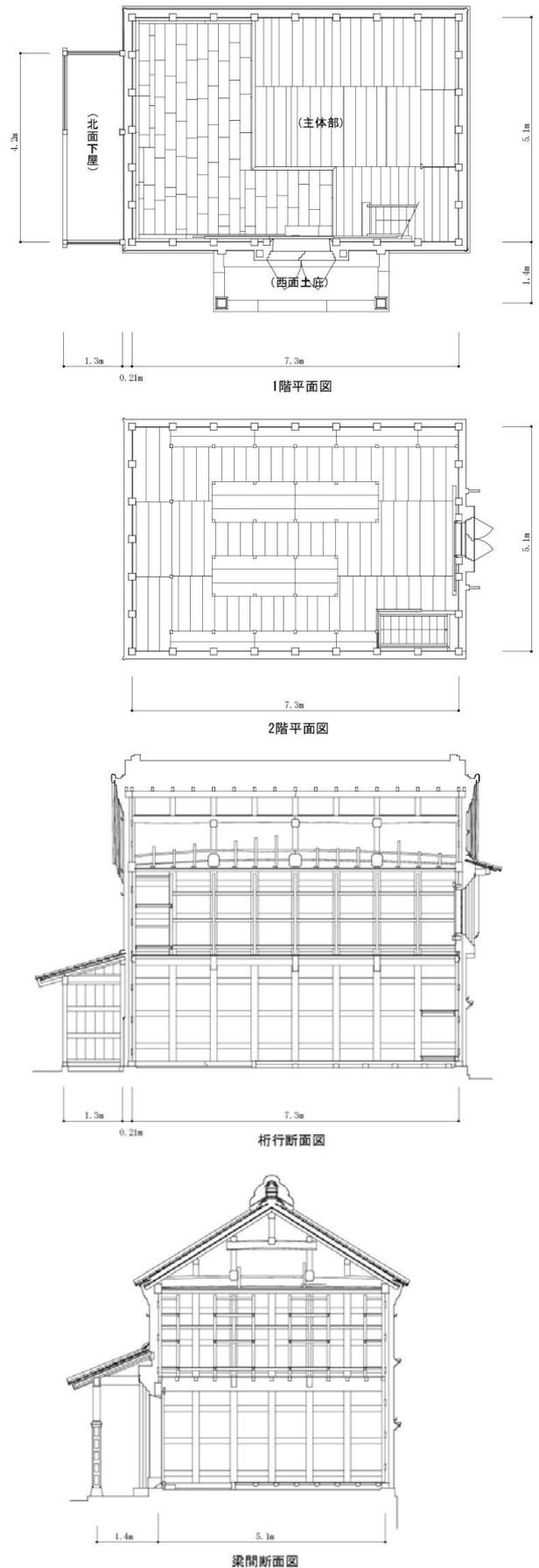


図1-3-3-11 東土蔵説明図1

乗せ礎石とし、出入口には安山岩切石1段を据えて段石とする。

軸 部

全て角柱とし、主体部は、外周を2階桁まで通し柱とする。側柱は土台に柄建ち、2階間柱は床梁に柄建ち。2階床梁（桁）、側桁で固め、柱は壁部に貫を差し渡し、楔締めと丸込栓打ちを1段毎交互に採用する。

西面土庇は、柱は沓石に柄建ち、柱頭を桁で固めさらに主体部柱と繫梁で固める。

北面下屋は、柱は土台に柄建ち、側桁と主体部側張付柱を繫梁で固め、柱は壁部に貫を差し渡し楔締めとする。

床 組

主体部1階は、石敷に床框と大引を転ばし、根太天端が土台天端と同高になるよう根太を掛ける。2階は、1階の天井梁（桁）を床梁（桁）とし、根太掛（1階天井廻縁）ともに全て天端を揃え、1階天井板が2階床板を兼ねる。

小屋組・軒

主体部は、側桁に小屋梁を架けてその上に2列の桁行梁を架け、それぞれに小屋束を建てる。西方と東方の小屋束は直接端母屋を受け、中2本の小屋束には二重梁を架けてその上に母屋及び棟通りの桁行梁を架け、さらに棟束を建てて棟木を受ける。母屋・棟木に垂木を渡し側桁から棟木まで固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。螭羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。2階南面窓庇は、腕木・持送板で出桁を受ける板庇とし、瓦座で軒瓦を受けて螭羽は破風板で納め、軒裏・螭羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

西面土庇は、側桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・瓦座で軒瓦を受ける。螭羽は破風板で納め、軒裏・螭羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

北面下屋は、側桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・瓦座で軒瓦を受ける。同側桁は両螭羽を破風板で納める。

屋 根

大屋根は切妻屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、棧瓦葺、螭羽は目地黒漆喰巻の風切丸瓦を2列入れ、螭羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1

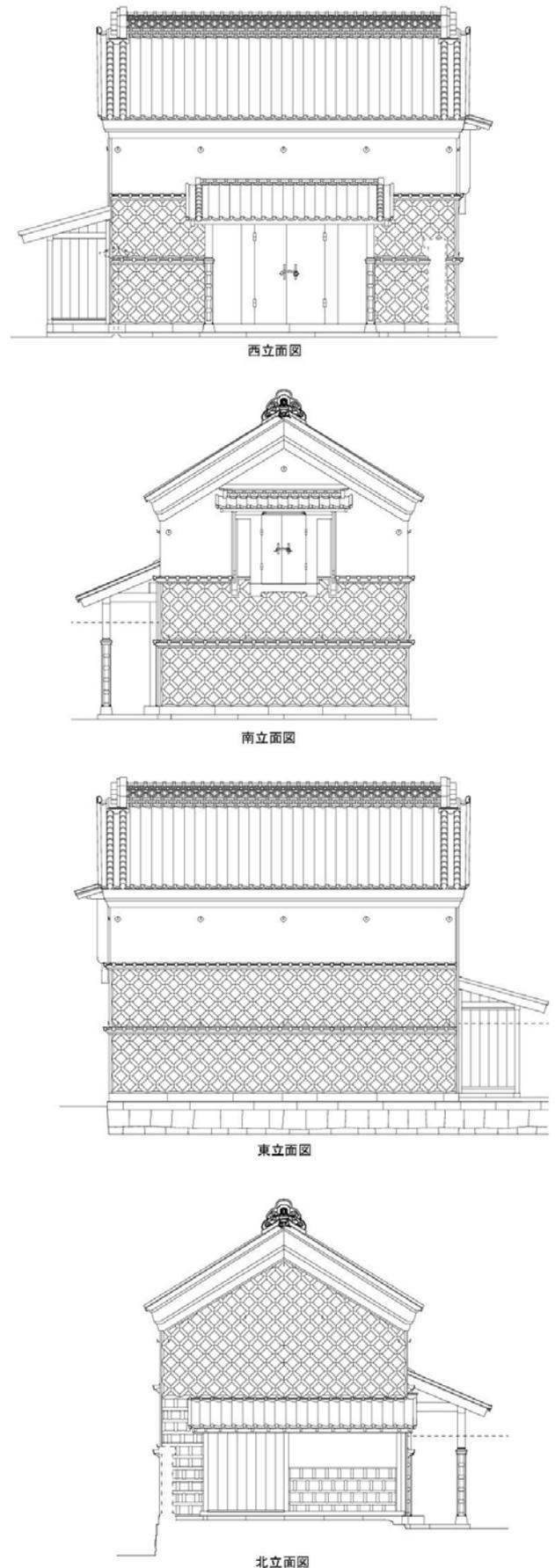


図 1-3-3-12 東土蔵説明図 2

段、熨斗瓦2段、輪違風瓦入り黒漆喰胴塗、さらに熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拝巴で納め、雁振紐黒漆喰巻及び熨斗目地黒漆喰巻とする。拝巴には鬼面ハナブカを盛り付け、黒漆喰仕上とする。

西面土庇は片流屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、棧瓦葺、螻羽は目地黒漆喰巻の風切丸瓦を1列入れ、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。際熨斗は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、目地黒漆喰巻とし、南北小口を影盛風黒漆喰で塞ぐ。

2階窓庇は片流屋根とし、ベタ野地の上に直接棧瓦を葺き、際熨斗は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、目地黒漆喰巻とし、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作るほか、平葺に棒黒漆喰を付ける。

北面下屋は片流屋根とし、ベタ野地の上、杉皮下地、棧瓦葺、際熨斗は熨斗瓦1段、螻羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。

壁・柱間装置

(主体部外周)

南面 1階部分、上下段各海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上、上段水切付き、中央窓庇、兜桁・実柱枠とも黒漆喰塗仕上、掛子式黒漆喰塗土扉2枚観音開、内側帯鉄格子及び銅線亀甲網張り、さらに内側一筋に裏白戸及びガラス入格子窓片引。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

東面 1階部分、上下段各海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、2階部分、大壁黒漆喰仕上。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

北面 1階部分下屋東脇、海鼠壁(破れ目地張り)、東端石塀取付、下屋内部、2間とも腰海鼠壁(破れ目地張り)、腰上真壁漆喰仕上。2階部分、海鼠壁黒漆喰仕上、柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

西面 1階部分両端間、上下段各海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、北端木戸取付。中央出入口、兜桁・実柱黒漆喰塗仕上、掛子式黒漆喰塗土扉2枚観音開、内側一筋に裏白戸及び腰板張り格子網戸片引。実柱脇、大壁黒漆喰仕上、端間境張付柱、腰海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、腰上大壁黒漆喰仕上。2階部分、大壁黒漆喰仕上、柱筋要所に折釘打ち、ツブ黒漆喰仕上。

(主体部内部及び間仕切)

1階 南面、各間真壁漆喰仕上、西より第一間、側桁階段取付、第二～六間、上下2段収納棚取付。東面、出入口開口以外真壁漆喰仕上、北・西面、各間真

壁漆喰仕上。

2階 南面、窓開口以外真壁漆喰仕上、東面、各間真壁漆喰仕上、北より第二～八間通して3段棚取付。北面、各間真壁漆喰仕上、全間通して上下2段収納棚取付。西面、各間真壁漆喰仕上、北より第二～六間通して3段棚取付。

(西面土庇)

庇柱2本、四周とも腰海鼠壁黒漆喰仕上水切付き、腰上大壁黒漆喰仕上。

(北面下屋)

東・西面、板壁。北面西半、板壁、同東半、開放。

床・天井・その他

(1階)

主体部、全体切石敷の上、南半を置床板張り、根太天井。西面土庇、切石縁石の内側土間三和土、化粧揚げ裏。北面下屋、土間三和土、化粧屋根裏。

(2階)

総板床、階段上り口高欄手摺付き、同床開口蓋扉付き、室中央3段棚2列独立、総漆喰揚げ裏天井。

【北土蔵】

概要

土蔵造、桁行9.1m、梁間3.5m、2階建、切妻造、平入、棧瓦葺。西面北端石塀取付、東面北端石垣取付。

平面

(1階)

宅地北方に南面して建ち、間仕切壁で東西2室に分け、それぞれ南面に出入口を設ける。内部はいずれも四周に切石を敷き回し、中程を土間三和土とする。東室は東面に取外し式の棚を設け、南西隅の側桁階段より2階に通じる。西室は南東隅の側桁階段より2階に通じる。

(2階)

間仕切壁で東西2室に分ける。東室は東・北面曲折に、西室は西面にそれぞれ棚を設ける。

基礎

主体部は、直下及び軒下周辺部、全面的に人頭大から拳大の栗石地業の上、根石据付。外周北面は石垣を築き、東・南・西面は根石上に江戸切仕上の安山岩基礎石1段を石垣天端と同高に据え、その上に安山岩切

石1段を四周布敷に回して基壇をつくる。2箇所の出入口扉位置にはさらに安山岩煙返石を乗せ、外側には安山岩切石3段を据えて階段とする。東西2室内部はそれぞれ四周を凝灰岩切石敷とする。

軸 部

全て角柱とし外周及び間仕切柱を2階桁または小屋組材まで通し柱とする。柱は土台に柄建ち、2階床梁・胴差、側桁、繫梁及び天秤梁で固め、壁部に貫を差し渡し、楔締めと丸込栓打ちを1段毎交互に採用する。

床 組

1階の縦横天井梁を2階床梁とし、根太掛（1階天井廻縁）とともに原則として全て天端を揃え、1階天井板が2階床板を兼ねる。

小屋組・軒

東・西面側通りは、入側柱2本に天秤梁を架けて棟木を受け、側桁と入側柱は繫梁で固める。間仕切通は、側柱に折置で小屋梁を架けてその上に小屋束を建てて天秤梁を受け、棟木を受ける。側桁から棟木まで垂木で固め、軒先は広小舞・瓦座で軒瓦を受け、大壁より軒瓦までひと続きの揚げ裏黒漆喰仕上とする。蟬羽も同様に一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

1階南面庇は東・西室出入口にまたがって通し、腕木と頬杖で持ち出した出桁と垂木掛に垂木を渡し、直接野地を受けて広小舞・瓦座で軒瓦を受ける。蟬羽は破風板で納め、軒裏・蟬羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

2階南面窓庇は、腕木・持送板で出桁を受ける板庇とし、瓦座で軒瓦を受けて蟬羽は破風板で納め、軒裏・蟬羽とも一連の揚げ裏黒漆喰仕上とする。

屋 根

大屋根は切妻屋根とし、ベタ野地の上、杉皮下地、棧瓦葺、蟬羽は目地漆喰巻の風切丸瓦を2列入れ、蟬羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。大棟は台熨斗瓦1段、熨斗瓦1段、漆喰胴塗、さらに熨斗瓦2段、雁振瓦を伏せ、風切丸瓦を踏む鬼瓦と黒漆喰影盛・鬼台及び拝巴で納め、雁振紐漆喰巻及び熨斗目地漆喰巻とする。拝巴には円形ハナブカを盛り付け、黒漆喰仕上とする。

1階南面庇は片流屋根とし、小舞野地の上、杉皮下地、棧瓦葺、蟬羽は目地漆喰巻の風切丸瓦を1列入

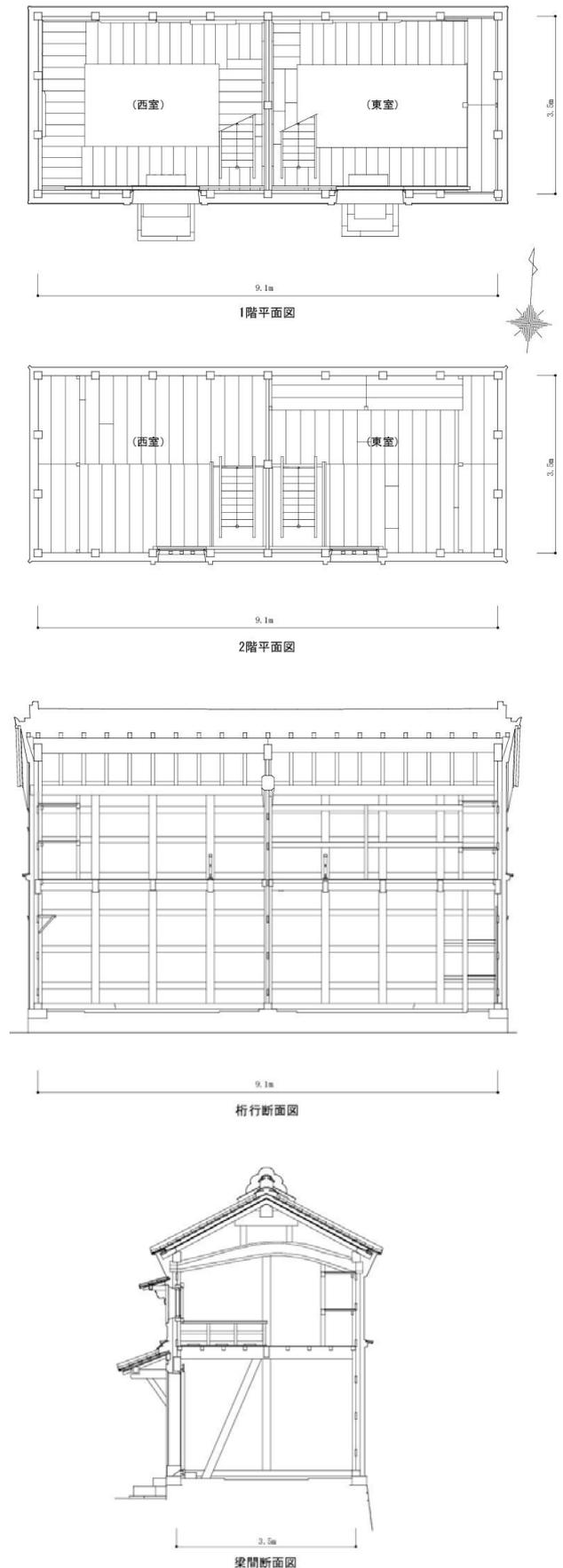


図 1-3-3-13 北土蔵説明図 1

れ、螭羽瓦には黒漆喰巻で袖を作る。際熨斗は台熨斗瓦1段、熨斗瓦2段、目地漆喰巻とし、東西小口を影盛風漆喰で塞ぐ。

2階窓庇は片流屋根とし、ベタ野地の上に直接棧瓦を葺き、螭羽瓦には黒漆喰巻で袖を作るほか、平葺に棒漆喰を付ける。

壁・柱間装置

(主体部外周)

南面 1階部分、海鼠壁水切付き。底下、東・西室出入口3方枠黒漆喰塗仕上、内側一筋に裏白戸及び腰板張り格子戸片引。同底下、腰海鼠壁、腰上大壁黒漆喰仕上。2階部分、腰海鼠壁、腰上大壁黒漆喰仕上、窓庇、虫籠窓黒漆喰塗仕上、内側銅線亀甲網張り、さらに内側一筋に裏白戸片引。

東・西面 1階部分、海鼠壁水切付き。2階部分、海鼠壁。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち。東面北端石垣取付、西面北端石塀取付。

北面 1階部分、海鼠壁水切付き。2階部分、大壁黒漆喰仕上。1・2階通して柱筋要所に折釘打ち。

(主体部内部及び間仕切)

東室1階 南面西より第一・三・四間、真壁中塗藁苳鋺押え仕上、第二間、出入口開口。東・北・西面、各間真壁中塗藁苳鋺押え仕上、東面総間通して取外し式2段棚付き、西面南端間、側桁階段付き。

西室1階 南面西より第一・二・四間、真壁中塗藁苳鋺押え仕上、第三間、出入口開口。東・北・西面、各間真壁中塗藁苳鋺押え仕上、東面南端間、側桁階段付き、西面北より第一・二間通して内法上棚付き。

東室2階 南面西より第一・三・四間、真壁中塗藁苳鋺押え仕上、第二間、窓開口、腰下・窓上とも真壁中塗藁苳鋺押え仕上。東・北・西面、各間真壁中塗藁苳鋺押え仕上、東・北面総間通して矩折2段棚付き。

西室2階 南面西より第一・二・四間、真壁中塗藁苳鋺押え仕上、第三間、窓開口、腰下・窓上とも真壁中塗藁苳鋺押え仕上。東・北・西面、各間真壁中塗藁苳鋺押え仕上、西面総間通して2段棚付き。

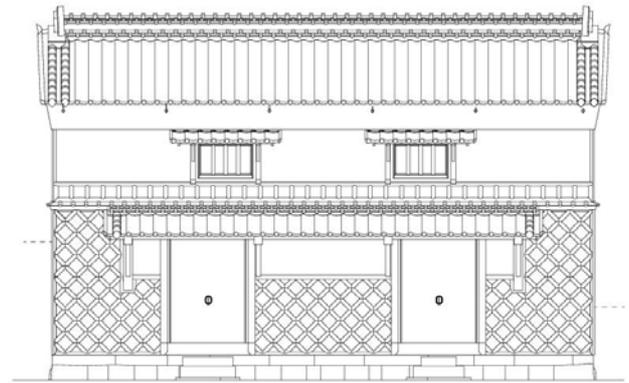
床・天井・その他

(1階)

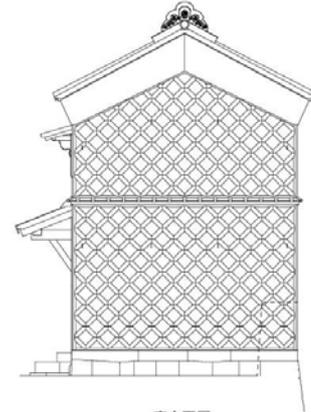
東・西室とも四周凝灰岩切石敷き回し、中程土間三和土。根太天井。

(2階)

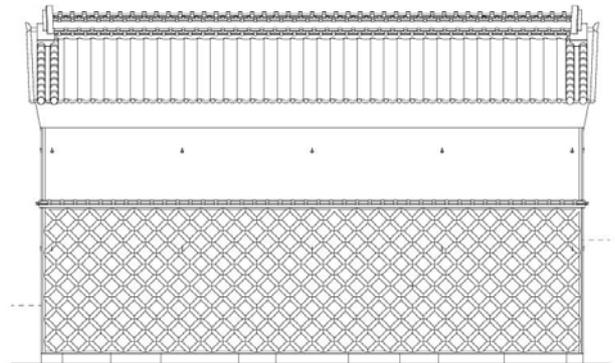
東・西室とも総板床、階段上り口高欄手摺付き、化粧屋根裏。



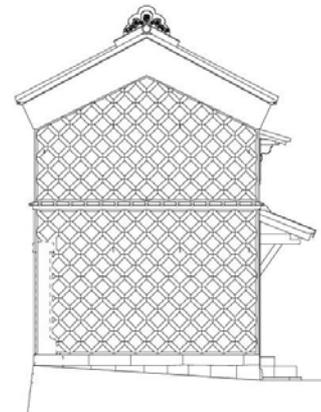
南立面図



東立面図



北立面図



西立面図

図 1-3-3-14 北土蔵説明図 2

【門及び塀】

門柱及び外塀 概要

門柱 安山岩1石造出し、幅0.31m、厚0.28m、成長2.7m、安山岩礎石に柄建ち。鉄骨製添柱に溶接した肘壺で扉を吊る（当初は門柱上下2箇所肘壺金具打ち込み）。

外塀 全て整層切石積とし、凝灰岩基礎石に凝灰岩壁石を積み、安山岩笠石を乗せ、隅部は算木積とする。

（南塀東半） 外側折れ曲り延長5.8m、成2.1m（門柱基礎石天端基準）、厚0.27m、東端、東土蔵取付、西端、門柱取付、下層安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、基礎石2段、壁石7段、笠石1段。

（南塀西半） 外側折れ曲り延長30.7m、成2.1m（門柱基礎石天端基準）、厚0.27m、東端、門柱取付、下層安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、基礎石2段、壁石7段、笠石1段。西端のみ基礎石2段、壁石9段、笠石1段。

（西塀） 外側21.0m、成2.5m（門柱基礎石天端基準）、厚0.27m、北端、板塀（当初は西土蔵）取付、下層安山岩基礎石1段（現道路舗装下）の上、基礎石2段、壁石9段、笠石1段。

（北塀） 外側10.8m、成1.9m（北面石垣天端基準）、厚0.25m、西端、板塀（当初は西土蔵）取付、東端、北土蔵取付、基礎石1段、壁石7段、笠石1段。

庭門及び塀 概要

庭門 開口部積層アーチ造、成2.3m（柱石礎石天端基準）、柱石・迫石・要石とも安山岩造り出し。柱石、安山岩礎石に柄建ち、受け壺金具でアーチ扉を吊り、頂部に変則形笠石を乗せる。

塀 外塀と同仕様とし、長8.0m、成2.1m（柱石礎石天端基準）、厚0.27m、南端、南塀西半取付、北端、主屋式台取付、根石の上、基礎石2段、壁石7段、笠石1段。庭門アーチ取合い、各段壁石を迫石にひかり付け。

【その他外構】（指定範囲外、当初、現状修理）
南東木戸

木造、長さ3.2m、高さ2.0m、板軒、鉄板葺、板戸片引。西端ミセ取付、東端東土蔵取付。

北西木戸

木造、長さ（内法幅）1.0m、高さ2.0m、板軒、鉄板葺、板戸片開。南端便所取付、北端文庫蔵取付。

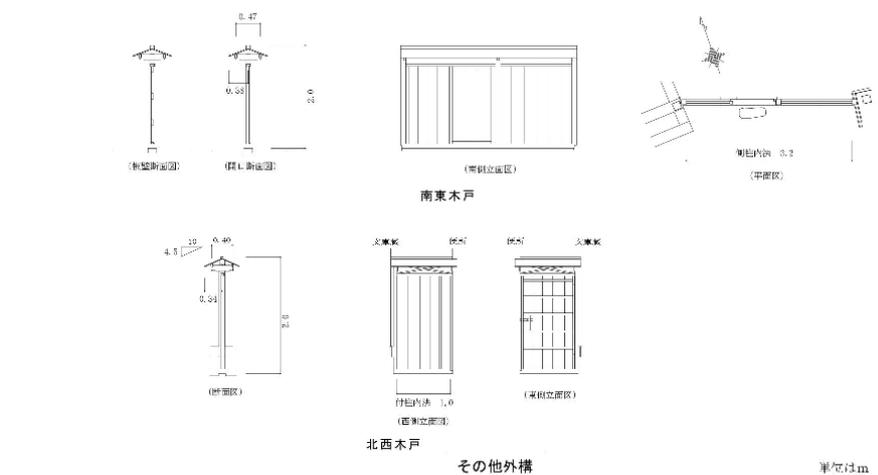
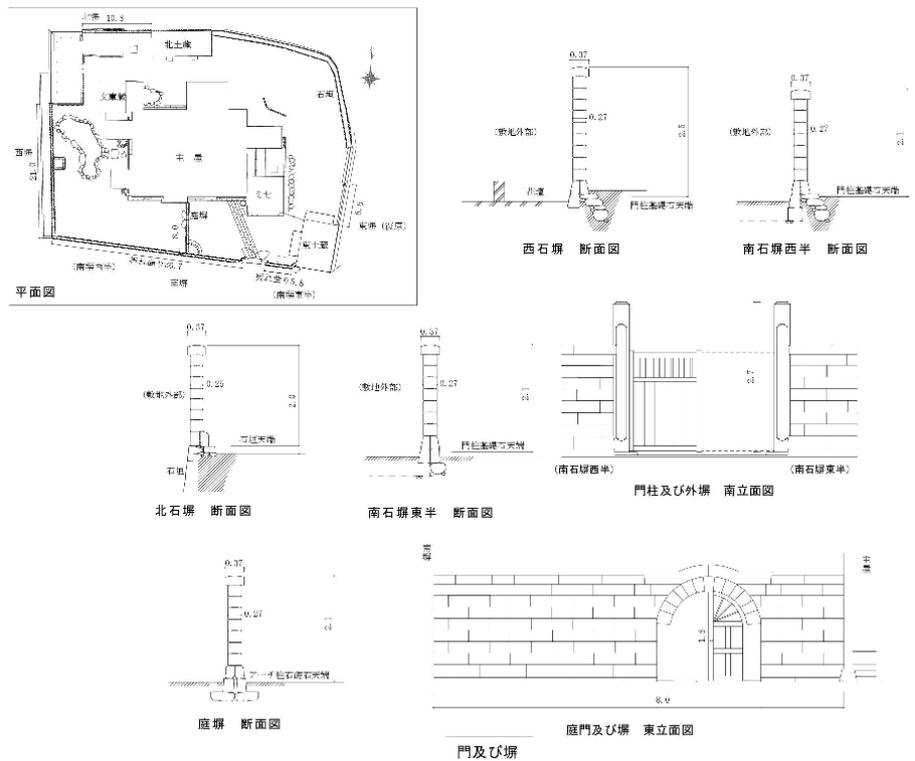


図1-3-3-15 門及び塀、その他外構説明図

第2章 事業の概要

第1節 事業に至るまでの経緯

松城家住宅は、平成11年に登録有形文化財（建造物）に登録、平成18年に重要文化財（建造物）に指定され、平成19年に沼津市の所有となった。重要文化財指定時には松城氏が所有者として居住しており当該名称は沼津市所有となった現在も「旧松城家」とはならず「松城家」とする。

指定前には自費で各建物の随時修理・改変が行われてきたが、指定後の国庫補助事業としては防災施設事業

（平成19年度自動火災報知設備新設、20年度消火設備新設）、平成21年御前崎沖の駿河湾で発生した地震被害により22年度に災害復旧工事として、主屋やミセ、東土蔵などの応急修理が実施された。

平成16年の台風による北土蔵屋根大破のほか、西側石塀・東側石垣の倒壊が生じ、本格的な耐震診断と構造補強が必要とする機運は指定前から高まりつつあった。

近年に至りさらに老朽化が深刻なものとなったため、関係機関による調査の末、平成28年度6月よりこの度の保存修理事業に着手し、同12月に工事を着工した。

第2節 事業の運営

事業の運営は文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、文化庁文化財補助金交付規則、その他沼津市関係規則に準拠して、文化庁、静岡県教育委員会の指導のもとに行った。

事業主体は沼津市として事務局を沼津市教育委員会文化振興課に置き、沼津市が組織する沼津市文化財保護審議会により補助金等予算執行の適正化を図った。

設計監理は公益財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、主任技術者はあらかじめ文化庁の承認を受けた者を駐在させ執務にあてた。工事施工は条件付き一般競争入札による請負工事とした。

第3節 工事関係者

【沼津市文化財保護審議会】

| | |
|--------------------|-------|
| （委員長） 静岡文化芸術大学名誉教授 | 川口 宗敏 |
| （副委員長） 前伊豆市嘱託学芸員 | 井上 悦子 |
| 武蔵野美術大学名誉教授 | 神野 善治 |
| 筑波大学人文社会系准教授 | 滝沢 誠 |
| 淡島マリンパーク顧問 | 白井 芳弘 |
| 静岡大学人文社会科学部社会学科准教授 | 貴田 潔 |
| 沼津市都市計画部長 | 真野 正実 |

（前委員）

| | |
|--------------|-------|
| 県立富士宮東高等学校教諭 | 山本 玄珠 |
| 沼津市都市計画部長 | 松下 藤彦 |
| 〃 | 杉本 一也 |
| 〃 | 間宮 一壽 |

【事務局】（事業主体）

| | |
|---------------------|---|
| 沼津市長 | 頼重 秀一 |
| 沼津市教育委員会 教育長 | 奥村 篤 (前) 服部 裕美子 |
| 沼津市教育委員会事務局 教育次長 | 山本 貴史 (前) 芹澤 一男 (前) 山田 昭裕 (前) 井原 正利 |
| 文化振興課 課長 | 林 敬博 (前) 森 剛彦 (前) 原 将史 (前) 中島 康司 |
| 課長補佐 | 鶴田 晴徳 齋藤 大輔 (前) 板倉 広子 (前) 杉山 好永 (前) 山内 良太 |
| 主幹兼文化財管理係長 | (前) 高尾 好之 |
| 文化財企画係長 | 青木 一修 |
| 文化財管理係長 | (前) 依田 貴芳 |
| 主査 | 筒井 久美子 |
| 主任学芸員 | 木村 聡 |
| 主任 | (前) 岡村 和人 (前) 山崎 崇徳 |
| 副主任 | 小笠原南都子 |
| 学芸員 | (前) 高尾 好之 |
| 主事 | (前) 野田 昂平 |
| 事務一般（古文書担当） | 金子 知世 |
| 臨時嘱託 | (前) 高橋 真紀 |
| 沼津市建設部 建設部長 | 杉山 泰彦 (前) 村上 浩昭 (前) 鈴木 文男 (前) 木内 一元 |
| 住宅営繕課 課長 | 町田 真示 (前) 田保 渉 |

| | |
|------|-----------|
| | (前) 長橋 憲一 |
| | (前) 榎本 博 |
| 課長補佐 | 蓮池 紀行 |
| | (前) 新井 英樹 |
| 主幹 | (前) 工藤 仁 |
| 営繕係長 | 小河 僚 |
| | (前) 鈴木 秀典 |
| | (前) 前田 将宏 |
| 主任 | 野毛 隼人 |
| | (前) 杉山 秀之 |
| 副主任 | (前) 梅原 由 |
| | (前) 菅野 公尊 |
| | (前) 松本 愛子 |
| 技師 | 石川 大夢 |
| | (前) 大瀧 侑磨 |

【設計監理】

公益財団法人文化財建造物保存技術協会
(東京都荒川区西日暮里 2-32-15)

| | |
|------------------|------------|
| 理事長 | 高塩 至 |
| | (前) 佐々木 正峰 |
| 工事監督 常務理事 (技術担当) | 稲葉 敦 |
| 工事主任 | 西澤 正浩 |
| 技術職員 | 鹿取 奈央 |
| | (前) 猪狩 優介 |
| | (前) 飯山 皓平 |
| 臨時職員 (事務) | 土屋 安美 |
| | (前) 瀧本 雅子 |
| | (前) 高田 勝枝 |

[構造補強設計監理協力]

有限会社金箱構造設計事務所 (東京都品川区)
代表取締役 金箱 温春
担当 (前) 白橋 祐二

[地盤調査]

株式会社東京ソイルリサーチ東京支店
(東京都目黒区)
常務取締役支店長 木村 茂

[蛍光 X 線分析]

東京藝術大学大学院美術研究科
文化財保存学専攻特任准教授 (前) 山田 修
担当 宮木 菜月

[構造軸組図作成協力]

株式会社アイチケン (愛知県江南市)
会長 中島 正雄
担当 林 久恵

【工事請負】

[(第 I 期) 工事 ~ (第 III 期) 工事その 1]

| | |
|-----------------------|--------|
| 株式会社魚津社寺工務店 (名古屋市中川区) | |
| 代表取締役 | 魚津 忠弘 |
| 現場代理人 | |
| (第 I 期) 工事 | 野口 英一朗 |
| (第 I 期) 工事その 2 | 水谷 壮寿 |
| (第 II 期) 工事 | 千田 卓弥 |
| (第 II 期) 工事その 2 | 野口 英一朗 |
| (第 III 期) 工事その 1 | 清水 智行 |
| 大工棟梁 | 水谷 壮寿 |
| 副棟梁 | 千田 卓弥 |
| 大工 | 橋本 蔵伸 |
| 同 | 河田 規男 |
| 同 | 岡田 高志 |
| 同 | 水口 高夫 |
| 同 | 岩嶋 啓輔 |
| 同 | 小山 健一郎 |

[(第 III 期) 工事その 2]

| | |
|----------------------------------|-------|
| 清水建設株式会社 名古屋支店 静岡営業所 (静岡県三島市) | |
| 営業所所長 | 田和 英夫 |
| 営業所副所長 | 寺西 彰 |
| 工事長 | 竹洞 雄二 |
| 現場代理人 | 樋口 尚志 |

【協力業者】

[仮設工事]

| | |
|--------------------|-----------|
| 株式会社青木組 (神奈川県海老名市) | |
| 代表取締役 | 東島 奨 |
| | (前) 青木 茂久 |
| 職長 | 長野 智 |

| | |
|------------------|-------|
| 株式会社石原組 (静岡県沼津市) | |
| 代表取締役 | 石原 貴志 |
| 職長 | 原田 充 |

[仮設小屋]

| | |
|-------------------------|----------|
| テクノハウス株式会社東京支店 (東京都稲城市) | |
| 代表取締役 | 小泉 秀明 |
| | (前) 茂木 章 |
| 職長 | 小林 幸男 |

[基礎工事・雑工事]

| | |
|--------------------|-------|
| 株式会社金田工務店 (静岡県沼津市) | |
| 代表取締役 | 金田 法三 |
| 職長 | 高橋 孝 |
| 職人 | 佐藤 雅宣 |
| 同 | 山田 義実 |

[揚屋工事]

株式会社宇津野組 (名古屋市南区)
 代表取締役 宇津野 眞平
 職長 宇津野 友貴
 職人 吉村 晃

[木工事]

有限会社巽構築 (静岡県島田市)
 代表取締役・大工 杉本 信夫
 株式会社安田工務店 (千葉県市原市)
 代表取締役 渡邊 正之
 大工 中川 正吉
 同 飯田 剛
 梁裕建築 (静岡市葵区)
 大工 小田 裕介

[屋根工事]

橋本瓦葺工業株式会社 (奈良県奈良市)
 代表取締役 橋本 浩至
 職長 橋本 浩至
 瓦作製 橋本 貴至
 職人 西田 義男
 同 栗本 英雄
 同 田中 隆宏

[左官工事]

中島左官株式会社 (愛知県江南市)
 取締役社長 中島 正雄
 取締役 高木 明
 職長 高橋 徳光
 職人 渡邊 正義
 同 内田 良朋
 同 長縄 厚
 同 杉坂 健
 同 阪本 湧太
 同 ドー・ゴック・チュオン
 同 プイ・バン・ファン

天池左官 (岐阜県加茂郡)
 職人 天池 三郎

有限会社東海林左官 (山形県東置賜郡)
 取締役社長・職人 東海林 良一

有限会社梅原左官工業 (静岡県伊豆の国市)
 代表取締役社長 梅原 克巳

[左官工事] (漆喰彫刻補修)

山口巧芸舎 (神奈川県都筑区)
 取締役 山口 明
 R e 凜 (東京都足立区)
 取締役 綿引 広孝

早稲田大学理工学術院総合研究所

嘱託研究員 齋藤 金次郎

[石工事]

株式会社小林石材工業 (東京都港区)
 代表取締役 佐藤 哲夫
 (前) 小林 美知
 職長 佐藤 方哉
 職人 三宅 翼
 同 與那嶺 優也

[擬石補修 (石塀・基礎)]

(一社) 文化遺産修復技術協会 (愛知県瀬戸市)
 理事長 海老澤 孝雄

[木製建具工事]

日進木工株式会社 (岐阜県高山市)
 代表取締役 北村 斉
 職長 山下 昌男
 職人 鍛地 哲男
 鈴木工芸所 (愛知県新城市)
 代表・職長 鈴木 弘尚
 中商株式会社 (愛知県江南市)
 代表取締役 中嶋 英貴
 職長 木戸脇 貴志
 職人 奥田 好一
 同 松本 匡史

[経師工事]

株式会社松井春峰堂 (大阪府富田林市)
 代表取締役 松井 芳文
 (前) 松井 利夫
 職長 橋本 松男
 職人 窪下 裕仁
 同 藤井 淳平

(金散らし和紙)

富岡泰雅堂 (広島市中区)
 職長 富岡 真典
 職人 原本 久士

[板金工事]

有限会社村上板金工業 (宮城県気仙沼市)
 代表取締役・職長 村上 美智也
 職人 小松 正

[畳工事]

株式会社社長谷川畳店 (静岡市駿河区)
 代表取締役・職長 長谷川 俊介
 吉永畳店 (静岡市葵区)
 職人 吉永 卓裕
 有限会社柳井畳店 (東京都大田区)

代表取締役 柳井 博

[飾金具・鉄金具工事]
株式会社後藤鋳金具製作所 (京都市山科区)
代表取締役 後藤 正嗣
職長 後藤 正太

[鉄金具工事]
株式会社大谷相模椽鋳造所 (大阪市東成区)
代表取締役 大谷 哲秀

[漆工事]
有限会社齋藤漆工芸 (神奈川県足柄下郡)
代表取締役 齋藤 敏彦
職長 吉成 光臣
職人 山城 修

[彩色工事]
株式会社さわの道玄 (京都市中京区)
代表取締役 長屋 進
職長 藤原 二郎
職人 河喜多 祐佳
職人 高井 みいる

[ペンキ工事]
監直建築 (静岡県沼津市)
代表・職長 監物 直明
鈴木建装 (静岡県田方郡)
代表・職長 鈴木 正人
株式会社望月塗工 (静岡県御前崎市)
代表取締役 増田 樹

[鉄骨工事]
株式会社クボタP・G (静岡県裾野市)
代表取締役 窪田 猛
職長 窪田 伸一郎
設計 不破 英一
株式会社カワグチ鉄工 (静岡県沼津市)
代表取締役 日吉 康博
製作管理 金 重煥
有限会社井上建設興業 (静岡県裾野市)
代表取締役・職長 井上 匡貴

[模様印刷洋紙(天井)作製]
株式会社東京松屋 (東京都台東区)
代表取締役 伴 利兵衛
営業部長 川嶋 利行

[同上シルクスクリーン印刷]
宮川紙工株式会社 (埼玉県比企郡)
代表取締役 宮川 健一
職長 野内 俊司

[泰平紙作成]

長田製紙所 (福井県越前市)
代表取締役 長田 和也

[自火報復旧工事]
広伸防災株式会社 (静岡県富士市)
代表取締役 飯塚 史洋
職長 池尻 計三
職人 金指 才一
同 陣在 久志

[避雷設備復旧工事]
大阪避雷針株式会社静岡営業所 (静岡市駿河区)
所長 辻原 佳祐
職長 石垣 伸武

[消火栓備復旧工事]
ホーチキ株式会社静岡支社 (静岡市駿河区)
支社長 佛木 貴之
職長 江上 文矩
株式会社カンセイ (静岡県富士宮市)
代表取締役・職長 野澤 篤

[電気設備復旧工事]
株式会社たかせ電設 (静岡県静岡市)
代表取締役・職長 高瀬 健
職人 今村 良和

[防蟻土壌処理工事]
株式会社雨宮 (名古屋市北区)
代表取締役 雨宮 秀寿
職長 外山 章浩

[木材納入]
株式会社いちい (愛知県江南市)
代表取締役 為保 隆義
株式会社カジウラ西部営業所 (愛知県弥富市)
代表取締役 梶浦 好弘

[衛生陶器製作]
有限会社美山 (愛知県瀬戸市)
代表取締役 寺田 鉄平
担当 寺田 康雄

[仮設樋工事・台所外壁]
橋本ブリキ店 (静岡県沼津市)
代表・職長 橋本 堅一

[台所内装]
高砂建設株式会社 (静岡県沼津市)
代表取締役 眞野 晴二

第4節 事業費

第1項 事業費収支内訳

事業費収入内訳

単位：(円)

| | | |
|------|-------------|---------------|
| 総収入額 | 合計 | 1,007,290,750 |
| | 所有者(沼津市)負担額 | |
| | 計 | 235,036,750 |
| | 平成28年度 | 3,883,000 |
| | 平成29年度 | 23,334,000 |
| | 平成30年度 | 33,600,000 |
| | 令和元年度 | 59,500,000 |
| | 令和2年度 | 59,500,000 |
| | 令和3年度 | 55,219,750 |
| | 静岡県補助額 | |
| | 計 | 117,516,000 |
| | 平成28年度 | 1,941,000 |
| | 平成29年度 | 11,666,000 |
| | 平成30年度 | 16,800,000 |
| | 令和元年度 | 29,750,000 |
| | 令和2年度 | 29,750,000 |
| | 令和3年度 | 27,609,000 |
| | 国庫補助額 | |
| | 計 | 654,738,000 |
| | 平成28年度 | 10,816,000 |
| | 平成29年度 | 65,000,000 |
| | 平成30年度 | 93,600,000 |
| | 令和元年度 | 165,750,000 |
| | 令和2年度 | 165,750,000 |
| | 令和3年度 | 153,822,000 |
| | 雑収入額 | |
| | 計 | 0 |
| | 平成28年度 | 0 |
| | 平成29年度 | 0 |
| | 平成30年度 | 0 |
| | 令和元年度 | 0 |
| | 令和2年度 | 0 |
| | 令和3年度 | 0 |

事業費支出内訳

単位：(円)

| | | |
|--------|--|------------|
| 総事業費 | 1,007,290,750 | |
| 主たる事業費 | 1,006,266,940 | |
| 修理工事経費 | 784,848,880 | |
| 主屋工事費 | 280,734,815 | |
| 直接仮設工事 | やりかた、下屋等軒足場、素屋根、内部足場、屋根シート養生、裏側木戸解体・復旧、井戸屋根解体、北側突出部解体・復旧 | 22,518,804 |
| 解体工事 | 調査、解体(大工、普通作業員、屋根葺工、鳶工、器具損料・その他)、発生材等運搬 | 17,436,276 |
| 基礎工事 | 補足石材、基礎石据直し、土間叩き、敷石据直し、土台アンカー | 6,271,614 |
| 木工事 | 補足木材(化粧材、野物材)、金属資材、雑資材、器具損料・その他、大工、普通作業員、鳶工、防腐・防蟻処理剤塗布 | 54,875,666 |

| | | |
|--------|---|------------|
| 屋根工事 | 瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、棧瓦葺、大棟積、隅棟積、際熨斗積、面戸漆喰塗、雀口漆喰塗、棟・際熨斗目地漆喰、鬼漆喰巻き、蠟羽棒漆喰塗、谷鋼板葺、窓台水切り、樋工事 | 58,081,866 |
| 左官工事 | 大壁、真壁、海鼠壁、揚げ裏、胴蛇腹塗。木舞掻き、荒打、斑直し、中塗、砂摺、海鼠瓦選別清掃、補足瓦、仕上塗(漆喰、黒漆喰、黄大津、鼠漆喰、外壁擬石塗、海鼠目地漆喰塗)、漆喰彫刻補修、竈作製 | 26,001,024 |
| 建具工事 | 板戸、障子、襖、欄間障子、ガラス入り建具。補修及び新規作成、建具金具等補修・新調、建付調整、塗装直し | 36,699,022 |
| 構造補強工事 | 主屋鉄骨支柱、耐圧盤設置、鉄骨梁小屋組緊結及びブレース設置、煙突鉄骨下地補強、小屋裏合板補強、ミセ取合い鉄骨補強 | 10,871,841 |
| 雑工事 | 壁紙貼、天井紙貼、塗装工事(漆、ペンキ)、飾金具補修・新調、畳表替え・新規作成、防蟻土壌処理、自動火災報知設備撤去・復旧、電灯・コンセント設備撤去・復旧、給排水・ガス設備等撤去、避雷設備撤去・復旧、屋内消火栓盛替え、焼印製作、修理銘板 | 46,070,448 |
| 発生材処分費 | 木材、がれき、コンクリート、残土、金属くず、プラスチック、石膏ボード、混合廃棄物 | 1,908,254 |
| ミセ工事費 | | 35,570,616 |
| 直接仮設工事 | やりかた、軒足場、素屋根、内部足場、屋根シート養生、解体跡地養生 | 2,410,484 |
| 解体工事 | 調査、解体(大工、普通作業員、屋根葺工、鳶工、器具損料・その他)、発生材等運搬 | 2,406,543 |
| 基礎工事 | 土間叩き、土台アンカー | 583,592 |
| 木工事 | 補足木材(化粧材、野物材)、金属資材、雑資材、器具損料・その他、大工、普通作業員、鳶工、防腐・防蟻処理剤塗布 | 9,063,770 |
| 屋根工事 | 瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、棧瓦葺、大棟積、際熨斗積、面戸漆喰塗、雀口漆喰塗、棟・際熨斗等目地漆喰、鬼漆喰巻き、蠟羽棒漆喰塗、樋工事 | 8,791,599 |
| 左官工事 | 大壁、真壁、海鼠壁、揚げ裏、胴蛇腹塗。木舞掻き及び木摺下地、荒打、斑直し、中塗、海鼠瓦選別清掃、補足瓦、仕上塗(漆喰、黒漆喰、外壁擬石塗、海鼠目地漆喰塗) | 4,478,119 |
| 建具工事 | 板戸、障子、襖、格子戸。補修及び新規作成、建具金具等補修・新調、建付調整 | 5,258,500 |
| 雑工事 | 壁鋼板包み、畳新規作成、金物補修・新調、防蟻土壌処理、自動火災報知設備撤去・復旧、電灯・コンセント設備撤去・復旧、避雷設備撤去・復旧、修理銘札 | 2,526,645 |
| 発生材処分費 | 木材、がれき、コンクリート、残土 | 51,364 |
| 文庫蔵工事費 | | 36,012,862 |
| 直接仮設工事 | やりかた、軒足場、素屋根、内部足場 | 3,145,911 |
| 解体工事 | 調査、解体(大工、普通作業員、屋根葺工、鳶工、器具損料・その他)、発生材等運搬 | 1,481,042 |

| | | |
|-------------------|--|------------|
| 木 工 事 | 補足木材(化粧材、野物材)、金属資材、雑資材、器具損料・その他、大工、普通作業員、防腐・防蟻処理剤塗布 | 5,904,571 |
| 屋根工事 | 瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、棧瓦葺、大棟積、際熨斗積、面戸漆喰塗、雀口漆喰塗、棟・際熨斗等目地漆喰、鬼漆喰巻き、蠟羽棒漆喰塗、銅板葺、樋工事 | 8,368,452 |
| 左官工事 | 大壁、真壁、海鼠壁、揚げ裏、胴蛇腹塗。木舞掻き、荒打、斑直し、中塗、砂摺補強、海鼠瓦選別清掃、補足瓦、仕上塗(漆喰、黒漆喰、海鼠目地漆喰塗) | 9,834,939 |
| 建具工事 | 板戸、襖、格子戸、土戸、ガラス戸。補修及び新規作成、建付調整、床の間張付壁補修 | 4,475,495 |
| 雑 工 事 | 壁鋼板包み、畳工事、金物補修・新調、基礎石据直し、小屋梁鋼材補強、防蟻土壌処理、自動火災報知設備撤去・復旧、電灯・コンセント設備撤去・復旧、避雷設備撤去・復旧、修理銘札 | 2,768,052 |
| 発生材処分費 | 木材、がれき、残土、金属くず | 34,400 |
| 東土蔵工事費 63,782,208 | | |
| 直接仮設工事 | やりかた、素屋根、軒足場、内部足場、北面下屋解体・復旧、揚家 | 5,316,783 |
| 解体工事 | 調査、解体(大工、普通作業員、屋根葺工、腐工、器具損料・その他)、発生材等運搬 | 5,081,755 |
| 基礎工事 | 土間叩き、基礎石据直し | 575,610 |
| 木 工 事 | 補足木材(化粧材、野物材)、金属資材、雑資材、器具損料・その他、大工、普通作業員、防腐・防蟻処理剤塗布 | 14,558,981 |
| 屋根工事 | 瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、棧瓦葺、大棟積、際熨斗積、面戸漆喰塗、雀口漆喰塗、棟・際熨斗等目地漆喰、鬼漆喰巻き、蠟羽棒漆喰塗、樋工事 | 13,033,767 |
| 左官工事 | 大壁、真壁、海鼠壁、揚げ裏、胴蛇腹塗。木舞掻き、荒打、斑直し、中塗、砂摺補強、海鼠瓦選別清掃、補足瓦、仕上塗(漆喰、黒漆喰、海鼠目地漆喰塗) | 21,967,776 |
| 建具工事 | 格子戸、土戸、ガラス戸、階段板戸。補修及び新規作成、建付調整 | 1,435,920 |
| 雑 工 事 | 金物補修・新調、基礎石据直し、小屋梁鋼材補強、防蟻土壌処理、自動火災報知設備撤去・復旧、避雷設備設置、修理銘札 | 1,753,416 |
| 発生材処分費 | 木材、がれき、残土 | 58,200 |
| 北土蔵工事費 59,798,001 | | |
| 直接仮設工事 | やりかた、素屋根、内部足場、解体跡地養生 | 4,868,651 |
| 解体工事 | 調査、解体(大工、普通作業員、屋根葺工、腐工、器具損料・その他)、発生材等運搬 | 2,548,408 |
| 基礎工事 | 補足石材、段石据付直し、基礎石積直し、土間叩き復旧 | 5,116,453 |
| 木 工 事 | 補足木材(化粧材、野物材)、金属資材、雑資材、器具損料・その他、大工、普通作業員、防腐・防蟻処理剤塗布 | 13,621,579 |
| 屋根工事 | 瓦選別・清掃、補足瓦、土居葺、棧瓦葺、大棟積、際熨斗積(2段)、面戸漆喰塗、雀口漆喰塗、棟・際熨斗等目地漆喰、鬼漆喰巻き、蠟羽棒漆喰塗、樋工事 | 10,420,689 |

| | | |
|--------------------------|--|-------------|
| 左官工事 | 大壁(木舞掻き、荒打、斑直し、中塗)、真壁(木舞掻き、荒打、斑直し、中塗)、軒・戸口廻り(木舞掻き、荒打、斑直し、中塗)、海鼠壁(海鼠瓦選別清掃、補足瓦、下地海鼠瓦張)、仕上塗(漆喰上塗、黒漆喰上塗、揚裏等黒漆喰塗、海鼠壁漆喰塗)、胴蛇腹塗 | 19,775,680 |
| 建具工事 | 格子戸、土戸。補修及び新規作成、建付調整 | 1,949,800 |
| 構造補強工事 | 土台アンカー | 81,880 |
| 雑 工 事 | 金物補修・新調、防蟻土壌処理、自動火災報知設備撤去・復旧、避雷設備設置、修理銘札 | 1,346,011 |
| 発生材処分費 | 木材、がれき、残土、金属くず | 68,850 |
| 塀・門工事費 66,334,753 | | |
| 直接仮設工事 | やりかた、外部足場、脚立足場、解体跡地養生 | 601,548 |
| 解体工事 | 調査、解体(石工、普通作業員、器具損料・その他)、発生材等運搬 | 14,101,564 |
| 組積工事 | 補足石材、基礎石据直し、割石積直し、石塀積直し、東石塀整備、板塀整備 | 42,976,730 |
| 構造補強工事 | 鉄骨支柱、RC基礎、補強金具 | 8,087,483 |
| 雑 工 事 | 跡片付・清掃、石垣補強、修理銘札 | 394,980 |
| 発生材処分費 | 木材、がれき ほか | 172,448 |
| 共通費 188,401,745 | | |
| 共通仮設費(率計算) | 監理事務所、作業員休憩所、簡易トイレ、電気設備等 | 22,603,682 |
| 共通仮設費(積上げ) | 保存小屋、シート、クマゲート、通用口、仮囲い、砕石敷均、敷鉄板、保存格納棚、南東木戸撤去・復旧、看板撤去・復旧、樹木伐採等 | 19,791,882 |
| 現場管理費 | | 69,770,009 |
| 一般管理費 | | 76,236,172 |
| 上記修理工事設計価格合計 730,635,000 | | |
| 入札後の請負工事本体価格 718,508,000 | | |
| 消費税 66,340,880 | | |
| 消費税及び地方消費税 66,340,880 | | |
| 設計料及び監理料 221,418,060 | | |
| 委託料 221,418,060 | | |
| 設計監理費 | 技術者人件費と本部経費等 事務経費 特別業務費 修理工事報告書印刷・製本 大型写真撮影 地盤調査 耐震診断・補強案策定 構造補強実施設計 構造補強工事監理 備品 | 202,485,000 |
| 消費税 | 消費税及び地方消費税 | 18,933,060 |
| その他の経費 1,023,810 | | |
| 事務経費 1,023,810 | | |
| 事務費 1,023,810 | | |
| 旅費 | 特別旅費 | 84,460 |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、情報発信経費 | 939,350 |
| 役員費 | 通信運搬費 | 0 |

※情報発信の内容

修理概要を紹介するリーフレット作成と配布、事業期間における工事内容説明板の設置、現場特別公開、瓦作り体験

第2項 契約事務

①請負工事

※工期・金額等は各工事の最終契約変更のもの

| 契約区分 | 金額 (税込) | 工期 | 工事内容 |
|-------------------------------------|--------------|-------------------------------|--|
| 平成28年度 重要文化財松城家住宅保存修理(第I期)工事 | 7,635,600円 | 平成28年12月9日 ～ 平成29年5月25日 | 主 屋：仮設・解体一部 ミ セ：仮設・解体一部 北土蔵：仮設・解体・選別一部 塀・門：仮設・解体・選別一部 共通仮設一部設置 |
| 契約日 平成28年12月9日 第1回変更 平成29年3月27日 | | | |
| 平成29年度 重要文化財松城家住宅保存修理(第I期)工事その2 | 146,412,700円 | 平成29年5月26日 ～ 令和4年3月28日 | 主 屋：仮設、解体・選別、設備撤去 ミ セ：仮設、解体・選別、設備撤去 文庫蔵：仮設、解体・選別、木一部、設備撤去 東土蔵：仮設、解体・選別、木一部、設備撤去 北土蔵：仮設、解体・選別、木一部、設備撤去 塀・門：仮設、解体・選別 共通仮設増設・撤去、各棟発生材処分 |
| 契約日 平成29年5月26日 | | | |
| 第1回変更 平成30年3月14日 | | | |
| 第2回変更 平成31年3月25日 | | | |
| 第3回変更 令和2年3月27日 | | | |
| 第4回変更 令和3年3月29日 第5回変更 令和4年2月28日 | | | |
| 平成30年度 重要文化財松城家住宅保存修理(第II期)工事 | 143,624,880円 | 平成30年12月14日 ～ 令和4年2月28日 | ミ セ：木・屋根一部 文庫蔵：仮設、木、屋根、左官一部、建具、雑 東土蔵：基礎、木、屋根、左官一部、建具、雑 北土蔵：仮設、基礎、木、屋根、左官、建具、構造補強、雑 |
| 契約日 平成30年12月14日 | | | |
| 第1回変更 平成31年3月25日 | | | |
| 第2回変更 令和2年3月27日 | | | |
| 第3回変更 令和3年3月29日 第4回変更 令和3年11月26日 | | | |
| 平成31年度 重要文化財松城家住宅保存修理(第II期)工事その2 | 418,000,000円 | 令和元年6月29日 ～ 令和3年12月14日 | 主 屋：仮設、基礎、木、屋根、左官、建具、雑 ミ セ：仮設、基礎、木一部、屋根、左官、建具、雑 文庫蔵：仮設、屋根一部、左官、建具一部、雑一部 東土蔵：仮設、屋根一部、左官、雑一部 北土蔵：雑一部 塀・門：仮設、解体、組積(整備部分) 共通仮設一部 |
| 契約日 令和元年6月28日 | | | |
| 第1回変更 令和2年3月27日 | | | |
| 第2回変更 令和3年3月29日 第3回変更 令和3年12月13日 | | | |
| 令和3年度 重要文化財松城家住宅保存修理(第III期)工事その1 | 7,392,000円 | 令和3年10月18日 ～ 令和4年3月16日 | 塀・門：仮設(板塀)、組立(板塀) |
| 契約日 令和3年10月15日 第1回変更 令和4年3月16日 | | | |
| 令和3年度 重要文化財松城家住宅保存修理(第III期)工事その2 | 61,783,700円 | 令和4年3月22日 ～ 令和4年9月30日 | 主 屋：雑一部、建具一部 塀・門：仮設、組積(指定部分)、構造補強、雑 共通仮設、発生材処分 |
| 契約日 令和4年3月18日 第1回変更 令和4年8月24日 | | | |

②設計監理業務委託

※期間・金額等は各委託の最終契約変更のもの

| 契約区分 | 金額 (税込) | 期 間 | 委託内容 |
|---|--------------|--|--|
| 平成 28 年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 | 10,047,240 円 | 平成 28 年 7 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日 | 技術者人件費と本部経費等、事務経費、大型写真撮影費一部、地盤調査費、耐震診断費一部、備品費 |
| 契約日 平成 28 年 7 月 1 日 第 1 回変更 平成 29 年 3 月 30 日 | | | |
| 平成 29 年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 | 26,950,320 円 | 平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日 | 技術者人件費と本部経費等、事務経費、大型写真撮影費一部、耐震診断費一部、補強案策定費一部、備品費 |
| 契約日 平成 29 年 4 月 1 日 第 1 回変更 平成 30 年 3 月 30 日 | | | |
| 平成 30 年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 | 34,036,200 円 | 平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日 | 技術者人件費と本部経費等、事務経費、補強案策定費一部、構造補強実施設計費一部、備品費 |
| 契約日 平成 30 年 4 月 1 日 第 1 回変更 平成 31 年 3 月 29 日 | | | |
| 平成 31 年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 | 47,394,600 円 | 平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日 | 技術者人件費と本部経費等、事務経費、構造補強実施設計費一部、構造補強工事監理費一部、備品費 |
| 契約日 平成 31 年 4 月 1 日 第 1 回変更 令和 2 年 3 月 31 日 | | | |
| 令和 2 年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 | 49,306,400 円 | 令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 6 月 30 日 | 技術者人件費と本部経費等、事務経費、備品費 ※令和 3 年 4 月 1 日～6 月 30 日は明許繰越し期間 |
| 契約日 令和 2 年 4 月 1 日 第 1 回変更 令和 3 年 3 月 31 日 | | | |
| 令和 3 年度 松城家住宅保存修理工事設計監理業務委託 | 53,683,300 円 | 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 12 月 28 日 | 技術者人件費と本部経費等、事務経費、構造補強工事監理費一部、大型写真撮影費、修理工事報告書印刷・製本費、備品費 ※令和 4 年 4 月 1 日～12 月 31 日は明許繰越し期間 |
| 契約日 令和 3 年 4 月 1 日 第 1 回変更 令和 4 年 3 月 31 日 | | | |
| 第 2 回変更 令和 4 年 9 月 30 日 | | | |

※令和 2 年度は事業期間・工事期間ともに 3 カ月間の繰越し、令和 3 年度は事業期間 9 カ月間・工事期間 6 カ月間の繰越し。

